

第9日目（9月7日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。延会前に引き続き、本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は 21 名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から欠席、牧野晶君より遅刻、勝又貞夫君より早退の届けが出ておりますので、報告いたします。なお、私が午後から欠席いたします。届けを副議長に提出し許可を得ていますので、併せて報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 本日の日程は一般質問とし、一般質問を続行いたします。

○議 長 質問順位8番、議席番号4番・吉田光利君。

○吉田光利君 おはようございます。傍聴の皆さん、早朝よりありがとうございます。任期中、最後の一般質問であります。いまだに緊張でございますが、今回は4年前のど緊張の中、無我夢中で行いました一般質問と同じ関連のテーマを取り上げさせていただきました。4年間の思いを込めて質問させていただきたいと思っております。

1 三国川ダムの観光事業振興について

それでは、大項目1、質問に入らせていただきます。三国川ダムの観光事業振興について。三国川ダムは、洪水貯留、流水の正常な機能の維持、水道水の供給、発電の4つの目的からなる多目的ダムである。そして、忘れてはならないのが、南魚沼市にとって大きな観光資源であることは変わっておりません。

三国川ダム観光事業については、以前より市としては独立運営を目指す方針が示されている。平成23年の豪雨災害をはじめ、幾多の落石被害に見舞われ、長期の周回道路の通行止めや、一部の主要施設では水源の変動から渇水による営業休止となっている。関係者の努力により災害復旧を果たし、激減した観光客も少しずつ回復が見られたところに、新型コロナウイルス感染症の影響で再び激減する厳しい状況である。

しかしながら、コロナ禍においてもキャンプ場利用等のアウトドア人気は底堅く、明るい希望も期待される。今こそアフターコロナに備えた観光事業の戦略が必要と考える。そこで以下に市長の所見を伺う。

- 1、観光事業の独立運営に向けた進捗と見通しはどうか。
- 2、独立運営を目指すなら、外部コンサルタント会社へ業務委託の検討が必要ではないか。
- 3、登山者のために十字峡登山センターの整備をどのように考えているか。
- 4、周辺地域の観光資源・施設との連携や、市内温泉宿との集客でシナジー効果を高めるべきでは。

以上、壇上からの質問といたします。

○議 長 吉田光利君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市長 改めまして、おはようございます。それでは、2日目の一般質問に答えたいと思います。まずは、吉田議員のご質問にお答えします。

1 三国川ダムの観光事業振興について

三国川ダムの観光事業振興についてであります。まず、1点目の観光事業の独立運営に向けた進捗と見通しということですが、この中心となっているのがしゃくなげ湖畔開発公社。平成25年3月に公益法人から一般財団法人に移行しております、そのとき行政からの出捐金として——3,000万円ですが——とその資産を引き継いだ中で、公社運営と事業継続に取り組んでいただいています。

一般財団法人の認可を受ける条件というのがやはりありまして、この中で引き継いだ財産——認可上は5,232万円という調べですが——につきまして、収益目的ではなくて、観光啓発や地域への貢献、還元のための事業、いわゆる公益的支出事業として令和62年度——ちょっと気が遠くなりますが、令和62年度まで順次使用することが義務づけられているという状況です。この事業実施に係る業務と、留保資金があっても用途がこれに縛られているために——広域的なそういう展開に縛られているために自由な事業投資に使うことができないことが、非常にネックというか大きな問題点ではないかと考えています。

南魚沼市からは毎年どういう支援が——支援といいますか、言葉が違いますね、指定管理料です、これが330万円。及び人件費等運営補助金——令和2年度でいうと447万円——を支援していますが、維持・管理施設が非常に多い。ご存じのとおりです。従業員数も限られているということが運営を硬直化させている非常に大きな原因の一つだと考えています。

加えまして、平成23年の——記憶にまだ新しいのですが、新潟・福島豪雨災害によって、しゃくなげ湖オートキャンプ場などの収益を生み出せる施設が使えなくなっているということも、経営状況をさらに厳しくしている要因と考えています。

現在のコロナ禍により、厳しい状況が続いているところですが、しかしながら令和元年度に三国川ダム湖面利用協議会が発足しまして、SUP——スタンドアップ・パドルボード。小野塚彩那さんが利用しているものが、市の発行しているLIFE inという雑誌にも出て非常に反響を呼びましたが、SUPのような湖面を利用したアクティビティなスポーツなど、新たな取組も今始まっているという状況です。

このほか、現在南魚沼市が力を入れて進めようとしている自転車を活用したまちづくりの周回コースの一つとしても期待されているところでもあります。これまでのロードレースとか、様々な取組が下地にあるわけでもあります。観光でいうと、以前の見るといって、いわゆるモノ消費と言われたりするのですけれども、この状況から今は体験、コト消費なんていう言い方をしますが、この取組が生まれてきています。随分さま変わりもしつつある。

このような新しい取組と連携しながら、三国川ダム、しゃくなげ湖周辺の観光振興につなげていき、自走できる、要は自立ができる観光地経営を目指していきたいと考えております。言葉で言うと簡単ですが、いろいろな課題があるということですが、今のこの状況を鑑みると、そういう連携——まさにこの後の質問にも触れますが、連携の中でやはりやっていくべ

きであろうと考えているところでもあります。

2つ目の独立運営を目指すならば、外部コンサルタント会社へ業務委託の検討が必要ではないかということですが、独立運営を目指すためには、継続的な運営資金確保の取組が必須条件であると思います。外部からコンサルティングを受けることも1つの方法であるとは考えます。しかしながら、今お話ししたとおり、市では自転車の取組のこと、そして松井基金事業などのこれから取り組むべきテーマの中、こういった有機的な連携ができないかということ。様々なプロジェクトが今計画、そして進行させようというところにあります。これらを有機的につなげ、相乗効果を上げられるような、効果的な仕組みづくりを我々は進めていく必要があると考えています。

しゃくなげ湖周辺のそこだけの観光ではなくて、これらを加味した市内様々な部分との関係性を持った、慎重なそういう取組の方向性を今検討を始めたりにしておりますので、外にお願いするという考え方の前に、我々は少し今ここで立ち止まり、その中から何かを生み出していかなければいけない。そのことをまず先に進めるべきではないかと考えているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

3つ目の登山者のための十字峡登山センターの整備です。中ノ岳や丹後山等への発着拠点として登山者からご利用いただいておりますが、私のところにもいろいろな要望等が来ております。平成23年の、先ほども言いました新潟・福島豪雨災害の被害などによりまして、現在、飲食の営業再開は予定できないという状況になっています。

また、近年の渇水がありまして、夏場に水が不足しているということが生まれています。観光センターやダム管理事務所からタンクで水を運びまして、給水等を行っているという状況です。今後も、逆にもっと増えるのかもしれませんが、登山者の利用があるということから、まずはトイレの洋式化や給水タンクの設置、加えまして室内の改修などを検討させていただきたいと考えております。

4つ目のご質問の周辺地域の観光資源・施設との連携、市内温泉宿との集客でシナジー効果を高めるべきではということですが、吉田議員の言われるとおり、先ほどの繰り返しになりますけれども、しゃくなげ湖単体の観光誘客だけでは、今後は非常に厳しいと私も考えております。過去にも六日町観光協会をはじめ、様々な旅行ツアーなどが催されまして、市内での宿泊としゃくなげ湖を回るツアーが行われたり、市においても、魚沼市と連携して2つの市のダム観光ということを、宿泊とセットにしたインフラツーリズムなども実施してきたところでもあります。

既に、地方観光とか旅行商品は、単体というか1つの自治体だけという枠でもなく、様々な広がりを持ったことを取り組んでいかないと、旅行者の満足度を満たすことはできない。登山とかはちょっと別だと考えてもらってもいいと思うのですけれども、それも加えて、また登山後とか登山前ということもあるかもしれません。そういうことが難しくなっていると思うのです。

今後も、しゃくなげ湖周辺の観光誘客だけで完結するという方向性から、繰り返しますが、

市全体の観光資源などを有機的に結びつける。このことによって相乗効果——シナジーを上げられるような仕組みづくりが必要であると考えております。

私からは以上でございます。いろいろな思いを持ってまた取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

それでは、何点か追加質問させていただきます。まず最初にお伺いしたいのですが、非常に4年前とはさま変わりしまして、コロナ禍ということで大変な環境になっています。4年前、私が一般質問させていただいたときに、三国川ダムの観光はどのような方向づけをするのだというお話をさせていただく中で、独立運営に向けた観光事業を目指すというのが市長から答弁いただいたわけでございますけれども、4年前と今と環境は違います。その方針に変わりはございませんか。まず、それを確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

今ほどのご質問にのみ答えるのであれば、そういう方向性は変わりないと思います。ただ、前半で言ったように、非常に硬直化されている。資金の使い道もかなり——いろいろな足かせと言うとちょっと言い過ぎですが、いろいろな縛りがあるという中で、やはり市がどういうことをやり、そしてその後どうやってつなぐかということも含めて状況は変わっているなとも思っています、今思うと、です。そして、あの4年前には多分、湖面の利用とかということ、まだ少し歩み出せるかどうかという手前ぐらいだったと思うので、随分その辺も変わってきているのではないかと思っています。ただの登山とか周遊を見て回る観光とかだけではない状況が生まれていると思っています。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

基本的には変わりないと受け止めたのですが、それではちょっと細かい内容になるかもしれませんが、質問させていただきます。市長の今ほどの答弁でありましたように、一般財団法人ということで足かせが結構ありますということは、僕も十分理解しているのですが、公益的支出事業というのがありまして、それを消化していかなければいけないというのが令和62年までであるという話がありましたけれども、それがかなり足かせになっているのかという気がするのですが、収益事業があるわけです。

収益事業は食堂とか売店とか指定管理業務とか、キャンプ場の運営とかいろいろあるわけですが、今現状を見ますと、常勤されている方が役員1名、あとは臨時的な季節的な雇用というような形で運営されています。あの規模であの所帯を賄うのは見るからに非常に手が足りないと。非常に苦しい状況と私は見ている。採算とかそういうことではなくて、人的パワー的に今のままでよいのだろうか。独立運営を目指すならそれなりの増員なり、あるいは環境的に難しい面はあるかもしれませんが、多少なりとも投資的な内容も含めた、てこ

入れが必要ではないかと考えるのですが、その辺、市長の見解を伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

先ほども答弁させていただいた、ほかとの連携もいろいろ考えていこう。この中にはちょっと触れましたが、例えば松井利夫さんの思いというのも実は私に伝わっているところがあります。ご自分の生まれ在り所です。そういうことを含めて、しかし、松井さんが個別にここだけに何かをと言っているわけではないのです。ないのですが、市内の様々な有効な資源を生かして、林市長頑張ったらどうですかという、そういう緩やかな形ですけれども、話をくださっている。その中でいろいろ思いを巡らせたり、これは決してこっちだけで勝手に決めていくことではないのですが、そういう中で他所との連携、そういったものの中でやっていく。

では、運営形態も今どこも行き詰まっているところがあるのです。決してしゃくなげ湖だけではありません、はっきり言って。これからの観光はどうあるべきか、観光という問題の視点だけなのかとか、いろいろあるわけです。この辺を、4年前とは全然、私の中の思いは随分さま変わりしてきている。運営形態がどうあるかということだけではなくて、本当に全体としてどうやって市のそういったものを生かし切っていくには、どういう体制をつくっていかなければいけないか。これをここでちょっともうあまり議論は深まりませんが、そういう思いがある。

なので、投資的などという話もありましたが、ここだけにそういうことを使うわけではなく、ではどういったことが必要だろうかというのは、これから本当に真剣に議論していく必要があると思っています。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

指定管理でそこを維持管理ということでマンパワーがそこに取られると。いわゆる営業的な活動とか、前向きなプロモーション活動をやるかということになかなかできないというのが実態なので、さらに独立運営を目指すならやはりそういう視点、今の松井基金という形もありましたけれども、ぜひ、そういうことも頭に入れながら、今後取り組んでいただければなという気がいたします。

続いて、いろいろヒアリングさせてもらう中で私もそうだなと思ったのですが、あそこに観光センターというのがあるのですけれども、食堂があります。土産物屋があります。ただ、トイレがないのです。ないと言うのはちょっと語弊がありますが、男子トイレが1つ、女子トイレが2つしかないのです。

今、三国川ダムは日本でも有数のダムですから、特殊なダムでございますから、結構大型バスがツアーで来るというのがありました。ところがやはり車窓観光で終わるのだそうです。やはりトイレは大事です。トイレをきちんと備えることが、そこでトイレタイムをしてお土産を買うとか、昼食をとるとかというのにつながると思うのです。そこが今までの経過があ

るから、今どうのこうのと私は言いませんけれども、反面、対角に国土交通省のダムの管理ビルがありますよね。あそこはでかい看板です。それこそ2メートル真四角ぐらいの看板で、快適なトイレがありますという看板を出しながらやっているのです。何でだろうと。三国川ダムでありながら、片方の観光センターでは男子トイレ1つしかないという形の中で、管理棟は立派なトイレをセールスポイントでやっている。ただ、あそこは駐車場がほとんどないです。五、六台ですか、せめて10台置かれるかどうかの状況です。

ちょっと話が脱線して申し訳ないのですけれども、トイレはかなりセールスポイントになるなという気がしていたのですが、中之島見附のインターの近くに3分ぐらいのところに道の駅があるのです。パティオ新潟という道の駅、ご存じかと思いますが、私はたまたま通ったことがあるのですが、あれは2015年に日本トイレ大賞を取ったところです。すばらしいトイレです。トイレを売り物にしているのです、道の駅が。バイキングもありまして、すごい繁盛しています。芝生の広場の屋外ガーデンがあって、芝生がばっと広がっているのです。子供たちが遊んでいる。やはりこういう発想かという気がしました。

トイレも一つの集客のセールスポイントだということを私は実感したのです。今の話とは違う時点でやったのですけれども、感じたのですが、どう見てもやはり車窓観光に終わる気がします。それは多分、市長もお気づきかと思うのですけれども、この辺について市長、トイレにこだわりといいますか、私の今の話の内容についてお考えがあればお聞かせください。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

トイレのことだけで申し上げますが、今道の駅もそうですが、何といたっても著しく変わったなと思っているのは、ハイウエーというか高速道路のトイレがいいところはホテル並みになったなという思い。今トイレが悪いというのは絶対に駄目な条件かと思います。

ちょっとだけ脱線しますが、私はスキー場で商売をしてきましたが、今は人後に落ちる感じになってしまっているのですけれども、30年前にはこれほどのトイレが要るのかと言われたトイレを自分のうちは整備したのです。30年前の話です、ごめんなさい。しかし、やはりお客さんはトイレだけの利用もあるけれども、トイレに来た人が店を利用してくれているというのはあると思うのです。

この発想は決してハイウエーや道の駅だけではなくて、今本当に多くの社会全体のそういう評価になっていると思いますし、加えてちょっと前後しますが、ではこの町の障がい者のトイレがどうだとか、全てそういうことにつながっていると思います。トイレが非常にネックであることは間違いないと思います。特に高齢者も増えてくるという状況の中では、それも含めて若干の、大きな意味の障害というのは、そういうことに考えていきますね——足腰が悪いとかを含めても非常に大切なことだと考えています。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

トイレも障害であるということは市長も今お話がありましたけれども、ぜひ、攻めの中の

一つの材料として検討いただければと思います。

先ほどSUPの話が出ました。小野塚彩那さんの関係で発信させていただいているのですが、この辺の手ごたえというか、今はちょっと新型コロナウイルスで大変だと思うのですが、何か状況がありましたら教えていただければと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

手ごたえというか、成果というか、今どんなふうになっているかということなので、これについては把握ができていれば担当課のほうに答えてもらいます。今、大源太ですか、あっちでもSUPをやったりとかしていますし、広がりがあると思います。キャンプブームも含めてそういう傾向が今見て取れるかなと思います。ちょっとコロナ禍ということもありますけれども。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 三国川ダムの観光事業振興について

SUPの状況です。令和元年度に始まりましてコロナ禍の中73名の方の利用でした。令和2年度については80名ご利用いただいています。コロナ禍なのでかなり厳しい状況の中の運営になっていますけれども、やはり先ほど市長も申し上げましたけれども、コト消費という部分ではこの後、観光がある程度体験観光とか、あと外国からのお客さんが増える中であっては可能性があるのではないかと考えていますので、継続していただきたいと思います。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

SUPについては分かりましたので、期待したいと思っています。

次、2番目に外部のコンサルタントを入れてはどうか、知恵を借りたらどうかというお話をちょっとさせていただきたいのです。ちょっと事例ですけれども、身近な中で十日町の清津峡ですか、清津峡が熊本県のくまモンを立ち上げたクリエイティブディレクターの水野学さんのアイデアで、トンネルの床面に水を張って景色を映して鏡面にするという形で爆発的な人気を得まして、2016年は6万人が2019年は31万8,000人まで観光客を増やしている。身近な成功例があるわけです。

僕もそれなりにいろいろ調べて、大手の企業さんともいろいろ話をさせていただく中で、これも有名な話ですが、長野県の県境の阿智村という村があるのですが、失礼ですけれども何にもないところです。売るものが何もないということで大手の企業が入りまして、星がきれいではないかということで、星空見学ツアーというのを企画したら、皆さんご存じだと思うのですが、これが爆発的に当たりまして、ないところから生むといいますか、そういったやはり外部の考えというか発想というか、プロフェッショナルな考えというのはすばらしい考えがあるのかなと。

三国川ダムというのはいろいろな観光資源、宝の山だと思っているのです。その着眼とい

うのはやはり外部の意見も聞いたりして、一緒になってやり取りするということも必要ではないかというのを私はすごく感じるのです。先ほど市長の答弁では、自転車の関係とかいろいろ考えていると。松井プロジェクトも含めて考えていきたいので、今外部は入れないと。今のところはないという話をしていましたけれども、柔軟に考えて、それを入れることによって何か障害があるのかどうか。その障害があるかどうかだけちょっと確認させてください。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

障害があるかどうかについては担当部のほうに答えてもらいますが、ちょっと誤解があったら正したいのですけれども、外部のことを入れないで自分たちでやっていくと、さっきの1回目の答弁は捉えられたかもしれません。私の思いは、外部の力は大事です、全てにおいて。これからいろいろやっていこうと思っていることに、昨日、目黒議員とのやり取りの中でも言っていますが、外の力も借りつつ、そういう人がいればということではありますが、ただ丸投げは駄目です。丸投げは駄目なのだけれども、外の力というのは非常に大事です。

津南の例もありましたが、あれはコンサルタントなのかデザイナーなのか、そういう差があると思うのですけれども、しゃくなげ湖というか三国川のことだけを——自分の頭の中の想定ですが——ではなくて市全体の中でどういう統一感や連携性を取ってやっていくか。そういうところまで考えが及ぶ人に来てもらわないと、我々と思いは同じだけれども、知見、知恵、そして例えばすばらしい経験や、様々なことが含まれている方であれば十分やっていきたい。だから、これまでの発想のように、どこどここのこの場所だけ何かを任せるとか、そういうことではなかなかうまくいかない。ただ、そこの経営とかになると、それはまた別の問題の話になるのかもしれません。ちょっとなかなか言いにくいですが、そういう発想でなければいけない。外の力を借りるとというのは非常に大事だと思います。外の目とか、雪のこともそうですし、これからはそういう段階を迎えていかなければならないと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 三国川ダムの観光事業振興について

一般財団法人ではありますけれども、当然収益事業を定款に載せてやっていますので、その部分について外部とのそういう連携について、障害は一切ないと感じています。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

よく理解しました。分かりましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

続いて3番、十字峡の登山センターについて質問させていただきます。経過と、水不足というのが災害によって湧水するというので、なかなか元のおりの運営ができない中で、いろいろ改築——トイレを洋式化するとか、中を改装するとかという話をしていただきましたので、いいのかなという気がしたのですけれども。私も現場は最近ちょっと見ました。や

やはりいろいろやっていたということは理解できるのですが、実際、現場を見るとなかなか手が回っていないなというのが実態でございます。

その辺は最初の話に戻ってしまうので、ちょっとかわいそうな気がしたのですが、結構な登山者がございます。結構な登山者といっても確定数字はないのですが、令和元年度に、実は関東の登山者も含めて地元の代表の方が署名を1,000名以上集めて陳情申し上げて、登山センターを整備してほしいという要望がありました。いや、私はそんなにあるのかと思いましたが、たまたま登山カード等も——すると結構な登山カードが入っています。登山カードが入ってなくても、あそこを観光したり利用する人もいるのかという感じがしたのです。それでそんな背景の中で質問させていただきたいのですが、市としては管轄外かもしれませんが、数多い登山者について入山者といいますか、その数というのはデータの何か市のほうではお持ちなのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

先ほどの要望書は私が受けたことですが、あれからあまり進んでいないと言われると本当に心苦しいのですが、いよいよそういうことも含めていろいろ考えていかなければならないときを迎えていると思っていますが、今の数字については——ちょっと分かる範囲を答えさせますので、よろしくをお願いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1 三国川ダムの観光事業振興について

登山者の数については、市内で多い山です——八海山それから坂戸山、あと巻機山については登山口にトレイルマスターというカウントする機械をつけて管理しております。ですので、管理できるのですが、ある程度は把握できますが、中ノ岳ですとか丹後です、あちらのほうについては非常に登山者がまだ少ない状況です。私どもとしては登山カードを必ず出していただいて、そちらのほうで人数を把握するぐらいしか今できていないという状況です。

以上です。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

確かに登山カードで管理されているのだと思いますが、いろいろ関係者に聞かせていただいたのです。カードを集めます。そしたら、そっくりスルーで出すだけですと。人数的には分かりませんという話をされていましたが、実際は。私もそのときに見ましたら、2週間ぐらいで11枚ありました。そんなところがありました。

ぜひ、私、提案したいのですが、数だけでも——ほとんど関東とか新潟方面の方が入山されています。この間高倉山でもちょっといろいろトラブルがあったということがあったので、そういう面ではちょっと僕の質問と外れてしまうかもしれませんが、やはり安全管理といいますか、そういうのは何月に何人のカードがあったとかというのは、どこかのセクシ

ョンがデータを取るとか集計していくことが大事ではないかと。

登山者が、そういった安全確保あるいはきれいな登山センターということは、関東地方のほうに口コミで宣伝してくれるのです。南魚沼市はこうですと。きれいです、安心ですということにつながると思うのです。やはりそんなに難しい労力ではないと思うのです。カードを数えるだけですから。それはぜひやっていただきたいなと思いますけれども、提案したいと思います。それは、答弁はよろしいです。

次に4番目の件ですが、これは市長も同感だという話をさせていただきましたので、三国川ダムを利用する人がいます。キャンプ場を利用するとか登山したりする人がいる。観光センターに寄ってダムカレーを食べるわけです。こうしてやると三国川ダムは、ぜひ何々温泉日帰りでありますのでという案内をして宣伝を盛んにやっているのだそうですが、なかなか温泉宿のほうからの逆の紹介は少ないのですよという、ちょっと本音を漏らしているところがありました。

だから、市長の言うように連携というか、全体でやる、集客するというのが何かもっと仕掛けが必要ではないかという感じはしました。みんな頭では思っているのです。実際に具体策がそこにあるのかどうかというのがありましたので、ぜひその辺も頭をひねっていただき、担当部局でも検討していただければと思いますが、その辺について市長一言あればと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 三国川ダムの観光事業振興について

今、ダムの皆さんのほうから言わせると、もうちょっと観光事業者の方からも積極的にということですね。自分たちもこの間も見てきたのですけれども、まさにダムの人たちはダムの中の通路を案内してくれたり、観光ですよ。そして、あそこには酒も寝かせてあったりとか、あとあそこに入っただけでもちょっと異空間というか非日常なので、ダム管理の職員の皆さんがそういったこともやっていますし、ちょっと何年か前には雨の日観光ということで、雨の日にああいうところを見て回るのもいいのではないかという、観光の人たちの発想もあつたわけですが、少しここで息が切れているかという感じもします。

加えて先ほどの、ちょっと戻って悪いのですけれども、SUPのことも、観光ではなくて実は小野塚彩那さんの取組は、本当は観光よりもトレーニングというようなところも含めてやっているのです。その辺の発想ですが、あそこで大事なものは、湖面の利用が一步出たということです。これまでできなかった。そこをダム管理側——国土交通省ですが、認めてくれて、それでそこを突破したのが小野塚彩那さんの活動だった。

ダム所在地域の自治体が加盟している全国のダムの多面的利用の会というのがありまして、私はその今、役員になることになりました。加えて国土交通省の皆さんとのいろいろな交渉する場合にも、そういうダムの多面的な利用——多面的な利用というのは観光で生かせとか様々なことです。こういったところも含めてある種のチャンスが巡ってきているのかなという、そういうことも含めてと思っています。それと先ほど言った周辺の連携とか、様々な

ことを今やっていく機運を盛り上げていきたいなど考えているところです。

ダムは何度行っても——私も仕事の立場上よく行くのですが、非常にいろいろな資源を有している。様々なよさがあると思っています。ただ、一番大事な肝は、何のために観光をあそこでやるか。地域を潤すためであるのかとか、そういったこともきちんと整理をしながら、これまであったものを、この部分は不用ではないかとか、そういうことも含めて前向きに考えていく時期が到来していると思うので、ここが非常に大きなポイントになってくるのではなかろうかと思っています。これからもです。

○議 長 4 番・吉田光利君。

○吉田光利君 1 三国川ダムの観光事業振興について

市長のおっしゃるとおりだと思うのです。不用なのは不用できちんとわきまえて、整備するのは整備すると。実際、私は議会の中でも質問させていただいたことがあったのですが、ダム上のキャンプ場、あそこは今荒廃していますよね。あれは思い切って処分すべきだという話もさせてもらっていますけれども、そういうことが大事だと思います。やはり健全な形に持っていくべきだと思いますので、私も理解しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。なかなか一般財団法人の関係で先ほどのお話の内容に難しい面がいろいろあると思いますが、ぜひ、独立運営を目指して取り組んでいただければと思います。

2 ワクチン誤情報拡散について

続きまして、大項目2の質問に移らせていただきます。ワクチンの誤情報拡散についてであります。新型コロナウイルス感染症のワクチン効果を否定する誤情報がSNSで拡散されていることが多くのメディアで報道され、市内でも反ワクチンの声をときどき耳にする。科学的根拠のない情報により接種をちゅうちょする国民も少なくない。感染収束にはとにかくワクチン接種の普及が一番効果的であり、誤情報の拡散は感染防止の妨げにつながる。市民の接種促進への影響も懸念される。行政として正しい情報発信強化が必要と考えるが所見を伺う。

○議 長 市長。

○市 長 2 ワクチン誤情報拡散について

それでは、吉田議員の2つ目の大項目、ワクチンの誤情報の拡散。誤情報というかいろいろあると思うのです。実は市のほうにもいろいろ来ます。私も個人的にメールをもらったり文書が届いたりということがあります。この中には、ワクチン接種なんて進めてその後何かなったときあなた責任を取れるのか、というような市長に対する意見。すぐさま止めるべきだというような意見もいっぱいありました。はっきり言って1つや2つではありません。本当にありまして、本当に心痛めていました。我々は強制できません、ワクチン接種は。

しかしながら、ワクチンを打った方から感染者——これは今デルタ株もありますのであまり勝手なことは言えませんが、しかしながら重篤者が、当市を見ても今回その後のワクチン接種が進んでいって、65歳以上がほぼ完全に打ち終わっている段階では出ていません。そういうことも含めて考えますと、私も専門家ではありませんが、ワクチン接種が新型コロナウ

ウイルス感染症の蔓延防止。その収束へのプロセスとして迅速にワクチン接種を進めること、集団の免疫力を上げることが最も重要であるという、これ以外の対案がありますかと逆に聞きたいところがあるわけです。そこです。なので、一々自分としては——正直申し上げます。腹立たしいようないろいろな意見めいたところもいっぱいいただきましたが、これに私も市の職員もそういうことで翻弄され続けてきました。その意見に対して一々返さなければいけないのです。意見でしょうかねと思いたくなるようなところですよ。これは実際ありました。特にひどかったのはフジロックの前後です。前と言いますか、これも含めてありましたが、今は落ち着いてきていると思います。

加えて当時、私もSNSを眺めていますが、非常にそういう拡散がありました。打っているのか不安だということ強調されている。なので、市はワクチン接種対策室を中心にいろいろ働きかけをした。若年層の市民をいっぱい抽出しまして、「打ちますか」というアンケートをかけました。この中には、後ほど申し上げますが不安だという声もあった。

なので、接種率は若年層にいくにしたがって、そう高くないのではないかとということもあったわけですが、ここに来まして予約状況等を見たり、例えば昨今、妊婦さんの新生児の死亡事故があったり、そして若い人が渋谷のまちに列をなして並ぶような状況等々ある中で、飛躍的に接種希望者が増えてきている。こういうことは何をかいわんやだと私は思います。今回の新型コロナウイルスだけはその渦中において様々なことを言っている人がいますが、必ずこれは嵐が去った後、収束を迎えたときにああいうときの発言がどうだったろうとか、様々な検証が行われるべきだと思いますし、そのときはもう既に終わったことになりましたが、そういう状況が生まれるのではなかろうかと思えます。

今その嵐の中でちょっと嵐がやみかけているかという状況かと思えます。市は市民の皆さんが安心安全にワクチン接種を受けられるように、ワクチンの効果、接種を受ける前や受けた後の注意点、そして副反応についての情報、健康被害が起こった場合の救済の措置・制度などについて、市報や市ウェブサイトを通じて、常に新しい情報を現在も発信しています。

また、それらの情報については、接種対象者に対して接種券を送付する際にも同封——ご覧いただけない場合もあるのですけれども、お配りしている中にこういうことがありますと言われていますが、こうですというような、その案内を個別に入れてあります。不安がある方もおられるかと思えますが、市内の接種率、接種実施状況などの進捗状況について、随時お知らせもしながら、安心してワクチン接種を受けられるよう、今後も正しい情報発信に努めていきたいと考えています。強制はできませんが、打ちたいと思う方に一人残らず打つこと。これが我々に課せられている責務と考えております。

以上です。

○議長 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 ワクチン誤情報拡散について

市長のおっしゃるとおり、決して強制できるものではないというのは私も十分理解しております。SNSとかいろいろな声を聞きますと、副反応が怖い。不妊とか流産につながると

か、アレルギーだとか、あるいは遺伝子の情報が書き換えられるとか、あるいは国家の陰謀だろうとかというのもあるのだそうです。結構、私、市民の声としてじかに反ワクチンという声も結構聞いているのです。ただ、今ほどの市長のお話のように、最近マスコミも若者に対してのアピールが効いて、結構、反ワクチンではなくて進んで接種しようという雰囲気になって、私はこの原稿を書くときはまるきりさまが変わっていて、ちょっとタイミングとしていいのかという気がしたのですが、まさに私は市長のおっしゃるとおりだなと。

やはり集団免疫をつくるためにはワクチン接種を進めるべきだと思うのです。本当に実際に受けるか受けないか迷っている中で、誤情報で受けないというのは不幸だと思うのです。本人と周りの人に迷惑がかかるわけですから、誤情報で受けないというのはやはり避けるべきだし、それについては誤解を解けるような形を、今ほど市長の仕掛けでいろいろ言っていたかもしれませんが、ぜひぜひ徹底いただければと思うのです。

さてそこで質問ですが、先ほどアンケートをやったとかという話がありました。支障がなければ、大体受けたくないというようなことを示すデータがありましたら質問させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 2 ワクチン誤情報拡散について

これは正確なところをお答えします。まず最初にちょっとだけ、65歳以上のことを触れておきます。65歳以上の高齢者の方々については、意向確認調査をやったわけです。この中でワクチン接種希望調査を実施しましたが、希望しない、未接種の理由、打ちたくない理由ということについては設問がなかったのです。なので、これはデータがなかったです、65歳以上は。

しかしながら、64歳未満の方についての今ほど私が申し上げたアンケート調査の結果は、接種を悩んでいる、または接種しないと回答した割合というのが17.2%いらっしゃいました。この中で副反応が心配、安全性に疑問を感じる。もう一つここ重要なのですが、しばらく様子を見たい。人が打ってからということなのかと思いますが、そういう状況です。こういうことが大体です。

これが先ほど私が言ったように、今、国の報道もそうですし、対応もそうですし、本市の状況を見ても、若年層で接種を急いでほしいという声も含めて上がってきているということが今の実態だと思います。

○議 長 4番・吉田光利君。

○吉田光利君 2 ワクチン誤情報拡散について

理解いたしました。分かりました。

1点、さっき忘れたのですが、反ワクチンの言い分の中にこういう項目が1つありました。ワクチンを打っても受けなくてもその率は僅かな差ではないかと、だったら意味ないのではないかとという形で受けない人もいるのだそうです。ワクチンを受けない感染リスクのパーセンテージとワクチンを受けての感染リスクはそんなに差があるわけではないのではないかと

いう論法の人もいるのだそうです。付け加えます。

あと、最後の質問になろうかと思うのですが、僕はびっくりしたのですけれども、ちょっとピントがずれているかもしれない。群馬県でどンドンとワクチンの接種を進めたいということで、もう南魚沼市は先んじて温泉券とかという形でいろいろインセンティブをつけているのですが、群馬県は温泉宿泊券と200万円ぐらいの車を出すようなことを言って促進を促したという話がありました。これは余談ですけれども、南魚沼市で温泉券をお配りしているのですけれども、集団接種は実際その場でお配りしています。個別、開業医等でやっているところは後ほど配布になると思うのですが、その辺の状況というか、温泉券の利用状況も含めてお聞かせいただければと思うのです。それを最後にしたいと思うのですが。

○議 長 市長。

○市 長 2 ワクチン誤情報拡散について

質問していいですか。

○議 長 はい。

○市 長 2 ワクチン誤情報拡散について

温泉券のことだけでいいですか……（「はい」と叫ぶ者あり）いいのですかね、はい、分かりました。

温泉券については今枚数とかも把握していますし、決済というか、取りまとめるのは時期がちょっと長くスパンがあるので、今日現在とかは分かりませんが、答えられると思います。

温泉券がインセンティブかどうか分かりませんが、今ほどの話だと世界的にはアメリカは最初ドーナツを配ったりとか、現金も配ったりとか、いろいろやっている各国がありますが、当市としては温泉券ということになるかもしれませんが、加えてワクチンパスポートをつけている。これを民間の皆さんがどういうふうに解釈して、いろいろ取り組んでくれるかということも含めて期待しているのですが、なかなかちょっと出てこない。十日町が今日の新聞に出ましたが、十日町は観光協会が中心になってワクチンパスポートではないのですけれども、うちのほうではそれは進んでいるのですが、接種券を見せた場合には5%割引ということを始めたと、今日の新聞です。数字は担当者に答えさせます。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 2 ワクチン誤情報拡散について

温泉券の配布状況でございます。集団接種会場においては1回終わるごとに出口でお渡ししているのですが、医療機関等で個別接種を行った方については、2回終了した時点で2回分まとめて、ですので2枚まとめて郵送でお送りしております。

医療機関からワクチン担当のほうへ月締めでデータが上がってきて、それをうちのほうのセクションがまたまとめてということですので、大体かなり遅れて届くようになっておりますけれども、8月末現在で6月末の集計分までで、枚数でいうと4,140枚程度ですので、人数にするとその半分ということになります。7月末締め分を今ちょうど郵送の準備をしてお

りまして、今週頃発送になる予定です。その数が 8,600 枚ぐらいですか、ですので人数だとその半分という状況でございます。個別接種分を合計しますと、今週末ぐらいで 1 万 2,800 枚程度、人数にするとその半分という状況でございます。長い方には 2 回終わってから 2 か月ぐらいたってからの郵送となりまして、ちょっと待ってもらおう状況になっておりますが、そのような状況でございます。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、吉田光利君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 10 時 40 分といたします。

〔午前 10 時 26 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前 10 時 40 分〕

○議 長 傍聴の皆様、ご苦労さまです。

○議 長 質問順位 9 番、議席番号 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 おはようございます。傍聴の皆様、ありがとうございます。南魚沼産コシヒカリも大分黄金色に色づき、間もなく収穫時期を迎え稲刈りが始まります。作柄は平年並みということで、今現在は台風被害もなく、昨年と違い倒伏した田んぼもほとんどないのかな、順調ではないかと思っております。心配されました米価の仮渡金は、魚沼コシヒカリは何とか昨年と同額 1 万 6,500 円を維持しました。一般コシヒカリは昨年比マイナス 1,800 円、1 俵 1 万 2,200 円となりました。予想していたとはいえ、今後の米価について大変不安を感じています。

そんな中で明るい話もあります。ふるさと納税も順調のようです。どうか全国の皆様から南魚沼市、そして南魚沼産コシヒカリを応援いただき、ぜひ、おいしい新米を多くの方から食べていただきたいと思っております。

南魚沼市の医療の進むべき姿は

それでは、通告に基づき一般質問を行います。今回は大項目 1 点のみ、南魚沼市の医療の進むべき姿は、ということで質問をいたします。

医師不足や経営改善などの多くの医療課題について、全庁を挙げて取り組む医療対策推進本部が立ち上がり、実務的部分の多職種による 6 つのタスクフォースで編成した組織で、実効性のある検討協議がなされました。タスクフォースとは皆さんも分かると思いますが、緊急性の高い特定の課題に取り組むために設置される特別チームのことです。もともとは軍사용語で機動部隊を意味します。通常は組織内の各部署から適任者を抜擢し、短期集中的に課題解決に当たるということです。

そして検討協議を取りまとめ、今年 5 月に基本的方針が示されました。ようやく議論するたたき台ができた。今後の経営改善や医師確保に向けて、実情に即した医療体制の見直しが一歩前に出たと感じました。これは市長が昨年、持続可能な医療・福祉のまちづくりを掲げ、

医療対策のプロジェクトチームを創設し、医師確保と経営改革、持続可能な医療体制を進めるとした2期目の選挙公約でもあったと思います。

しかし、ある政党名を掲げている議員の市政報告——レポートでしょうか、地域医療を壊すとしても基本的方針だとか、大和病院を廃止するとか、挙げ句の果て、厚生省の元官僚を副市長に据え、国の病院潰しのお先棒担ぎだとか、これまで一生懸命努力されている医師や職員、そして市民に不安を与えるようなチラシが配布されているが、市長はどのように感じているか。今後、南魚沼市医療のまちづくりプロジェクトチーム会議を経て、方向を示していくと思うが、南魚沼市の医療の進むべき姿について問います。

(1) 医療のまちづくりに関する基本的方針で示された指定管理者制度の導入等と経営形態の見直しについて、市長はどのように捉えているのか。

(2) 医療のまちづくりプロジェクトチーム会議の目指すところは何か、医療の進むべき姿が決定するのか。

(3) 保健・医療・介護・福祉が連携した医療のまちづくりは、市民に今まで以上の持続可能で安心な医療や介護サービスが提供できるのか。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議 長 清塚武敏君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

それでは、清塚議員のご質問に答えてまいります。南魚沼市の医療の進むべき姿はということで、大変難しくて大きくて、しかし通らなければいけない、きちんと道を示さなければいけないテーマでありますので、一生懸命答えさせていただきます。

まず1点目は、今ほど特定の政党の方の皆さんからのチラシ、それから特定個人の議員からのチラシのことに触れて、どういうふうに思っているかということなので、少しお話しさせていただきます。私は全て見ております。自分の地域に配られないものも私のところに届けてくださる方もいますから、全て見ているとは思っています。何を書くというか、表現の自由も含めて保障されているのでいいと思います。それは私はいいいと思いますが、ただし、本当に事実に基づかないものを流されていることについては、やはりいささか私としては不満も含めて憤りもあります。

特に私は市長職ということで、公選で選ばれている人間でありますので、どんな批判にさらされようが多少の——それぞれに考えがありますから、私と意が違う部分でいろいろなことを唱えられても、それは甘んじて受けることは、私はそういうつもりで市長をやっています。それはいいのですけれども、やはり本当でしょうかということについて、例えば特別職にある副市長のことに及んだ書き方、これが最近、回を追うごとに紙面で非常に強調されていますが、これは私は気持ちの中で許すことができません。法律的な部分で対応するかどうかは別で、それは私の関与することではありませんが、私はいいいのです。が、やはり度を越しているということ。

そして……議会人たるものが出すものについて、本当にその書いたことに責を負えるかということも含めて、私は注意を促したいと思いますが、私からはしませんけれども。やはりそれは個々の書いている方、政党の方がもう一度立ち止まってよく考えて示すべきだと思います。それぞれに家庭人でありますので、自分の後ろには家族もいるわけであります。その皆さんがどんなことを思うかということまで含めて、やはりちゃんとしたことをやるべきだと私は思っていますが、襟を正すべきだと思っています。これ以上は申し上げません。

しかし、そのチラシの中身でもう一点だけ触れますと、市イコール市長があたかも急ピッチで医療の改革全体を進めているというような書き方で、非常にそういうことを——拙速という言い方とかあるのです。私はこれから本題の話をしてまいります、この中について「果たしてそれは正しいですか」と、私は問いかけながら回答いたします。その考え方が実は間違っています。これをこれから申し上げます。

これは、そもそもの話から入っていきます。医療のまちづくりに関する基本的方針で示された指定管理者制度の導入などの経営形態の見直しについて、市長はどのように捉えているかということですが、病院事業に関しては平成21年、私が議員になった年です。10年以上前です。平成21年度に医師不足の対策及び経営改善に向けた抜本的対策が必要だとして、当時、議会全員協議会が開催されて、ここで地方公営企業法の全部適用に移行する考えを示された。これは執行部が示したのです。これを説明した全員協議会がありました。

その後、平成22年4月から全部適用に移行しています。このときの議会全員協議会の資料をひもとけば、経営形態の比較としてそのときにやはり検討されたのです。医師の確保を含めた継続的な医療提供と経営改善を含めた効率的な病院経営という視点から行った比較の中で、地方独立行政法人あるいは指定管理者制度の選択が適当と思われるとしておりまして、幾つかの理由がありました。しかし、最終的には今ほど申し上げたような地方公営企業法の全部適用は、地方独立行政法人や指定管理者制度に比べて自由度とかスピードについて一部の遜色があるものの——その当時です——現行の一部適用に比べれば管理者による権限と責任は大きく、医師確保や病院事業の健全化を図る意味でも有効であると判断して、地方公営企業法のほうを選んできたということでもあります。

当時、職員にも急激な変化になじまないケースもあることから——全国でもいっぱい事例がありました。私どももいろいろ調べたことが議員時代ありましたが、なかなかそういうことがあります。なので、段階的な移行としたいと全員協議会の中で言われていることから、今回は——そのときです——全部適用を選択した旨の説明をされています。この事実を今日きちんと踏んでおかなければ、今の浮ついた——ごめんなさい、言葉が失礼しました。そういう物言い、そういう空気の中で、これほど大事なことを決めていってはならないと思います。あたかも今、現市長が急ピッチで拙速に行っていることなどではない。10年も前にもう話が出ています。このことを今、今日に照らしてこれから申し上げます。

経営形態の見直しについては、今ほど申し上げたように、既に10年前から議論されてきたことでありまして、見直しを検討するに至った背景には、医師確保の困難と経営改善の対策

の2つの問題があります。それは現在も10年前と全く変わっていない状況ではないでしょうか。この2点について、では、10年前と比べると現在どうか。常勤医師の確保はますます厳しくなっています。

政党さん及び個人のチラシの中、どちらだったかちょっと失念していますが、いろいろな形で——例えば旧大和病院というのは地方医療の先駆を行っていた。こういったものもあるというような書き方がありますが、まさに10年前はそういうこともあったでしょう。そして、今現在頑張っておられる医師の皆さんも10年前は年が10歳若いのです。という状況を鑑みただけでも、現在、常勤医師の確保はますます厳しくなっていることは明白な事実ではないでしょうか。

そして、近年は個人診療所が激減し始めている。これも明白なことではないでしょうか。加えまして、これからさらに個人診療所は、一部増えているところもありますが、総体的にはなかなか数が増えていくという明るさを持ちにくいのではないかと私は思います。つまり、市民病院、ゆきぐに大和病院を含めた市立医療機関の医師への負担は増加する一方です。今もなっていますが、これからもそれが進むという状況です。

経営改善につきましては、市民病院が開院して現在5年が経過しました。新公立病院改革プランというのを立てて、平成30年度から繰入金を受けた上でですが、収益的収支はほぼ拮抗する計画——計画はそうなっているのです。これを立てていましたが、令和2年度は純損失5億7,700万円ほどを計上し、その目標を達成できないという状況が生まれています。なので、6月だったでしょうか、議会で私は「新公立病院改革プランについては成功したとは言えない」という発言を、非常に断腸の思いではありますが、私の口から申し上げたということです。現実をよく見てもらわなければならないと思っています。

こういった観点から、「常勤医師の確保と経営形態の見直しは待ったなしの状況」とこれまでも繰り返し私は言っていますし、そのとおりなのです。強く感じています。現在、総務省事業の公立病院医療提供体制確保支援事業の採択を受けまして、経営形態の見直しについて、専門的見地のあるアドバイザーからの様々な視点でご意見をいただいているところです。

この事業の進捗状況については、現在、1回目をもう既に出発させたプロジェクトチーム会議へ資料提供もしまして、様々な観点から議論を深めてもらいたいと考えております。市長として責任を持って病院を存続させていくためには、様々な検討を加えていかなければなりません。指定管理という在り方については、私が言い出す以前の10年も前から議論はされてきて、その中間に新公立病院改革プランが立てられ、実践し、様々な経験を経た上で、さらに今日的な課題が加わった中では、指定管理という考え方は有力な選択肢として認めざるを得ないのではないのでしょうか。そして、私はそういう危機感を持っています。このままでは成り立っていかないという現実を、私はひしひしと市長職として感じているから申し上げます。

2つ目のご質問です。医療のまちづくりプロジェクトチーム会議の目指すところは何かと

いうことであります。医療の進むべき姿を決定するのとお尋ねですが、医療のまちづくりに関する概念や方向性については、既に立ち上げて進めてきた医療のまちづくり検討委員会での専門的見地からの提言も受けまして策定した。そしてその後には、お話のとおりタスクフォースのそういう検討がされてきたわけでありまして。基本の方針にこれをまとめ上げました。そしてそこにも記しているとおりで。医療のまちづくりプロジェクトチームの会議では、具体的な案件を含めて、事業の着実な推進を図るための場になればと考えています。後戻りをお願いしているのではありません。基本の方針に沿ってこれでどうなのだろうか、どうやったらこれを実現していただけるのだろうかということプロジェクトチームにかけている。議論の堂々巡りを望んでいるのではありません。

加えまして、私どもが考えている有識者目線で物を考える市民の皆さんをメンバーにも加えております。市民目線のご意見をいただくことで、医療を受ける側と医療を提供する側、どちらだけに偏ってもいけない話であります。この信頼の輪が築かれていくことを大変期待しています。なので、プロジェクトチームの出す結果が姿を決定していくかどうか、これにちょっと触れますと、何度も繰り返していますが、提案するのはこちらかもしれませんが、南魚沼市の意思決定でありますので、最終的決定は議会であると私は思っています。まさしく市民代表の皆さんが決定するというところでございます。

3番目であります。保健・医療・介護・福祉が連携した医療のまちづくり、これが市民に今まで以上の持続可能で安心な医療や介護サービスを提供できるか。今まで以上ということには、私としては、ありていに言えば持続していくということに重きを置いていると思います。しかし、その仕組みは今まで以上の仕組みを取らなければ持続ができないという意味において言っていますので、ぜひともご理解いただきたい。言葉が足りないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

今ほど言った、保健・医療・介護・福祉が各分野を横断的に連携してこそ、予防から治療までの課題について、一体的に取り組むことができる。これこそが地域包括ケアシステムの構築、その真の姿だと思います。これをやっていく上で医療が担う最後のとりで——セーフティネットの機能を維持するためには、保健・介護・福祉の分野が連携する形を取って——特に魚沼医療圏のように医療資源については、これは言わずもがな、全国では新潟県が医師偏在指数でも最低。何度も繰り返し申し上げていますが、その中でまた魚沼地域の状況は、大変な状況。この不安がある地域では、この点を補うことが本当に重要。ほかの地域にも増してケアシステムというのが重要であると認識しています。

地域住民に自助・互助・共助・公助の考え方が定着していく、そういう流れもつくっていきながら、住民自らの予防医療の意識がまずは高まってもらう。例えばそういうことをやるにはどうしたらいいだろうか。なので、市内12地区にある地域づくり協議会の皆さん、この組織母体を市の合併後つくり上げていただいていたということに私は非常に感謝したいと思います。そして、それが今もって地域の力を失うことなく、逆に率先して地域をまとめようと、頑張っていこうという流れになっていることをありがたく思いますし、この力を借りな

ければ今ほど申し上げてきた地域づくりはできません。という覚悟でございます。横断的活動の要となるということでございます。

そのためにも、地域包括ケアシステムの中心として、安定した常勤医師の確保を実現しなければなりません。市民病院などを存続させていくことが不可欠であると考えています。市民病院を継続するのです。私はそういう立場でやっています。地域医療を壊すなんてとんでもない言い方だと私は思っています。

以上です。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

それでは、1 番、医療のまちづくりに関する基本的方針のほうから再質問に入りたいと思います。平成 21 年、10 年前から議論されてきた。なかなかこの医療のところにメスが入らなかった。やはり外山副市長の手腕というか行政経験、そして現場の医師の力があつたのかと思っております。副市長につきましては、コロナワクチン接種統括責任者として、休みを返上して本当に一生懸命やっていただいております。議会として本当に感謝申し上げます。

経営改善の中であります。経営形態を見直すかということで、民間経営手法を導入する中で地方公営企業法の全部適用、そして地方独立行政法人、指定管理者制度の導入、あとは究極は民間譲渡と 4 つの選択肢があるという中で、市長は指定管理者制度の導入に有力という、注視されているということで、これからの議論になっていくと思いますが、本当にこれからの議論ということでよろしいのでしょうか。その辺を確認したいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

これは基本的方針でも書き込まれています。その前提となる医療のまちづくり検討委員会でもそういうことも含めて検討する必要があるのではないかということから始まっています。まさに十数年前にその検討がされているということでもあります。

独立行政法人とかいろいろありますが、自分は自分なりに勉強したり、いろいろな有識者の話を聞いたり、これが数年前だったら私はそこまで勉強が足りませんでした。ここでも何回かそのおわびもしているぐらいです。これをはっきり言えた人というのは、たなごころ示すようにきちんと理論的に言えるというのは、非常に高い……そういう物事を知っていないと、見地がないとなかなかできないことです。私はそれが数年前まで足りませんでした。しかし今、様々に勉強する中でどういった在り方がいいのであろうかという中には、私は指定管理は有力な方向性だと思っておりますが、しかし私が最後に決定することではありません。

しかしながら、思いを持ってやっていかなければ提案もできません。そして、今回そういう思いがある中で、医療のまちづくり検討委員会、そしてタスクフォースの市長部局だけではない医療現場の皆さんも入って、現在のプロジェクトチームの第 1 回の——もう皆さん、昨日話をしたので、どういう話が出たというのはご覧になっていると思いますが、この中で様々、持続可能な方向性として十分議論しなければならないということ、3 段階の皆さん

がそれぞれ言っています。ここに我々はきちんと真摯に向き合っていかなければいけないと思います。私はその方向性を決めるというよりも、今はまだその最終的段階のところに来ているのかという認識であります。もう少し議論が重なっていくということです。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

指定管理者制度の導入はこれから議論しながらということではありますが、例えば一般質問でこういうのが動画配信や何かで市民とかの耳にも入ってくると思います。やはり住民にしっかりと説明をする。それは議会としても議員としても責務があると思っております。住民にしっかりと説明、理解して納得してもらうということが重要だと思いますし、議会としての議論というのが——例えば今後の医療のそれぞれの会議が次の課題のほうにいくかも分かりませんが、プロジェクト会議とかで1回ごとに議事録が出てきたり、結果が出てくるわけです。議会がどういう形で関わっていけるのかということ、市長はどのように考えているか教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

これは、慎重に間違いないように答えて、もし間違っていたら訂正も含めてやりますが、議会にはやはり議会の圏域、機能というのですかね、そういうことがあると思うのです。私としてやれるのは、こういう話し合っている内容を、本当であれば提案する段階で皆さんにお話しする。でもそんな小さなテーマでは——重要なテーマだと思っているので、これまでも医療のまちづくりのこともそうですし、タスクフォースのことも、様々できる内容開示は私はやってきていると思います。これを含めて様々に皆さんのほうから議会として、やはり必要があれば様々な調査、付託とか含めて、それを我々が決して嫌だとかそんなことは言うはずありませんし、逆に言えば私の思いとしては積極的に——前回、6月にこの議場でもいろいろな議論がありました。そういうことも、もちろんよく自分としてはのみ込んでいるつもりで、重要な課題だと思いますので、できる限り議論をしてほしい。

ただ、そこで拙速だとかという言われ方をすると、これは少し私も反応があって、拙速どころではなくて急がなくてはならないという事象がもう生まれつつある。常勤医師がもっと減ります。もう分かっている。なので、様々に考えていかなければ、市民の負託に応えられないのではないか。市長は特に。

そして議会の皆さんも市民代表でありますので、その思いを持ってやはり取り組んでもらいたい。こういう思いであります。決してタブー視することなくこういう議論はきちんとして、そして道を示していくことが、市長はもちろんであります、議会の皆さんもそうだと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

それでは、医師確保のほうについてちょっと触れたいと思います。特に医師不足は、新潟

県は全国でも最下位。その中でも魚沼医療圏は最も低い。いわば日本一、医師少数地域であり、医師確保が難しいと思います。そういう中で大きな課題だと思っています。今後、医師の退職者も何人かおられるという話も聞いております。今後、医師の働き方改革など課題があると思います。寄附講座の拡充ができるのか、医師確保は大丈夫なのか、その視点で質問いたします。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

医師確保は大丈夫なのかと聞かれれば、大丈夫とはとても言えません。寄附講座についても大変苦勞をしています。この後、これはどうしても外山副市長に答えてもらいますが、今の現状、認識を答えてもらうことにします。医師確保を、前は一本釣りという——言葉は悪いですが、そういうことや、スター性のある地域医療で頑張った皆さんのそういうご意向というのですか、まさにそういうことがある段階がありました。南魚沼市はあったと思いますが、今はそれがもうなせないのです。その認識にあって前に進んでいかなければならないと思います。

医師確保のことを言えば、経営改善のことを言いますが、経営改善は、私は順位的には医師確保がなければ経営改善はできません。そういう順番制ですので。特に大変な問題だと思います。外山副市長に答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

議員の皆さんはご存じだと思うのですが、どうして医師確保が難しいかというのは、平成16年に医師の臨床研修制度が変わりまして、それまでは大学の医局にまず入っていたのですが、それが結局、総合的な臨床研修を最初の2年間しなければいけないということで都会の市中病院に、そういう症例の多いところに希望して行って、医局がもう手薄になったのです。それから、ずっと来まして専門医制度も段々発達してきたと。専門医制度も結局ドクターも博士号を取る人もいますけれども、専門医制度を取るためには症例の豊富などところで研修しなければいけない。勉強しなければいけないということで、結果として都会に医師が集中して、東京一極集中と一緒に、構造的に医師の養成制度が大きく変わってきたわけです。

したがって、大学の医局に頼んでももう来なくなってきていると。そういう構造的な状況の中でもう一本釣りもできないというときに、どうやってこの南魚沼として医師を確保するかという、構造的な課題が突きつけられていたわけです。それについて緊急的なこともありましたけれども、自治医大のほうに寄附講座という形で頼んできましたけれども、これも令和4年9月いっぱい2年間の期間が終わるわけです。これで寄附講座から1名の特命教授と特命助教が来てくれて、もうお二人とも大車輪のように働いて、プロジェクトチームに出しましたけれども、お一人なんていうのは、一月間に11回も日当直をやりながら働いていると、こういう状況なわけです。

それにさらに加えて議会に頼んで、寄附講座のさらなる拡大ということで頼んでいるのですけれども、これも全国的にも公募していますが、なかなかこれできないという状況になっています。したがって、今後やはり医師の確保についてはもう少し……大きな貨車の下の中でやはり都会の医師を連れてこられるような——地元の医師も重要ですが、そういった仕組みがない限り、実際には常勤の医師を確保することは非常に困難な状況だということだろうと思っております。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

分かりました。施設整備のほうにちょっと移らせていただきます。大和病院については、当面は医療需要が減少し、介護者が増加していくと思います。介護病棟に転換するのは、おおよそ何年後を考えておられるのか。それまでは現状の地域包括ケア病床、一般病床、そして外来受診機能を維持していくのか、その辺——移転新築を前提として考えた場合でちょっと質問させていただきます。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

時期は全く示していないと思いますし、私は分かりません。ただし、今の社会的情勢です。人口が減っていく。高齢者も増えていきます。様々ある中でそのときに新築もしくは大改築等々もいろいろ検討があるわけですが、これがされたときに、「困った、大変だ」ということがないようにしなければいけないというのは当然のことだと思います。

なので、先ほど言った特定政党の皆さんや特定個人のチラシ等を見ますと、あたかも廃止と書いてあるのです。廃止というのは誰が言ったのでしょうか。私は言っていませんし、そういうことは聞いたことがありません。廃止とは誰も言っていません。ただ、そのときに転換ができる体制をつくっておくというのは、これは後世の将来世代に対する我々の責務ではないでしょうか。そういう意味で私は思っています。ただ、この時期が早くなるかもしれないし、必要がないということはほとんど考えられないと思うので、そういうことについて、私はちょっと明言することができません。ということにさせていただきます。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

分かりました。6月議会、第4号補正予算修正動議が出されました。賛成11、反対11（9月14日訂正発言あり）で原案が可決されたという中で、大和病院と健友館の移転新築する場合の調査費600万円の事業費が可決されております。緊急事態宣言のため現地調査ができないということで、調査が終了していないわけです。例えばこの調査が終了した場合は、概算の新築事業費等がある程度示されるのか。それは分かりますか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

このことについては、特命という名前までつけて推進してもらいたいということで、頑張

っております外山副市長のほうに答えてもらうことにします。

○議 長 外山副市長。

○外山副市長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

さっきの質問の継続でちょっと追加して答えられますけれども、大和病院については、何か最初から介護医療院にするとかという報道や一部の意見もありますけれども、議論の過程の中で、介護病床の転換の中で介護医療院ということを業者が言ったり、まちづくり検討委員会のほうで言葉が出てきたことはありますけれども、誰も基本的方針として介護医療院にするなんて言っていないのです。

将来的には介護病床の転換も考える。これはどういうことかと言うと、同じ医療をやっても、従前は慢性期の医療を医療保険でやっていたものが、今、介護保険財源を使ってやる場合もあるので、今、市長が答弁したようにそういうことを将来的に考えるということでありますから、大和病院については、もうちゃんと病院として移転新築するわけです。ですから、その辺まず誤解がないようにということと。

それから、今後の概算的な費用の面につきましては、今のところ実態調査で、大和病院については移転新築も含めて3つの地域を検討すると。それから健友館については、2つの場所について検討するという形になっていまして、それぞれまた規模に応じていろいろ検討することになっております。どの程度の精度のものになるかどうか分かりませんが、先般の実態調査でもおよその費用を積算したように——それはどういった公表の仕方になるかというのは慎重にやらなければいけませんけれども、少なくとも今後財政問題を考えることも重要ですから、当然費用についても精査していくということになろうかと思っております。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

私もこの財政面について大分不安というか、例年でありますと一般会計から4億円繰入れ等をずっとしてきております。今後だと思いますが、財政面についても執行部のほうである程度示していただければと思っております。

魚沼基幹病院の関係のところちょっと整理させていただきたいのですが、平成23年の魚沼基幹病院建設及び周辺整備に係る基本計画において、ゆきぐに大和病院南棟敷地を魚沼基幹病院の駐車場用地としています。ゆきぐに大和病院南棟が解体され、当初計画どおり駐車場整備が完了するまでが継続して協議するものというような文面があります。県と覚書をされているようであります。移転経費等——例えば大和病院が移転新築等という場合は、県のほうと協議ができるのか。その辺、教えてください。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

協議はしなければなりません。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

もう一つ、最後にゆきぐに大和病院のことについて触れさせていただきたいと思います。移転新築場所については、6月議会、同僚議員からの一般質問の答弁では、白紙で決まっていないうこととあります。地域づくりとか、小さな拠点づくり、まちづくりの観点からありますが、地元の要望とか、そういうのは反映できると考えてよろしいのでしょうか。それとも、もう執行部だけとか、病院の先生方とか、医療スタッフの考え方が主になっていくのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

地元の要望を受けてそれで決めていけるかということでお聞きだと思っておりますけれども、例えば市長職としてはどんな要望も全部受けます。要望は受けますが、決定プロセスにそれが全部反映されるかということ、そこまでは私の口からはちょっと言いにくいですが、ただ、いろいろあるだろうなということ——これまでもいっぱい聞いていますので、はっきり言って様々なご意見があります。その中で執行部側というか、南魚沼市の側としては、やはりその中で最もよかろうという場所とか、今あの場所で解体新築する場合とか、改築する場合とか様々あるのですが、それについても基本的方針を示すまでの段階で、様々これはこういう問題があるということ、いろいろ議論が深まってきて進んでいます。

その点についてはこれ以上今この段階では申し上げられませんが、要望をお聞きすることはもう十分——これまでもやってきましたし、これからもそういうことは決定方向にいくまでは、やはりやる姿勢は持っていなければいけないと思っています。

○議 長 11番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

それでは、1番、2番、3番と関連がありますが、2番目の医療のまちづくりプロジェクトチーム会議についての質問に移らせていただきます。

市民代表に入ってください、市民目線の意見を反映した実践的な計画策定につなげるということとあります。そして総務省の公立病院医療提供体制確保支援事業が採択になっております。医療のまちづくりプロジェクトチームの会議の任期は令和4年8月22日までであるようですが、支援事業との連携をした中で今後進めていくと思いますが、具体的に医療のまちづくりプロジェクトチームの方向性というか、基本的な考えがまとまるのはいつと考えているのでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 南魚沼市の医療の進むべき姿は

ちょっと時間を取って申し訳ありませんでしたが、プロジェクトチームを進める上で重要なのは、二段階と思っているのです。やはりすぐさま取り組まなければいけないこともあるし、そして中期——長期というのはあまり考えられませんが、そういう観点もある。なので、任期1年という区切りだと思っておりますが、それはその後どうなるかちょっと分かりませんが、スピード感を持ってやっていかなければ、到底間に合わない状況です。

なので、これについてはその議論の深まり方——例えば議論が煮詰まったとか、そういうことも含めてやっていかなければなりませんので、いつ頃までにということは、ちょっと明言は避けさせてください。しかし、悠長なことは言っていただけませんということもありまして、先ほども言いましたけれども、後戻りする議論ではないということなので、そこだけはしっかりやっていきたいと思っています。

○議 長 11 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 南魚沼市の医療の進むべき姿は

分かりました。医療のまちづくりプロジェクトチームの会議につきましても、やはり議会のほうに会議ごとに資料等、説明を願いたいと思っています。

最後、3 点目であります。これについては再質問という形はありません。持続可能な医療というところに重きを置く。そして医療・介護サービスが今までに近い体制で提供できるということを確認いたしましたので、私の一般質問を終わります。

○議 長 以上で、清塚武敏君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。再開を 11 時 35 分といたします。

[午前 11 時 25 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午前 11 時 35 分]

○議 長 質問順位 10 番、議席番号 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 ご苦労さまです。それでは、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。

市内業者の育成を

今回は大項目 1 つで、中身は 2 つです。市内業者の育成を、これについてお話しさせていただきます。

やはり仕事があるというのは非常にいいことだと思います。コロナ禍の中でも会社が倒産しないように、国や市はいろいろなことを補助していただいて、本当に感謝しております。やはり 1 がゼロになったら本当に大変です。ゼロから 1 を起こすというのは大変ですけれども、例えば 0.1 からでも、ちょっと芽がある中でそれを持続していくというのは、ゼロから 1 を起こすよりも仕事の的には楽だと思うので、ぜひ、これからも市長にはアクセルをガンガン踏んで、市内業者が倒れないように頑張っていただければと思います。

それでは本題に入りますけれども、市内業者の育成を。1 つ目は入札についてです。市外業者しか参加していない入札がありますが、市外業者に出ている過去の入札を改めて調査して、市内業者でできる事業がなかったかを検証するなど、少しでも市内業者が入札に参加できるようにするべきではないかと、私はこのように思います。

2 つ目は、市内業者の育成を。市外の自治体に公共事業の営業や入札に参加したいが、実績がなく参加できないという市内業者の声があります。そのためにはやはり市内で事業を請け負わないと実績ができないという相談を受けることが私はあります。いくら市内業者の育

成のためとはいえ、無駄な事業をする必要はありませんけれども、考え方によっては市内業者育成のために考えなければならない点もあると思います。

このような市内業者の、大きくなりたい、売上げを伸ばしたいという成長戦略に対し、市としても何らかの方法を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

以上、2点です。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議 長 牧野晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、牧野議員のご質問に答えてまいります。

市内業者の育成を

市内業者の育成をということであります。まず1点目のほうから、入札についてであります。南魚沼市の建設工事、測量・設計業務などについては、原則として市内業者による制限付一般競争入札を実施しており、これが当市の入札の大半を占めています。ご存じのとおりと思いますが、市内業者という位置づけは、市内に主たる営業所、本社を有するもののほか、一定の条件の下に市の認定を受けた市内に従たる営業所を有するもの——特別認定市内業者と言っていますが——についても含めることとしています。また、制限付という意味は、工種ごとに定めた発注標準に応じた資格の格付、A、B、C、D等ですが、この入札の参加要件としていることを言っています。

このほか、競争入札に加わるべき業者の数が極めて少数であって、一般競争入札に付する必要がないと判断される場合には、指名競争入札を実施しています。この場合、その工事などの内容が特殊な技術などを必要として、市内業者では技術的に不可能であるとか、あるいは実施困難であったり、そもそも該当する業者が市内に存在しない。こういうことなどにおいては、市外業者を指名せざるを得ないことも実際にはあるということでもあります。

ここからですが、過去3年間の指名競争入札の状況を調査いたしました。市外業者のみで行った指名競争入札となった案件というのは、建設工事に関するもので、平成30年度は127件あった中で3件、令和元年度は149件ありました中で2件、令和2年度は128件中1件、そして今年度、令和3年度ですが、7月までの調査では80件中2件でありました。

ただし、改修工事の場合などは、既存施設を使用しながらの工事が多い。こういうことが多いわけですので、施設の稼働や利用者等に影響が出ないように、十分な配慮が必要となるということも考えまして、過去の施工実績、または特殊技術などを入札参加要件とする場合があります。これは致し方ないこととご理解いただけるものと思っています。

市が発注する事業については、各業者の入札参加資格の申請による登録内容などを踏まえながら、議員もお話いただいているように、可能な限り市内業者に参加してもらうことを前提としているところであります。今後も発注内容と業者の状況に応じて——これは外せませんが、適正な入札となるように努めていくということでもあります。

2点目の市内業者の育成をということですが、市内業者の育成という問題は本当に長年にわたって、私どもだけではなくてほぼ全ての市町村で取り組まれてきた課題であると

思います。しかしながら、自治体の入札はあくまで発注する目的物、また成果物などを——
釈迦に説法みたいで悪いのですけれども、ご存じだと思いますが、安全にまた確実に完成さ
せるため、その施工や実施のために必要な技術、経験、現場への精通度などを要件として競
争によって受注業者を決定することを目的に行われるものです。この大前提は絶対に順守し
なければなりません。

一方で、牧野議員からご指摘いただいているように、より多くの施工実績がその業者のス
キルアップや営業分野を広げることにつながる。これはそのとおりだと思います。そういう
ふうに認識しています。このことから、市としても公正な競争性を——これは外せません——
担保した上で、可能な範囲で今後も市内業者の受注機会を拡大していきたいと考えていま
す。

また、市内業者の育成支援といった場合には、その業者の特殊技術、新商品などの開発に
よる育成も重要な視点だと考えておりまして、できれば他の追随を許さない特殊で高度な技
術・商品の開発に関しては、人材育成や開発費援助などの面で何らかの支援ができないか。
これは現在新潟県でも取組がちょっと——まだ少ないですけれども始まっておりまして、こ
れらも勉強させていただきながら、商工会やその他業界団体の皆さんとも連携しながら、今
後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

1 回目の答弁は以上とさせていただきます。

○議 長 21 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市内業者の育成を

建設業のほうで市外に出した数をちょっと聞いていこうと思ひていたら答えていただいて、
準備がいいなと思ひますので、本当にありがとうございます。

3 件、2 件、1 件、2 件ということですが、これはこれでやはり 3 件ぐらいであれ
ば、1 回考えてまたやっつけられるのかという、ちゃんと部内というか市役所的に考えて、こ
れを市内でできるところがないかと考えてできると思ひます。また、これはよくよく市内業
者でできないかというのを、この件数であれば、建設に関しては頑張っただけ
ばと思ひます。

またちょっと別の話をしますが、具体例をもって話をしますが、市民会館のどんち
ょうが入替えて、今年入札がされたそうです。市外業者が約 1 億円で落札したそうです。そ
れで市外業者のみの入札だったそうです。規模は違ひますが、学校等のどんちょうに
ついては、市内業者が主に入札に参加してやっつけられているそうです。

例えば現在は、様々な仕事に対してメーカーからのサポートというのがいろいろと受けら
れる時代になってきているわけですね。私はそう思ひます。要は市内業者であってもでき
るところというのは、私はあるのではないかと思ひました。多分、40 年に一度のこ
ういう入札だったので、私はあえてこ
ういうふうに具体例を出して言ひますが、やはり市内業
者としては学校の場合は市内業者を使っ
てくれるのに、市民会館の場合は規
模が大きいから外の業者を使うとい
うのは、それであれば市内の業者は——
これは 1 番と 2 番がちょっと混

ざって言ってしまいますけれども、市外に打って出る手がまたなくなっていくますし、非常に残念な点はあると私は思うのです。

例えば、市内業者が落札した場合は税も落ちるし雇用も生まれる点があります。市外業者が落札しても税金は落ちてこないし、雇用も生まれないというふうに見える点がありますよね。やはりこういう点で建設とはちょっと別ですけども、このように——これは何になるのか、物品納入というのが何なのか、ちょっと私も分かりません。今回1億円なのかちょっと数字に関してははっきり言いませんけれども、例えば1億円のものが2億円でないとし市内業者が受けられないというのであれば、それはそれで絶対そういうのなんて、それはちょっと無理だろうと。いくら市内の業者であっても無理だろうという視点はできると思いますけれども、一考する余地というのは、私はあるのではないかという思いがあります。

ひょっとしたら、市外業者1億円、市内業者だってメーカーからのサポートがあれば1億円で落とせたかもしれないわけですよ。そういう点もあると思う。このような事例もありますので、こういう点についてどういうふうに考えているのか、ちょっと回答いただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 市内業者の育成を

市民会館のどんちょうのことだけで私が答弁していると思わないでください。全般的なことを言います。

私は市長就任以来、入札については極めて距離を置いてやって——これは身寄りしてという意味ですが——やろうと思っています。私が口を利いた場合——そういうことに対して言った場合には、様々に受け取られることがありますので、非常に注意をしてやっているつもりです。

ただ、牧野議員がお話しいただいている市内業者の育成とか、なるべく市内にお金が落ちる。これはずっと中小企業者等振興基本条例もありますが、議会の皆さんに認めていただいて成ってきたわけです。これらも含めて、やはり本当にそうやって使っていくべきだということをお大方針では言っていますけれども、個別具体的なところはあまり関与しません、できるだけ。

なので、今後分かりませんが、今お話し筋はそういう市内のところにもなるべく光を当てるようにやっていけということだと思いますので、これについてはこれからもそういう気持ちで、先ほどの答弁と同じですが、やっていくつもりであります。

それ以上の答弁は、またもしご質問があれば、違う角度で話をさせていただければと思います。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市内業者の育成を

市長のその姿勢というのは、私は大事だと思います。やはり入札に対して圧力をかけたと思われる点もあるわけです。私もこれの具体例を言うというのは非常に悩んだのですけれど

も、40年に一遍ですよ。これが毎年、1年に一遍とかというのであれば、私も具体例を出すのはちょっと厳しいなと思ったのですけれども、40年に一遍ぐらいのものがあつたので、これはある意味チャンスだと思って——例えば市長の視点はそうだけれども、市長は市長で、基本的には市内業者には何とか受けてほしいというのがあるのだけれども、その意を酌んで、担当部というか皆さんのほうでも、どうやれば市内業者が受けられるかというのを常に考えて、ぜひ、今までの固定観念にとらわれず入札業者を決めてほしいというか、市内育成のために知恵を絞ってほしいという思いでこの質問をしました。

これ以上の答弁というのはしづらい点もありますけれども、もし何かあるようであれば聞きます。ないですか。

ないようですので、では2番に入ります。1番についてはそういうことです。これからも頑張ってください。2番については、市内業者の育成をということで、やはり競争があつて初めて——市内でも競争して、そして仕事をやっていくというのは、私は大前提だと思います。そして市外でも戦いたいけれども、まず市外のところでは——要は実績がないのに与えられないですよと言われると、ジレンマを感じて何とかならないかというのがあるわけです。なので、市としてはなるべく多くのこういう声をちゃんと聞いて、していただければという思いがあるので、あえて言わせていただきました。

例えば市の担当の考え方一つで、先端技術というか、簡単なもの——簡単という言い方もちょっと失礼かもしれないけれども、こういう例を私に言うてくる人がいたのです。例えばワクチン接種で冷蔵庫の温度チェックの異常をお知らせする、そういうふうな温度チェックの装置をつけたというわけです。それを担当に話したら、担当はそれはいいことだと言って、すぐやってくれたというわけです。すごくいい職員だったと、その人は言っていたのです。ほかの自治体にも営業に行けると言ったわけです。

これはある意味、今ホットな市内業者の育成だと思いますし、こういうのを例えばやっけていくに当たって、片や担当ではそういうのはちょっとやりづらいよというのものもあるかもしれないけれども、片や外に出ていく視点でいうといい点はあるわけですよ。やはり担当によって切られたりしている事業というのもきつとあるので、こういうのをどうやって拾っていくか。

例えば担当課をすつ飛ばして市長のところに行つたとすると、担当課はやりたくないのに、市長のところに行つてこういう事業があるけれどもどうかと運動したということになると、担当が今度はつむじを曲げてしまう可能だつてあるわけですよ。担当と市長のほうでもギクシャクするかもしれないし、担当と営業というか会社のほうでもギクシャクするかもしれないから、こういうのを解消する方法というのは何かありませんかと思うのですが。

以上。

○議 長 市長。

○市 長 市内業者の育成を

今ほどのご質問に100%答えられるかどうかちょっと分からないのですけれども、やはり

いい——いろいろそういう思いを持って、様々行政というのも考えているはずで。なので、先ほど私が壇上からの答弁で触れた、新潟県でもちょっと違う動きがありましてという話をしましたが、多分何のことだろうと思ったと思うのですけれども、ちょっとだけ紹介していきますと、今のものと触れるのですよ。恐らく触れてくると思うのです。

競争入札が原則です。2004年11月に——大分前ですけれども、地方自治法施行令が改正されたということで——これは何が言いたいかと言うと、「新商品の生産などにより新たな事業分野の開拓を図る者」として自治体の認定を受けた業者が「新商品として生産する物品」については、地方自治体は競争入札によらず随意契約によって購入することが可能となった。小さいように感じるかもしれませんが、こういうところがさっき言った、旧来のことにこだわらずということの、本当にちゃんとやっていくプロセスでなかろうかと思います。

物品の購入とか様々そういうことに対して、例えば金額がこれ以下だったらこれ以上だったらという話もあったりするわけで、先ほどの話もそういう話だと思って私は受け止めて聞かせていただきましたが、こういう取組があります。ただ、今のところ取り組んでいるのは新潟市、燕市、長岡市、上越市で、こういうことも取り組み始めているということですが、事例としてはまだまだ少ないということは聞いています。こういう動きも出てきている。

そこに先ほど言ったような、例えばこれから起業で頑張りなさいと言っている我々が市内の育成を阻むではなくて、とてもそれどころではなくて、頑張ってもらおうようなところをなるべく見つけ出してやっていくということは、当然のプロセスというか道筋であろうと思います。そういう意味で、ちょっと紹介も含めてさせてもらいました。

○議 長 21番・牧野晶君。

○牧野 晶君 市内業者の育成を

本当に私が言っているのは、市外業者ばかり使っているなんて言うつもりはありません。市内の業者にも、皆さんやってくれますけれども、もう一つ踏み込んで、もう一つ知恵を使ってこの厳しい時代だからなおさらやってほしいというのを、市長のほうからもまた改めて指導してほしいし、皆さんにも分かってほしいというので、ちょっとこの一般質問の場でしました。例えば入札以外でも見積り合わせとかでも市外にいきなり出ているのがきっとあるのだらうなという思いがありますので、そういうのに関してもちょっと待て、進む前に一歩待って、市内でできるところがあるかどうかを考えていただいて、本当にこれまで以上に、またさらなる地元育成を進めていただければと思います。以上になります。

何かあればお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 市内業者の育成を

何回も触れますが、今ほどそういう——もう一度繰り返しになるのですけれども、基本的には市内業者、こういう立場で私どもはやっておりますので、今ほどのことは、さらにそれを頑張ってもらえというエールと受け止めさせていただきたいと思っています。なるべく市内業者の育成を大前提に頑張っていきたいと考えています。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 以上で、牧野晶君の一般質問を終わります。

○議 長 ここで昼食のため、休憩といたします。再開を1時10分といたします。

〔午前11時57分〕

○副 議 長（鈴木 一君） 休憩を閉じ会議を再開し、一般質問を続行します。

〔午後1時10分〕

○副 議 長 質問順位11番、議席番号18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 それでは、発言を許されましたので、通告書によりまして質問させていただきます。

傍聴の皆様、大変ご苦勞さまでございます。地下水の話をしようと思っていたところ、先ほどのニュースを見ましたらば、今日富士山に初雪が降りまして例年よりも25日も早いそうです。去年に比べても21日早いというようなことが載っております、そろそろ雪の季節になるのかと。我が八海山も大体10月の早いときは8日頃かな、その頃には初雪が降るということで、その時期になってきたのかと感じているところでございます。

それでは、通告書によって質問をさせていただきます。今回は2点を質問させていただきます。

1 地下水採取に関する条例について

1点目、地下水採取に関する条例についてでございます。この条例につきましては、平成29年10月に市民生活にとって必要不可欠な地下水が限りある資源であることの認識を有し、その保護と節約に努めることにより地下水の適正な利用を促進し、その採取に関し必要な規制を設けることにより、地盤沈下の抑制を図り、もって市民生活環境の保全に資することを目的に条例の全部改正がなされました。

これによりまして、重点区域内では平成29年10月以降ですが、一般住宅では24件、平成30年度41件、令和元年度で23件、令和2年度で19件の新規の申請があり、トータルでは107件、掘り替えもトータルで42件ありました。また、区域内の事業者は新規設置で59件、掘り替えで74件の申請があり、条例改正の効果が表れているものと考えているところでございます。また、懸念をされておりました重点区域内での地盤沈下は、許可水量、揚水機の吐出口径の厳格化そしてストレナー位置の地表面からの60メートル以深、また降雪検知器等の義務化等々によりまして、ある程度は抑えられているという状況下にあります。

9月1日の社会厚生委員会で、南魚沼警察署新庁舎の消雪井戸に係る対応について説明を受けました。移設場所が重点区域内でありまして、井戸が1本、ケーシング口径直径150ミリメートル以下、吐出口径50ミリメートル以下に規制をされまして、許可可能な井戸の消雪能力に対しまして、消雪必要面積に大きな差が生じており、緊急出動等々に支障を及ぼさないような必要最小限の地下水量の確保ができる条例改正の検討を執行部のほうでは進めるといようなことの報告を受けております。

条例改正後4年が経過をいたしまして、様々な問題点が指摘されております。市民からの

苦情等々も寄せられている中、以下について市長の考え方を伺うものでございます。

1 番目。消雪水量不足に対応するべく、許可水量及び揚水機の吐出口径の見直しを図るべきではなかろうか。現条例の許可水量の算出は、一般住宅ですが建築面積を基準にしております。昨今の新築家屋は、コンパクトといえますか小さくなっておりまして、揚水機の吐出口径が32ミリメートルしかない物件が多く、水量不足が生じております。

2 番目。老朽化をしている既設井戸改修には特別な配慮が必要ではないでしょうか。ポンプを新品交換する場合、既設ポンプより小さい口径のポンプとなりまして、揚水量が減少してまいります。したがって老朽化したポンプを交換できない。こういった現状が現在あるわけでございまして、対応をしなければいけないと考えます。

3 番目。重点区域内の事業所用の井戸は、既設本数を認める必要があるのではないのでしょうか。例えば、既設井戸2本で消雪をしていた事業者が、老朽化により新設する場合には1本となりまして揚水量が半減する。したがって、事業の継続にも多大な障害が生じてくるのではと。区域内では空洞化が進むのではなかろうかというようなことが懸念をされております。

4 番目のことは、1 番、2 番、3 番とは若干違うわけですが、節水対策としての降雪検知器に係る補助金の継続が必要ではなかろうかということです。今の検知器の補助金は、来年度廃止されるようなことを聞いておりますが、今の既設井戸については設置はまだまだ進んでいないというようなことを聞いております。節水の要でありまして、これは継続すべきと考えますが所見をお伺いするものでございます。

壇上からは以上でございます。

○副 議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、黒滝議員のご質問に答えてまいります。

1 地下水採取に関する条例について

地下水採取に関する条例についてであります。1 番から順に答えてまいります。早いもので平成29年の全部改正から4年がもうたつということでもあります。思い返してもあのときはまだ市長に就任して1年に満たない時期でありました。公約としても掲げて臨みました。

地盤沈下も本当にこれは大変な問題であります。今ほど黒滝議員が触れていただいたように、地域そのものの経済や生活の住むという意味において、その沈下というかドーナツ化現象的な、外に人が行ってしまうというようなことも含めて、大変な課題であったわけですが、これに本当に多くの市民のご理解もいただき中、議会の皆さんからもいただきまして進められたことは、本当に私の中でも思い出深いというか、そしてその後のこともずっと心配を続けてきているわけです。

あのとき、条例改正に臨むに当たって確かにいろいろな話が来ました。そして私の先輩であった当時の町長さんに、規制をしいたときの思いとか、そしてそんなことも聞き取り——今だから言いますが夜うかがって人に言わず忍んで私が行きまして、そういうことをお聞き

しました。その後、本当に沈んでしまったらどうしようかということも含めてずっと過ごしてきたというところも事実であります。

今回のお話に戻しますけれども、第1点目の消雪水量不足に対応する許可水量、揚水機の吐出口径の見直しのことでありますが、平成29年の改正は何よりも地盤沈下の抑制を最大の目的としながら、その上で市民共通の財産である地下水を重点区域も含めて、市内全ての利用ができるように改正をしたと。これが本旨であったと思います。

残念ながら、当市の地域は地質や地盤にはいろいろなことがやはりありまして、希望どおりの水量をくみ上げる井戸の全てに許可をしてしまった場合、地盤沈下や水位低下それから湧水が急激に進行してしまう恐れがある区域がありまして、市民生活の利便と環境保全の両立に腐心をしてきた当市の歴史だと思えます。

特に既設井戸の一部には、確かに消雪水量が十分でないという話を聞きます。そして直ちに揚水量の増加ではなく、井戸の洗浄や一度散水をした地下水の再利用——例えば今、河川も十二沢川はそうですけども、同じことです。もう一回再利用するという発想で水利権を得ているわけではありますが、こういったこと。より有効な散水設備の検討も含めて、利用する皆さんの改善努力もこれからも不断に期待をしたい。ずっと続くことです。期待をしたいと思っています。

条例改正から丸4年です。経過しました。毎年、地盤沈下量の測量成果が報告されていることは黒滝議員もよくよくご存じのことです。社会厚生委員会の委員でもいらっしゃいますので。年間の降雪量にも左右をされる。かつてほどの急激な沈下については、最近は一定の落ち着きを見せているのではないかと。これは多分共通の思いがあると思うのです。こう考えているのですけれども、現在も少しずつ——これは上がりませんので、少しずつ下がっている、大なり小なりです。それは少なくなってきた思いがあるのですが、これは事実だと思えます。この認識にまずは立たなければいけない。

そして、昨シーズンの豪雪——例の昨年暮れの豪雪のイメージでいきますが——これによってどのような変化が生じているか、これについて9月1日が基準日ですけども、まさしく今回の報告が——これから出てくる水準測量の結果が非常に気になるところであります。

今年の水準測量の結果も重要ではありますが、我々長い歴史を持っていまして、この間の地盤沈下の歴史があります。これらも含めて、これはどうしても慎重に取り組む必要がある。この立場はここで再度表明させていただき、2番、3番の質問に答えてまいりたいと思います。

2番目の既設の井戸の改修には特別な配慮が必要ではないかと。現行条例ではストレーナーの目詰まりを解消する洗浄作業のみで、既存の揚水機を再使用する意向であれば、これは基準を超える大きさのものであってもそのまま使用することができるとなっていますが、ポンプの更新など新たな揚水機を使用する場合には、無条件で既存の揚水機と同径のものを使用することができない。条例に照らし必要水量を再計算した上で基準に合った吐出口径のポンプの使用をお願いしているという状況です。まず、ここまで確認します。

そして、ご質問の特別な配慮というのが、できれば無条件で既存と同口径の更新を認められないかという意味だと思っております。そのとおりですよね。先ほども述べましたとおり、現行条例では地盤沈下の抑制と市民の共有財産である地下水の有効利用の両立を最大の目的としているので、制限にはなりますけれども、その趣旨を理解していただくようお願いをまずしています。

そして、消雪面積や必要水量の考え方の点では、規制をしっかりと行う中でも、個々の案件には細やかに対応してもらいたいという形で、担当課には指示をしているというところがございますので、この辺もご理解いただきたいと思います。

3番目の質問のほうにちょっと入ってまいります。重点区域の事業所用井戸は既設の本数を認める必要があるのではないかとということです。原則1つの用地内に1本とこういうふうに定めております。これは住宅用地も事業所用地もです。その例外の規定として、その他区域に限り、申請内容を地下水対策委員会に諮った上で、複数本の設置を認めているという状況です。この場合においても、もちろん必要水量の計算や吐出口径の制限はどうしてもかかっているという状況です。

従来、これまで重点区域では——これは前の条例では地盤沈下区域と言っていたこの重点区域では、新規の井戸の設置を強く制限してきた改正前の条例に対しまして、今の我々が持っている条例は一定の井戸新設を認め、市民の生活にも配慮をしながら市街地の空洞化防止を進めたいという意図で大きくかじを切った条例です。

しかしながら、規制緩和によって地盤沈下が進行するようでは本末転倒になる。これはみんなの共通認識だと思います。ここが最大の懸案事項であります。このために現在の重点区域では、1つの用地に複数本の設置は認めていないという現状であります。

しかし、先ほどのお話です。様々な話があります。今回、条例改正後、先ほどもしかして私が粗相で聞いていなかったかもしれませんが、もしかしておっしゃっているかもしれませんが、重点区域内には我々が把握している本数は全部で1,605本ありますが、このうちの262本が平成29年の条例改正以降に掘られたものです。パーセントで言えば16.3%。この重点区域の中の16.3%がそれ以降に掘られているもの。83.7%の井戸はそのまま例の深度の浅い状況の井戸があるということでもあります。

私としてはここで申し上げたいのは、市長としての立場は一方で2つあると思います。1つには、本当に地盤沈下を起こして大変なことを将来に残してはならないという視点。これはもちろん私以前からずっと続いている、この問題が発生してからずっとの思いだと思います。

しかしながら、条例の改正も含めてやってきたのは、規制はございますが、しかし一方で経済も疲弊してしまって、しつくして、本来、条例をかけている町、そこで経済活動が行われている町に対してこれは守ろうということでかけてきた。これは本初ずっとつながりがあると思っております。そういう意味では、条例を改正しましたが条例といっても金科玉条ではありませんので、4年たってやはりいろいろな部分でここはというところが出てくるわけです。

そういう訴えは聞いているわけです。例えば、重点区域以外のところでは地盤沈下は進んでいないと思います。しかしながら、全部の共通の財産としての地下水をみんなで使うという観点から、周辺地にも逆に言えばそこは規制を強めた。言葉はちょっと大げさですが、そういうぐらいに聞こえるかもしれません。そういうところを今回どうするのか。

そしてもう一つは、先ほどお話のように大きな面積をやはりやらなければならない。しかし、それが用途は1つであって、やる場合に果たして1つのままでいいのかという議論はやはりある。しかし、地盤沈下を起こしながらやっちゃっては本末転倒。もう一度言います。4年たちました。なので、ここで思いは両方のバランスを取ることが非常に大事だということだと思うので、ここでこれを勝手に私のような——市長といえども、本当の意味で地下水の問題とか造詣が深いわけではございません。やはり過去に行われてきたように、学術的な見地だとかそういったものを加味しながら、慎重の上にやはりいろいろな検討をこれから進めるべきであろうと思っているので、私としては今ほどの3番のご質問については聞く側からすると100点の答えではないかもしれませんが、やはりそういうことも一緒にやっていく必要があると私は思っています。

先ほど警察署の話も出ました。これは我々もちょっとそこに決めるのは——我々が関与して決めているわけではありませんから。いろいろなことがあります。しかしながら、今の規制の条例のものに絡んでまいります。これから我々市も、恐らく新潟県といいますか警察本部というか、そういったところと施設の問題についてはいろいろな議論をしなければいけない、いろいろなことを話し合わなければいけないと思います。しかしながら、病院のときも市民の、地域の——市民だけではありません。湯沢町の町民の皆さんも含めて、広義の意味でこの地域の皆さんが全て一番大事にしなければいけない生活の根源的なインフラといいますか施設群であります。警察も治安であります。

そういう観点から、この条例の、先ほど言ったように果たして金科玉条の部分だけでいいのか。そういうふうに私はそれだけ押し通すわけにもいかない観点を持たなければいけないなとも思います。こういったことは、非常に悪いのですが公平さがあるのですけれども、様々に考えなければいけない。その意味では、現在の条例についてはなかなか余白がないというか、やはりいろいろなことが起きてくる。人間は生活していますし、そしていろいろなことが動いています。この中において、やはり先ほどの条例のこともいろいろな見地から考えていく。もう一回その部分を私は進めてみたいと考えているところです。

例えば警察署でいえば、そこには我々の市からお願いをしている内容として——これは見落としてはいけないのですけれども——交通センターはお年寄り、弱者の足の問題にも関わってくる。地域の生活の安定のためにも、今、交通センターを新しく造られる警察署の中にどうしても入れてくれと力強くお願いをされていて、今、応えてくれようとしている。なので、先ほど治安の問題の警察署という話もしましたが、加えて市民の生活もかかる場所でもあるということをお我々は忘れないで、きちんとした議論を尽くして答えを出していかなければならないと考えているところです。

もう一個ありましたね。検知器の問題です。失礼しました。4番目の節水対策の問題です。これにつきましては、条例の改正に合わせて補助金制度をつくりました。間欠機能付きの降雪検知器であります。大変多く使われています。4年間で755件使われまして、金額で言いますと5,225万円の補助金の交付を行いました。

これも条例改正による新制度への移行をスムーズに進めていただきたい。これは理解も含めてスムーズにいきたいということからやってきた経緯があります。これは私としては十分にその役割を果たしたと思っています。ずっと続けられるかということ、当初からそういう考え方ではなくて、いつまで頑張るだろうかということで始めました。なので、今回これは今年度で打ち切りとしたいと思っているのですけれども、今ほど議員のお話も聞いたり、いろいろな答弁をつらつら考えて、それ以降もちょっと思い始めているのは、既設の井戸に対するこれが進まないと、(当日訂正発言あり)これもまた片手落ちだと。

なので、今回の新設をされた、条例に基づいた補助(当日訂正発言あり)は一旦終わりにさせてもらいたい。しかし、もう一度やはりここでよくよく考えて、必ずやるとはここで明言しませんが、このこともよく考えてみたいと思います。それがあつた種、段階を経た井戸の規制、もう一度みんなの水をちゃんと使おうという1つの答えになるのではなかろうかと思うので、これはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○副 議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 地下水採取に関する条例について

ありがとうございます。担当課に聞いてみますと、本当にいろいろ配慮をしていただいているべく市民の要望に応じてやってもらっていて本当にありがたいと思っております。

そこで(1)に移る前にこれは通告しておりませんが、平成29年に条例改正がなされたわけですが、その前と改正後、今年の数字は先ほど話があったように9月になってからでないと出てこないわけですから、それは承知しておりますけれども、条例改正前、改正後の地盤沈下の状況を、もしお分かりでしたら教えていただきたいと思っております。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地下水採取に関する条例について

担当課から答えてもらいますが、その前にいろいろ配慮というか職員が頑張るってやってくれているということをおっしゃっていただきました。ありがとうございます。その点、本当。本当に土日でも冬の頃も含めて、職員はいつも休みなしで申請を受け付けたり、いろいろな相談を受けている。私も本当によく頑張っていると思っていますが、それほど条例改正後いろいろな動きがあったということです。

地盤沈下については、ただ1点だけ視点は、この4年間の中で大雪と思われるのが、そういうデータが果たして反映できるかどうかという、ちょっとその辺の難点がありますので、そこだけは含んで聞いてください。

○副 議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 地下水採取に関する条例について

今ほどの地盤沈下の状況ということでございます。申し訳ございません。ちょっと以前の部分について手持ちがないのですが、直近4年間の沈下量につきましては、4年間で38ミリメートルという形。おおむね単年で10ミリメートルから11ミリメートルという状況であります。経年で見えていきますと、やはり今ほど市長が言われたとおり、降雪が今冬以外は少し少なかったというところで、それに伴って地盤沈下率もちょっと少なくなっていると認識しております。

以上です。

○副 議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 地下水採取に関する条例について

地盤沈下、当然雪の量にもよりますから、20ミリメートルという1つの基準を設けていると思いますけれども、それまでには至っていないということで一安心をしているわけです。

それで1番目のほうに移りますけれども、今、一般住宅では建築面積で計算をしております、どうしても先ほど話したようにコンパクトな住宅になっておりますよね。そんな関係で、計算上どうしても吐出口径は32ミリメートル以下になってしまうと。いろいろな計算式が当然あるわけですが、市街地の中ではそんなに木戸といいますか、通路がそんなに大きくはないと思いますけれども、やはりちょっと町中を外れると、木戸といいますかそこも結構長い家もあるわけですし、非常に苦慮をしているということも聞いているところです。

魚沼市とちょっと比較はできませんけれども、あそこは地盤沈下がありませんから比較はできないのですけれども、非常にうまくいっているような話をしております。今の吐出口径それから計算方法等々を若干見直してやらないと、水不足で本当に一般市民の方が困っていると。市長がよく言われる、帰って来て住み続けられるまちをとということを言っているわけですが、なかなか住み続けられないということも聞いておりますので、やはり見直しを図って市民が安心して冬も生活ができるような体制をつくっていくべきではなかろうか。

ただし、先ほど言ったように地盤沈下と裏腹でございますのでなかなか難しいところがあると思うのですけれども、そこはちょっと4番目のほうにも関連をしますが、既設の井戸に関してまだまだ検知器が進んでいないというようなことも聞いております。やはり地盤沈下の肝といいますか要は、いろいろなこともあるわけですが、検知器のことも当然あるわけです。そういったことも踏まえてやはり見直しを図っていくべきではなかろうかということで——見直しというか条例改正ですよ。改正するべきではなかろうかということで質問をしているわけです。もう一回水量不足に対応するべく、許可水量の計算方法または揚水機の吐出口径の見直し改正がやはり必要だと私は思うのですけれども、もう一度、答弁をお願いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地下水採取に関する条例について

これは先ほど言ったようなプロセスでやはり議論をしていただいて、私はちょっとここで細かくこうします、ああします、それはちょっと私としてはふだんの市長の答弁とは少し別かとやはり思うのです。そういうプロセスを経て、議論する場を持っていてもらいたいと思います。やはりいろいろなことを言う人はいるわけです。逆に、本当にもっと規制しろというようなことも、まだ根強くそういう心配している人も当然いますし、いろいろあります。

私の粗相で申し訳ないのですが、先ほど検知器の問題です。さっき言ったように既設のものに進んできているので、これは一定の成果を得たと思うので。新しいのはもう義務づけでした。そのとおりです。なので、ちょっとすみません。私がいろいろそういうところが駄目で申し訳なかったのですが、これは訂正させてください。

しかし、やはり今ここで辞めたいという気持ちもありますけれども、さらにでも必要だということ、さっき言った、ではもうちょっとやれるようにするとかいった場合には、少しまたそれもやってみようではないかということとか、含めてやっていかなければならないと思います。ただやはり一番課題になっているのは、公共がやはりいっぱい水を使っているというのもあるのです。そういったところも含めて、一般の皆さんとか事業所の皆さんだけではない、ちょっとまた別の角度ということも含めて、今後いろいろやらなければならないことがあれば、やっていかなければならないということです。ちょっと私の認識がいろいろあっちこちになってすみません。これはちょっと訂正させていただきます。

担当課のほうにも答えてもらいたいと思いますが、今ほどの私のそういうプロセスを持ってやっていきたいということの答弁でよろしければ、どうでしょうか。

では、次の質問をお願いします。

○副 議 長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 地下水採取に関する条例について

1 番のほうにつきましては了解しました。

2 番目のほうに移りますけれども、既設井戸改修にはやはりさっきも話があったように、掘り替える規制がかかるわけですから大変なことになってしまって、なかなか交換をしたくても交換ができないということがあるわけです。そこで、ただそれはできない、できないではなくて、私は技術的なことは分かりませんが、例えばこれは今 60 メートル以深になっていますよね。仮に 60 メートルよりもっと深くするだとか、それによって地盤沈下がどうなるか——私は専門的ではないですから分かりませんが、やはり既設井戸改修、それから 3 番目のほうとも一緒になりますが、事業用の井戸の方についても、例えば井戸を深くするだとかいろいろなことを考えて対応してやらないと、空洞化になってしまえば全然問題外になるわけです。

もちろん地盤沈下も考えなくてはいけないわけですが、そういったことでいろいろな知恵を出し合って、2 番、3 番、共通してしまいますけれども、今のままではなかなか厳しいので、検知器ももちろん含めてでございますけれども、市民が安心して、また事業をしている方が安心したところで事業を継続ができるという体制をつくってやらなければ駄目だ

と思うのです。

それにはやはり条例改正が必要だということです。2番、3番ちょっと一緒になってしまいましたけれども、いま一度、市長の考え方をお聞きいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地下水採取に関する条例について

議員は条例改正をして、そっちのほうに進めるべしということなので、それはそのとおり聞かせてもらいます。私も全部ではないですがそういう経済活動や重点地域の中の大変な今の課題については、聞いたり聞きに行ったりということをやっているつもりです。

果たしてその辺をどこまでやったらいいのかそういうことについては、ここでちょっとまだ申し上げられませんが、そういうことがこの議場で今回、ここまでそういういろいろなテーマというか議論があったのは井戸規制後初めてだと思います。いろいろなこともありました。今回条例改正を想定せよということは、初めて私は受けているような気がするので、これについては十分聞かせていただいて、やはり一足飛びにパッと行きませんので、どうしてもこの課題はです。しかしながら、十分検討を開始したいと思っております。それには先ほど言った専門家や様々な視点を入れてということでございます。

○副 議 長 18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 地下水採取に関する条例について

了解しました。

4番目のほうに移らせていただきます。先ほどちょっと話を出しましたけれども、もちろん新設の井戸については義務化されているわけですから、それはそれで先ほど市長が答弁されたことで問題ないのですが、要するに既設の井戸、まだつけていない方が相当数いるということをお聞きしておりますので、やはり節水といいますか、地盤沈下の抑制の肝は検知器だと思うのです。ほかにもいろいろありますけれども、検知器もやはりその中の重要な要素を占めているわけですから、既設の井戸についても補助金を出してでも早くそれをつけてやらないと、なかなか地盤沈下が収まらないと考えるわけですが、いま一度この検知器の補助について、その件について答弁をお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地下水採取に関する条例について

再度ちょっと自分の言いそびれというか申し訳ありませんでした。今のご質問につきましては、担当課のほうに答えてもらいます。何割ぐらいが残っているか分かる範囲で答えさせていただきますのでよろしくお願いします。

○副 議 長 環境交通課長。

○環境交通課長 1 地下水採取に関する条例について

今ほどの市の井戸に検知器がどの程度ついているかということですが、市のほうの台帳に登録されている部分がありますが、その中に検知器という部分がありませんので、全体の井戸に対して何割程度の検知器がついているかということについては把握できており

ません。ただ、昨年、今年からもそうですが、検知器のほう当然、年度当初から受付のほうをさせていただいているのですが、条例改正が始まった当初は検知器本体を新たにつけるという方が非常に多く、基本的には以前ついていなかった方がつけられるという形が多かったと思うのです。今年度に入ってから、間欠機能はついていないが検知器はついていないというものに対してタイマーを補助的につけて同等とみなすという形の申請も相当数出てきております。

ですので、今まで申請ができる状態があっても申請をされない方というのは、何らかの形で、現状でやむを得ないというような形をある程度考えられている方もおられるのかと考えていますので、今年度、検知器のほう最後にしたいという形については、おおむね希望される、早急に希望される方については、一定程度届いたと考えております。

以上です。

○副 議 長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 地下水採取に関する条例について

どの程度がついているかついていないか、はっきり分からないということですがけれども、何回も言いますがけれども、地盤沈下の肝については検知器の設置がやはり重要なことだと平成 29 年のときもそういう答弁をしているわけですので、少なくとも調べて——既設の井戸です。新規は当然がついているわけですから。既設の井戸についても調べてやはりつける方向にもっていかなければ、地盤沈下は——そればかりではないのですけれども、なかなか止まらないと想定されますので、数が多いわけですから大変なことは十二分にわかりますけれども、きちんと調査をして 100%つけて節水に努めていただくという方向性を出すべきだと私は思うのですけれども、市長の考え方をお聞きします。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 地下水採取に関する条例について

できる限りの努力はさせていただきたいと思っております。やはりそういうことは本当に大事だと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○副 議 長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 ヤングケアラーの実態と対応について

それでは、1 番目の地下水についてはこれで終わりにさせていただいて、2 番目のヤングケアラーの実態と対応についてお伺いいたします。

家族や兄弟の世話を担う 18 歳以下の子供いわゆるヤングケアラー、そういうふうと呼ぶそうですけれども、この実態を全国的に今年の 4 月に調査をして公表されております。世話をしている家族がいると回答をした中学生が 5.7%、高校生が 4.1%いることが公表されております。また、県内でも中学 2 年生と高校 2 年生を対象に、この 9 月に調査開始ということが報道されておりますけれども、当市ではその実態を把握しているのか。またその対応について市長にお伺いをいたします。

○副 議 長 市長。

○市長 2 ヤングケアラーの実態と対応について

それでは、黒滝議員の2つ目のご質問に答えてまいります。ヤングケアラー、若者で家族やそういう方々の面倒というか介護をしているという方々ですが、これは昔はなかった言葉だと思いますが、この実態と対応についてちょっと申し上げたいと思います。

南魚沼市のヤングケアラーといわれる皆さんの実態というのは、日本ケアラー連盟というのがありますが平成27年にここの調査に当市が協力をした。全国初です。全国で初めて調査をしたのは南魚沼市です。恐らく当市にすばらしいそういうことを考えている、そういう勉強も含めて関係性のあった当市の職員が、やはり鍵だったと思います。日本の研究の第一人者の渋谷先生は、私も2回か3回ぐらいお会いしています。本も書かれたりしていますけれども、そういうことで私も知り得たことでありました。当市は平成27年にもう既にやっています、日本全国の最初の事例として本にも載っています。

市内の教員を対象にこれは実施をした。そのときの結果ですけれども、担任をされている教員が受け持つクラスに、ヤングケアラーと思われる児童生徒がいると回答した教員が4.4%。間違っていたらきたくないのは、全体の児童数の中の4.4%ではないですので——私は最初そうかと思ってハッとしたのですけれども——そういう回答した教員が4.4%。これは271人の教員が対象だったのですけれども、その中で12人がいると答えたということです。この12人のうち、ちょっと細かいことを言って悪いのですが、9人はクラス1人。12人のうち3人の方がクラスに2人いると。これは驚く数字かどうかはちょっと分かりませんが、そういうことを当時もう既にやっています。

これはそれ以降、南魚沼市において実態調査というのは続けてはやっていないというところでもあります。今回、新潟県が開催しているヤングケアラー支援検討会議、こういったものが立ち上がっていますが、ここにおいて中学2年生と高校2年生を選びまして、これを対象にこの9月まさに今月です、調査を開始することになったと。

これは市のプライドとしてもちょっとあれですけれども、このヤングケアラーの最初の実態調査というのは、実態調査をずっと続けていくということでやったことではないので、尻切れトンぼで終わったとは思わないでもらいたいということをつけ加えたいと思います。9月に調査を県はやると。この会議の委員には当市のスクールソーシャルワーカーも参加している。メンバーになっているということです。非常に積極的にやっているという意味です。今回の調査で改めて当市の実態を確認し、県内の状況も把握する中で、今後の支援に活用していくことができるだろうと考えています。

ヤングケアラーの問題の解決ですが、これは何といたってもその存在に気づくこと。そしてヤングケアラーという認識は我々昔あったのでしょうか。なかったと思います。ただこれによって、学校・行政関係者などで研修を実施して、今年度は民生児童委員の皆さんにもこの研修を実施すると。いろいろなところで気がついてあげることが大事だという観点からやるとのことだと思います。

学校では、家族以外で最も身近な大人が先生方ですので、学校で毎日見ている児童

生徒の中にいる、教職員が感じる気になる子、やはりこういうところしかなかかなか見いだしていけないのではなからうかと思えます。このヤングケアラーは、例えばいじめ問題とかよりももっと見えにくいと言われているのが、私が読んだ本の中には書いてあった。そのとおりだと私は思います。問題を把握するように先生方をお願いをしています。

こども家庭サポートセンターでは毎年、当然市内全ての学校を訪問しておりまして、情報共有する中で家庭環境に課題のある児童の把握に努めています。先ほど言いました、こども家庭サポートセンターにある南魚沼市要保護児童対策地域協議会——ちょっと長い名前ですけども——この協議会ではヤングケアラーの可能性のあるケースを把握した場合には、その子供の家庭に要介護者が存在するのかなとか、支援の状況はどんなふうになっているのかなとか、そして子供の学校の出欠状況——そういうことが欠席につながっていないのかということ把握した上で、支援方法を検討してやっていくということです。これが今の状況になっています。各段にそういうサポート体制を進めるために、いろいろな調査が行われ進んでいくとご理解をいただければと思います。

加えて申し上げますと、家族のケアそれから手伝いをする、これ自体は私は褒められるべき存在だと思うのです。ごはんを運ぶだけ、これでもヤングケアラーという範疇に入るのかもしれない。しかし、一番問題は、ケアすることによって自分の人生をこういうふうに進みたいのに、そういうことが一番のネックになってしまって進学ができないとか、そして子供らしい成長過程の中で、そういう時間まで削ってやっていくとしたら、これは子供にとって大変なことだと思うので、そこはやっていかなければならない。いろいろなできる手伝いをする事自体は、褒められる存在で表彰すべき存在ぐらいかな、今現在は、と思えますが、その観点とまた違うものがあるということで、みんなで共有をしてこういう課題があるということを知る事が始まりだと思います。

以上です。

○副 議 長 18 番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 ヤングケアラーの実態と対応について

今、答弁があったように、うちも孫が4人いて何とか世話をしているとか面倒を見ているとか、たまにはやっているのですけれども、それがヤングケアラーに当たるのかどうか非常に難しいところ、また褒めてやらなければならないところは褒めてやらなければならないし、本当に難しいところです。

私は実はこの問題を取り上げたのは、皆さんご案内のようにこれは8月の始めの頃だと思いましたがけれども、滋賀県の大津市で当時、小学校1年生ですから6歳の妹がお兄さんの虐待といいますかそれで亡くなられたのです。そのお兄さんの逮捕後の供述によると、妹の世話がつらかったと。妹の世話がという記事があったので、究極の話になりますけれどもこんなことがあってはいけないわけですから、本当につらい悲しい事件です。

こういうことがあったので今回取り上げたのですけれども、これはちょっと極論の話でそういうことがこの南魚沼市であるとかないとかそういうことではなくて、そういったこと

をやはり周りの大人、先生も含めて早く気づいてあげて、そういうふうな状態にならないように導いてやらなければならないと。そういったことを我々大人が、先生ばかりではなくて家族もそうですし、近所の人もやはりみんなで目配り、気配りをしながら、そういったことに気を遣ってこういった悲惨な事件が起きないようにということで今回、取り上げさせていただきました。今のこの大津市のことについて市長の所見があったら。あったら結構です。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 ヤングケアラーの実態と対応について

そのニュースはショックがあったと思います。私もそうでした。まさにこれを思い浮かべたわけですが、でも社会がそういう今まで水面下で分からなかったこと、この間テレビの特集でも自分はそういうことで人生を、青春時代をなくしてしまっというようなドキュメントみたいなもの拝見しましたけれども、そういうことにならないように——そういうことに陥らせているのは、その対象が家族のヤングケアラーが見ていたわけですから、そうではなくて、しかるべき行政の手がちゃんといってれば、光が当たっていればそういうことにならなかったと裏返せばなるわけなので、そういうことも含めて1つのバロメーターでもあるだろうと。言葉はちょっと悪いかもかもしれませんが、そういうふうにも置き換えて、いろいろな対応をしていかなければならないと思います。

やはり見守る目、気づきこういったことが大事になろうかと思しますので、それを全体でその力を高めていくことと思います。

〔「終わります」と叫ぶ声あり〕

○副 議 長 以上で、黒滝松男君の一般質問を終わります。

○副 議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。休憩後の再開を14時15分といたします。

〔午後1時59分〕

○副 議 長 休憩を閉じ会議を再開し、一般質問を続行いたします。

〔午後2時15分〕

○副 議 長 質問順位12番、議席番号15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 市民の皆様には、傍聴においでいただきありがとうございます。議長より発言を許されましたので、通告に従い一般質問を行います。今回はほんの5項目であります。

1 市民病院玄関ポーチ庇倒壊について

まず1番目。市民病院玄関ポーチ庇倒壊事故について。今年1月に市民病院玄関前の庇が、積もった雪のために倒壊した。その原因究明のため、株式会社建構造研究所に調査依頼していたが、8月20日に結果が提出された。それによると、設計条件、許容荷重、応力計算等は適切に計算されていた。工事監理についても適切に行われていた。しかし、今まで経験したことがない降雪により、融雪設備が大きく機能低下したため、設計積雪量を超過したことによる重量差が庇のバランスを崩したことが原因であると指摘されている。設計積雪量を超えないように、融雪設備や積雪深を注意深く管理する配慮に欠けていたことをおわびすると市

長は所信表明で述べた。つまりは人災であるということである。庇は必要な設備であるから再建は当然であるが、このような事故が二度と起きないようにするためには、責任を明確にすべきである。そこで、市民病院玄関ポーチ庇倒壊の責任を明確にし、減給処分を含めた厳しい対応をとるべきではないかであります。

市長には、いつにも増して簡潔明瞭な答弁を期待するものでありますが、答弁内容によりましては、質問席にて再質問を行います。ほかの4問については、質問席にて行います。

○副 議 長 寺口友彦君の一般質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、寺口議員のご質問に答えてまいります。

1 市民病院玄関ポーチ庇倒壊について

まず、5つのうちの1つ目の市民病院玄関ポーチの庇の倒壊、キャノピーであります。この倒壊の責任を明確にして減給処分を含めた厳しい対応をとるべきではないかというご質問です。

庇の傾斜事故に関しましては、調査業務委託の調査結果につきまして、所信表明でも申し上げたところであります。また、第62号議案 令和3年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第1号)の説明の中でも、市民病院事務部長が報告を申し上げたところであります。

昨年の冬は、これまでに経験のない湿った雪が集中的に降り積もり、融雪や除雪が追いつかず、高速道路が通行不能になるなど、これまでに経験のない降雪状況でありました。国道及び県道また南魚沼市の市道においても消雪パイプが有効に機能せず、除雪路線での除雪も間に合わないというような状況になりました。住宅などの建物も業者への除雪依頼が殺到し、雪下ろしも思うように進まない状況でありました。実際には公共の施設も屋根等の故障などの事象も発生しております。

そのような状況の中にあつたとしても、早めの対応をすることができなかったことが、結果的にはこの事故につながった一因であると考えられるという思いから、私も所信表明の中でおわび、陳謝をさせていただいたところでありますが、私は人災に決めつけたわけではございません。少しその点は、私は違っていると思います。1つで片づけられない問題ではなかったかということもあります。人災でないとも言い切ることもできません。100%そうであるとも言い切ることもできません。併せた形でこれが起きてしまったということが、事実ではなかったかと思っております。職員は除雪の依頼を繰り返したという現実もあつたわけでございます。

減給処分を含めた厳格な対応をすべきという議員のご指摘であります。これにつきましては、今回の委託調査結果も踏まえまして南魚沼市には職員の懲戒処分に関する指針というのがあります。これに沿いまして、きちんと精査を行った上で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 市民病院玄関ポーチ庇倒壊について

市長は人災とは言い切れない部分もあるという、そういう思いは私も若干あります。しかしながら、本当に異常な降雪であったということです。職員は毎日通勤してきている。屋根の状況を見ているわけです。あの状況を。融雪屋根に雪がたまり始めたらどうなるかということは、雪国の人間であれば誰でも知っていますよ。しかも、勾配がないところですからたまとどうなるか。それは職員もよく承知しているわけです。そういうところをきちんと考えてもらいたい。

もう一つ、市にとって幸運であったと思うのが、倒壊した方向ですよね。病院の庇に当たって止まったわけです。あれがもし逆方向に行っていたとするならば、恐らく人、車がいたはずですから、大変な事故が起きていたということです。そういうことも含めて、市長のほうはこれから懲戒処分の指針に沿ってきちんと対応したいというお答えでありましたけれども、やはり雪国の人間であれば常識的にどうなるかということを考える。そのことと倒壊した向きが幸運であったということについて、やはりきちんと私は検証していただきたいと思っていますけれども、それについての市長のお考えをお聞きします。

雪国の人間だったら、あのまま放っておくなどということはありません。

○副 議 長 市長。

○市 長 1 市民病院玄関ポーチ庇倒壊について

議員のお話ししていること、そのとおりだと思っていますが、そのことだけと、また、その傾斜に至るまでに、業者のほうに様々なお願いした経緯、そしてそれ以上のことは私がここで今言ってもしようがありませんが、それらのことも全部勘案した中で、先ほど言ったようにではどういう処分の在り方があるかということも含めて、さっき言ったとおりの答弁となりますのでよろしくお願ひしたいと思います。議員が話をされている、私も雪国人ですから言われなくても分かっています。そういう気持ちでおりますが、しかし処分というものは非常に大きなものでありますので、果たしてその任の責任だけでということになるかどうか分かりませんので、その辺につきましてはそういう視点からきちんと検討して、きちんとした答えを出したいと思ひます。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1 市民病院玄関ポーチ庇倒壊について

その指針についてどういう対応をされるかということを見守っていきたく思います。

2 電動自転車レンタサイクルと健康づくりについて

2つ目の質問に移ります。電動自転車レンタサイクルと健康づくりについてであります。自転車を活用したまちづくり事業の一環で、市民の健康づくりの助けとなるように電動自転車の貸出しサービスを大原運動公園で始めました。スポーツタイプの電動自転車を1回 200円、2時間以内で貸し出す。まずは女性の自転車活用を促進するために女性限定で希望者を募集し、どういう需要があるかを調査することにしてはいる。今後は健康ポイント事業と関連づけて、市民の健康づくりの誘因となるような取組にしたいと市長は所信表明で述べた。女

性や高齢者向けの電気補助力自転車は市販されていますが、買物や医者通いなど、また急な坂や遠距離走行に有効であると考えます。

そこで、電動自転車レンタサイクルサービスと健康づくりをどのように関連づけようとしているのか伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 電動自転車レンタサイクルと健康づくりについて

それでは、寺口議員の2つ目のご質問に答えます。電動自転車レンタサイクルと健康づくりについてです。今年の4月から開始していますレンタサイクル事業、国の交付金も活用させていただいていまして、雪国で共に創るスポーツを通じた健康増進プロジェクトこういう名前で、この一環としてレンタサイクル事業がありまして、官民連携による自転車を活用した健康なまちづくりとして進めている事業です。今年度実施している市民の健康づくりサポートレンタサイクルサービス——ちょっと長いのですけれども——この名称がサポチャリは、自転車を通じて市民の健康づくりの持続可能な社会の実現を目指して、まずは自転車の楽しさを実感してもらうことを目的としています。

当市は分かるとおおり、さっきも雪の話ですが雪に覆われると。4か月以上が覆われる。そしてこの市域、広範囲の中に市街地もありますが大変な急な坂、それから山あいの集落こういったものが点在する地形条件。私としては議員も思われるかもしれませんが、極端な車社会ではなかろうかと思えます。よそに行くともっと自転車に乗っている人が、普通の生活に使っている人は多いと思えます。私もそうですが自転車はあまり使わなくなってしまったということだと思えます。なかなか自転車が定着していません。

コロナ禍で巣ごもりの状態になって、体だけではなくて精神的にも不健康になりがちな市民の方も多くいるのではなかろうか。これはお年寄りが特に心配だと思えます。今回の事業で自転車を活用することにより、無理なく体を動かしつつ、屋外の新鮮な空気に触れるなどして、または自然景観を楽しむなどして、決して体づくりというか体力づくりだけではない、心の部分も含めた健康を保持する機会が得られるものと考えています。こういった要素が自転車には風を切ったり、歩く速度よりちょっと早い、負荷もかかりにくいですし、そういう意味でいいのではなかろうかと思えます。当市に適した自転車を活用した健康なまちづくりを進めていきたいと考えています。

加えて、女性の方が自転車に関わる活動を、いろいろ今民間の団体の皆さんとも共同してやっている事業に、なかなか女性が入ってきてくれていないということが、やはり課題かということで認識がありまして、女性限定でレンタサイクルサービスを今回実施したり、そしてその皆さんに使っていただくことで様々なニーズを調査することを併せ持ってやっているということです。市の健康ポイント事業とも連携して、今進めているということになります。

そんなこともありまして、これを今そういうことを進めています、ゆくゆくは恐らく議員もこの電動自転車レンタルのサービスとかが——市民の健康づくり全般にどういうふうに行っていくのだということですが、まだ本当に始めたばかりというような感覚のほうが今は

近いのではなかろうかと。しかしながら、恐らく思われていることは一緒ではないかと思いますが、将来はまさに市民全体の健康づくり、こっちにつながっていく。加えてこれが、脱炭素社会というような大きな環境テーマ性とか、加えて道づくりの新しい視点からのよりよいつくり方の方向に持っていくとか、様々な要素を持っていると考えております。

その取っかかりがまずは自転車の電動サイクル。これが例えばあとお年寄りの三輪車とか、今それを新潟工科大学の皆さんとこんなものもあるのだということで話合いをしています。これが電動付きのアシストがつけば、かなりまたよくなるだろうという思いをしています。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 電動自転車レンタサイクルと健康づくりについて

市長がおっしゃったのは今始めたばかりで、実績が確か1人か2人ぐらいだという話ですけども、やはり健康づくり全般ということになると、人間は持っている機能を使わなくなると衰える一方だということで、車社会になってからすぐ車に乗りたがるということで、近場で歩いていくのも車になってきたという、そういうのを考えればそういったところに電動アシスト付きの自転車というのは非常に有効だろうと思っています。新潟工科大学との例のお年寄りが乗られている三輪車、実は非常に期待しているのです。

ただ、市長がおっしゃるように道づくりです。今、R I D E O Nに備えてか知りませんが、国道 291 号をスポーツ自転車が高速で走っていくのですけれども、道が狭い、非常に危ないという状況です。そういうところも合わせて考えていくと、これからやはり自分の家の近くに用事に行くについても、こういう電動自転車を使っていくという、そういうことを進めていくというのを考えているのだと思いますけれども、そのためにはやはり安全な道づくりということも合わせて必要になるのかと私も思っています。ですので、方向は多分一緒だなと思っていますけれども、それこそ来年度予算でどこまでできるのかということは、12月議会でまた聞く予定でありますけれども、来年度予算では大まかにこれだけと考えていますというところで、もし今話せるのがあればお聞かせ願いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 2 電動自転車レンタサイクルと健康づくりについて

来年度の予算について今話せることは、ちょっとここでは言えませんので、言えないというかまだそこまで決まっておきませんので、少し差し控えさせていただきます。さっきちょっと言い忘れていたようなところで、観光の面でも里山ミニクルとかいろいろな取組をやったり、駅に電動付自転車を置いたりとかということも、アシスト付きのロードバイクを置いたりということも進めています。

先ほど人数については、その人数かなというちょっと思いがありますが、現在登録いただいている方が25人いますし、利用者数は8月末で延べ21人という報告を受けています。これはコロナ禍でありますので、まだ人数が少ないです。しかし、必ず調査時点で全部右肩上がりになっています。これをコロナ経過後というか、そういったときに向かってやはり今は準

備しているという許容力というか、そういうことをお持ちいただければなと思っていますが、
以上です。

すみません。申し訳なかった。道の件です。東京にいるといつも思いますが、あれだけ狭いところを自転車がどんどん走っています。あれから見たら、天国ではなからうかと私は思うのですけれども、さりとして見ていると今の我々の感覚、田舎の感覚からいくと、自転車が路肩を走っている。また一応、歩道というか白線の外側を走っているようなところを、ギリギリを走っていたりするのを見ると、ちょっと厳しいかと思えます。しかし総じて思うのは、割と路肩が広いというのが雪国の特徴でも一方ではあろうかと思っています。そういうことも含めて、今後、道づくりに必ず自転車の視点は、国土交通省が入ってくるはずですし、これは我々がここに住んでいると分からない。今、西高東低です。西日本は自転車のほうが非常に進んでいます。なので、西の独り勝ちと言われているのですけれども、東日本で自転車に取り組んでいく、先陣を切っていくというのは非常にそういう道づくりの観点からもあると。新潟県で最初の指定を受けていくということもあると思っています。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 2 電動自転車レンタサイクルと健康づくりについて

いろいろな発展といいますか、SDGs に併せてやる発展という可能性を秘めた非常にいい事業だなと思っていますので、期待しております。

3 新ごみ処理計画について

3 番目の新ごみ処理計画についてのほうに移ります。令和 2 年度のごみ処理経費決算資料を見ると、コロナ禍の中で家庭ごみの量は横ばいであるが、事業所系のごみは特に観光産業関連のごみは 5 割近く減った。可燃ごみ処理量全体は 5,000 トンほど減ったが、処理費用は 6,000 万円ほど増えている。大和地区のエコプラント魚沼への委託料は 1 億 1,310 万円で、平成 26 年に 1 億円を超えてからはずっと 1 億円を超えている。大和地区は収集に比べて自己搬入が多いのも変わらない。高齢化が進めば自己搬入が難しくなる。溶融炉では収集しないごみも、ストーカ炉では収集できる。つまりは、収集の回数も含めて収集費用が多くかかるようになるということでもあります。ごみ処理費用軽減には、処理費用を負担する人数をいかに増やして維持するかが課題となる。

そこで新ごみ処理計画では、ごみの収集費用が増加する。費用負担を軽減するためには、処理区域を広くすることが重要だと考え、再度二市一町での取組を考えるべきではないか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 新ごみ処理計画について

寺口議員の 3 つ目のご質問の新ごみ処理計画についてです。費用負担を軽減するために再度、二市一町での取組を考えるべきではないかということでもあります。これはもう、そういう方針に基づいてやっておりますけれども、二市一町での施設整備の取組は解消しております。同時に、解消するといってもただそうではなくて、今後の廃棄物行政全般については、さらに連携して取り組むと確認し合っているところです。両施設の緊急停止のこともありま

す。そしてごみ減量化の施策の推進、あるいは近年の全国的な課題である災害ごみの関連、ここが非常に大きいポイントであったと本当に思っています。1か所ですと大丈夫だろうかということがあります。そして片一方の1つだけでは影響が大きいですが、2つある場合、片一方が停止しても片一方で同じごみの質、燃やせるとかそういう質が一緒であればこれを乗り越えていける。そういう過去の苦い経験を踏まえた上での判断が入りました。災害の頻発化もあります。こういった中で、定住自立圏の枠組みについて、連携を逆に強化して、これを一緒にやっということに方針を変えたということでございます。

確かに二市一町で広域化を目指した大きな理由の1つが、施設の整備費そして運営費に係る経費削減でありましたが、これもさきに繰り返しご説明したところですが、一方で広域化した場合には我々の帳面上は出てこない、市民、町民の皆さんの遠距離にある方々については、これから少なくとも数十年間、我々が——私は多分いなくなるという時期だと思いますが、その頃に至るまで、今まだ造っていませんが、その次の時代のものを造る、少なくともそこに至るまでの間ずっと遠距離としての交通費関係のものが降りかかる課題があります。

加えまして、中間のストックヤード等を建設する費用これらも含めて、様々あろうかと思っています。こういったことも含めていきますと、単に我々が施設整備の費用それから運営費用これだけを見て、考えるべきではないと私は思います。

加えまして、前段に言った、様々な最初の二市一町の調印時点で考えられなかった新しい課題、こういったものにも触れてこの方向性を出しました。なので再度、二市一町での取組を考える、費用負担をやるために1か所にしろという意味だと私は解していますが、今の連携は続けていく。再度、二市一町での取組をそういう意味では継続していますが、1か所に造るという考えを多分ご質問だと思いますので答えると、その考えはございません。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新ごみ処理計画について

環境省の廃棄物処理施設設置費用調査結果というのは公表されているのです。残念ながら今見られるのは平成13年度版のものです。入札結果でしかありませんけれども、ストーカ炉100トン未満であると1トン当たり6,000万円から6,800万円かかると。例えば100トンから200トンだと1トン当たり4,000万円から4,300万円ということです。市が考えているように90トン、140トンと比べても、設置費用はほぼ変わらないのです。小さくしようが大きくしようが変わらないのです。維持経費、参考になるのは上越市です。20年間の運転費が年4億円です。これも調べました。そうすると、窯が大きかろうが小さかろうが、年4億円というのは変わらない。ほぼ変わらないのです。

そうすると、では何のためにこれをするのかということを考えると、同じ環境省のホームページの中でもごみ処理施設の整備状況と、これも出ているのですけれども、令和元年度のほうで新設が34施設というように出ていますけれども、これなんか見てもなぜそのごみ処理施設が統合されて少なくなってきたのかというのを、経費を見てみたのです。そうすると、全国の1人当たりの処理経費というのは、平成22年が1人1万4,400円です。令和元年

が1万6,400円と2,000円上がっている。そして、ごみ処理費用全体を比べてみた場合、平成22年が1兆8,390億円、令和元年が2兆885億円と増えている。その内容を見ますと、管理運転はほぼ横ばいです。最も値が上がってきているのが収集運搬です。これを何とかしなければならぬということなのです。

そうすると、遠くまでどうのこうのと言っていますけれども、今度はストーカ炉ですから今まで集めなかった分も集める。それからお年寄りですから、集積場まで持っていくのは大変だということになれば、自己搬入も相当減るだろうと考えなければならぬ。そうした場合には、収集運搬経費は当然上がっていくものです。上がっていくけれども、人口減少が激しいですね。

うちは合併して16年ですけれども、9,000人減りました。これからも800人から900人のペースで人口が減っていくわけですから、そうすると収集運搬経費が伸びていく。頭数が減っているとすれば、この収集運搬経費を負担する人間をいかに増やすかということが、やはり地方自治体の生存をかけた生き残り戦争になってくるのです。ごみ戦争だと私は思っています。

ですので、何遍も私は言っているのです。窯が大きかろうが小さかろうが、施設整備では運転費がかからない。問題は収集運搬費用だ。この収集運搬経費をいかに1人当たりの負担費用を減らしていくかということで競争です。

そのために私は、二市一町での取組が絶対必要だと。もちろん施設の1か所もそうすけれども。市長が言ったように定住自立圏これを強化するということがありますから、収集運搬についてどれほど強化するのかといっても、南魚沼市で集めたごみを魚沼市へ持って行って燃やすということは、ほぼ考えてはいないでしょう。そうではなくて、やはり1か所でやって、そこに収集運搬経費が年々上がっていく。それを負担する費用をどうやって1人当たりの費用を減らすかということが大事です。だからそういう考えを、私はぜひとも持ってもらいたい。

ですので、二市一町から一市一町と魚沼市と別々で処理施設を造りますと言ったばかりですから、やはりやめますというわけにはそう簡単にはいかない。ですけれども、今後、費用計算をしながらやっていくときには、こういう考え方は絶対必要です。収集運搬経費が増えていく。負担をする人口は減っていく。では、1人当たりの経費負担はどうするのだということでの考えで、やはりそういう意味での強化あるいは考え直しということ、私は必要だと思っていますけれども、今の市長のお考えはどうですか。

○副 議 長 市長。

○市 長 3 新ごみ処理計画について

お話を伺いまして、収集運搬経費を1か所にすることもあると思います。私は2か所ということについては、広義の意味で収集運搬経費は別に行政が負担するだけではないという話もさっきからしています。一般の持込みが多い、そういう特徴が南魚沼は特に顕著である。持ち込むのは、多くは事業関係者だと思います。こういうほかの地域にない特殊事情もある

というような中から、私としては運搬経費を低く下げていくこと、これは非常に注意を払っていく必要がある。本当にそのとおりだと思っています。人口減の問題も含めて、様々考える中で考えていかなければなりません。

加えて言うならば、やはり建設位置の問題で非常にそうそうお話の向きは分かりますが、今、様々に新しいところに向かっている中で、それをまたやめてもう一度、二市一町でやり直すなどという考えは、私は持っておりません。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 3 新ごみ処理計画について

これ以上、押し問答にならないようにいたしますけれども、やはり時代が大きく変わって、施設整備費であろうと管理運営であろうともう変わらない。では、収集運搬費はどうするのだと。この広い地域をどうするのだということを、やはりよく考えるということが私は非常に大事だなと思っています。

ですので、やはりこれを担当しているところも、ごみ処理経費全体を出して1人当たりどれぐらいかかるか。これをどれだけ抑えられるのかということは、きちんとそれを計算して、では1か所にしましょう、2か所にしましょうとそういう話をしてこなければなりません。それを7年間、何もしてこなかったのです。二市一町でやりますと言ってから。そういうところが本当に私は残念でしようがないのです。

ですけれども、これからいろいろな面で定住自立圏の強化をしていくというのが市長のお考えですから、そういったところでやはり1人当たりのごみ処理の経費をいかに負担していくかということを、頑張ってくださいたいなと思ってこの質問は終わります。

4 若者の所得を増やすことについて

4 番目。若者の所得を増やすことについて。令和2年度の個人市民税課税状況を見ると、納税義務者は増えているが1人当たりの総所得金額が前年より2万4,000円下がって252万円となった。日本政策投資銀行新潟支店が発行している新潟ハンドブック——これでありませぬ——を見ても、平成29年の統計で南魚沼市の1人当たりの所得は258万7,000円で、湯沢町より122万3,000円低い。基幹産業の農業を見ると、今年度は5,006町歩の作付面積のうち非主食用は222町歩でしかなく、輸出用112町歩、加工用108町歩が今年度の実施見込みであります。もうじき稲刈りが始まります。JAの仮渡金がニュースとなっているが、大変厳しい数字であることは変わっていない。観光産業もコロナ禍がまだ続くことが予想される中で、廃業も視野に入れている事業主が出てきている。コロナ不景気が未来永劫続くというわけではないはずで、生き残れるまたは大きく成長する産業もあると私はそう確信しています。

大和庁舎で始めたグローバルITパークは、市内にIT関連の起業を促すためであったが、今のパソコンソフトの開発会社の起業が多い状況を見れば、また開設式典においていただいた外国の要人とつながりを持ったことなど先見の明があった。松井利夫様からの多額の寄附金も、若い人たちの起業と所得倍増への誘因になると期待している。

そこで若い人たちの所得を増やすための既存産業と新たな起業をどのように支援するつもりなのか伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 若者の所得を増やすことについて

それでは、寺口議員の4つ目のご質問に答えます。若者の所得を増やすことについて、若い人たちの所得を増やすため、既存産業と新たな起業をどのように支援するつもりなのかということです。私も調べていろいろな数字を最初に言ってから言おうと思ったのですが、先ほどもいろいろお話をいただいたのでその分はちょっと割愛させていただいて、単刀直入に今のご質問に答えていきたいと思えます。やはり前段としてしゃべってからでないとしゃべりにくいところもありますが、ちょっとそこは省きます。

若者の所得を増やす、簡単ではないですね。できればみんなやりたいわけだし、若者をここから流出することを止めろと言われてたって簡単ではないですね。そういうことに基づいて、私の答弁がいい答弁になるかどうか分かりませんが、しかし思っていることを言っていきます。

まず既存産業の支援があると思えます。そして、企業の業態や経営規模などがやはり様々であります。1つとして同じものがない。なかなか難しい課題ですが、市では稼ぐ力をつくり、高め、安心して働けるまちにする。これを総合計画に掲げています。これは目標であります。若者が働きやすい環境づくりを進めて心がけているつもりであります。新卒者の雇用促進事業補助金こういったものを創設したり、今回コロナ禍でもいろいろな雇用の話もしました。市内企業の若者雇用の支援そして中小企業研修受講料の補助金これらによる若い人たちの能力開発、技術力の向上、ひいてはそれが所得向上につながってほしいという意味から全てやっていること。そして働き場としての確保ということでやっているつもりであります。加えまして、資格取得を支援しているところです。

また、創業支援補助金により、若者の起業そして創業これらを応援するとともに、新商品開発、販路開拓セミナーなどを通じて、地域資源を活用した商品の開発や販路開拓支援を行ってまいりました。大変なテーマで、これをやれば所得が上がるなどということはありませんので。そういうことですが、しかしこの商品開発、販路開拓セミナー、こういう中から新しい商品を作って、今そのヒット商品を目指している若者も出てきています。調べていただければいっぱい、いろいろなものが転がり始めています。

私はそういう芽がいっぱい出てきていると思っていますが、見ようとしなければ見えません。これは努力して見ていかないと、新聞にも時々は出ますが、それ以外にもいろいろなものがあって、そこをやはり褒めて、そして頑張れ、頑張れ、次に必要なものは何であるかということを含めて、段階を追っていかなければ起業を口にしていただけでは進みませんし。がゆえに松井さんの考えがすばらしいのは、ちょっとまた触れますが、松井利夫さんが創業を自分でできて、人生をその会社づくりに捧げてきた。まさに起業家だと思うのです。その方が、起業する若者にとってのメッセージで一番大事なものは、最初のきっかけ、チャンス

づくりもありますが伴走であると。ちゃんと飛び立って、いい飛び方をするまでそこまで見届けること。そうでなければ無責任であるということを真っ先におっしゃっていました。まさにそうだと思います。

市の在り方もそうだと思うので、やはり起業のセミナーをやる。例えばそういうやる気を起こしてもらおう。そして実際に歩み出す。そしてそれには資金がいるならばどうだ。そういったことまで含めてやっていかないと、やはり対処療法というか、やって満足ということになってしまうのではないかと思います。

今ほど議員も、松井利夫さんのご寄附のことに触れておりますが、これらも十分貴重な財源として活用させていただいて、若者の新たな事業へのチャレンジを支援する。そして次の地域の産業を担う人材育成の取組を始めたい。

これだけではなくてもう一回話が戻りますが、現在ある企業の皆さんのいろいろなことに耳目というか耳を澄ませて、様々、必要なことはやはり果敢に取り組んでいくこと、これが大事ではなかろうかと思います。

六日町駅に事業創発拠点の施設も整備を始めます。これらを含めて、市内外の多種多様な人材、企業の交流を図っていききたい。これまでバラバラ感があったと私はずっと思っています。市長として大変申し訳ありませんでしたが、今後これらの拠点の活動で、そこから動き出す何事かに心から期待を申し上げたいと思いますし、六日町の事業創発拠点の前を通る中学生、高校生たちが、何かこのまちが始まったという気配を感じ取ってもらって、来るべき次の時代の我々にとってこういう人材が欲しいという皆さんに、ぜひとも育てていったり、一度勉強に行っても帰ってきてもらいたいという思いであります。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 若者の所得を増やすことについて

大変難しい問題で、なかなか答弁を聞くほうもこれがいいのだということが言えないのです。ただ1つ、コロナ禍で恐らく業態がかなり変わるだろうということは分かりますよね。そうすると、先ほど申し上げましたけれども南魚沼市の国際人脈というものを利用して、新しく世界というのを視野に入れた若者を、これは育てていく絶好の機会だと。こういう話をするのは多分2回目であります。ですので、そういう若者をできるだけ、そうなのだなと思わせるような誘因がなければならないのです。

そこで、松井利夫さんの基金、非常に期待しているのですけれども、広く全般にアイデアを募集しますというような考え方もそうであろうけれども、やはりこれからの起業の中でいくと、特に中学生、高校生に訴えるというものであるならば、やはり南魚沼市が持っている国際人脈を使って、こういうことができる、ああいうことができるということを逆に投げかけて、それに対しての反応を見るというような考え方が私は大事だと思っています。このことについて、市長お考えがありましたらお聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市長 4 若者の所得を増やすことについて

先週の週末です。国際大学のこれからの農業について——国際大学は農業の将来性ということで、シンポジウムが行われました。もしかしてリモートでご覧になっていたかもしれませんが、私も基調講演をさせていただきました。

いろいろな思いを語らせてもらいましたが、国際大学がこれまで農業のことを言ってきたかということ、言ってこなかった。しかし、今の学生の皆さんの出身母体というか母国を見ると、非常にアジア系、特に農業国も含めたそういう動きが強まっている。この中に、国際大学のこれから様々な方向性でやっていこうと思ってシンポジウムを行っているのだと思いますが、非常にいい会でした。

そこでもやはり言われていたのは、今まさに議員がお話をされている自分たちの持っている人材というか、卒業生ネットワークというか修業生ネットワークと申しますか、そういったところが非常にまだまだ生かし切れていないという話を学長もしていましたし、ほかの先生方もしていました。しかし、あの会は非常に良かったです。

そういったことを私も見ている前で、いろいろな議論がされていました。非常に勉強になった。まさにそういう気概に満ちている学校であるなど。そういう方向性をもって進んでいきたいということが、私も確認できてうれしかったし向こうもお持ちなので、今後いろいろなことが展開していけることにつながっていければという思いです。でいいのかどうか、ちょっとすみません。

○副議長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 若者の所得を増やすことについて

国際大学の卒業生、母国に帰られる方もいますけれども、日本に残っているいろいろなことをやろうとしていると。これから物はインターネット、ほとんど全てがパソコンで管理と申しますか、やろうという時代になりますから、アプリに関しては非常にたくさん考えられるというものもあるのです。そうすると、日本の国内で必要なアプリなのか、あるいはアジア系母国、西洋諸国などという怒られますけれども、世界中通用するようなアプリということの発想というのは、恐らくそういう海外から来た人材、人たちのほうが面白い発想をしてくれると思います。

こういうところも使いながら、農業ばかりではなくて使っていくと、大和庁舎のグローバルITパークが生き返ってくると私は思っています。ですので、こちらからこういうのはどうか、あれはどうかということ逆を投げかけながら、そういうような国際大学の知恵あるいはネットワーク、それから中学生、高校生で面白い考え方を持っている子は多分たくさんいると思います。そういった子を一緒にさせて、そこでいろいろやってそういうるつぼの中からすばらしい発想が出てくるということを私は期待しているので、ぜひともそういう場を市が設けていただきたいのです。

六日町駅の下につくるまちづくり推進機構にやっていただき、松井さん基金の活用についても、そういうことをまず一番に考えていただきたいなと思っていますので、恐らく市長の

頭の中にそういうのがあると思いますけれども、私だったらこうだなというようなお考えをちょっとお聞かせ願いたい。

○副 議 長 市長。

○市 長 4 若者の所得を増やすことについて

先ほどの例えば六日町の事業創発拠点です。ここにはまさにそういうるつぼというのですか、交流の交差点というかそういった場所をすごく期待します。中学生や高校生が最初からものを考えて何かある——私は少なくとも高校生や中学生でそこまでの発想はなかったもので、しかしそこがきっかけになると思うのです。人と出会っていく。そして何か気づき、面白いことの発見。何よりも人と出会っていくこと、そういった場面になってほしい。

国際大学さん、例えばグローバルITパークに入ろうとしている、今いる人たちも含めて、今は何かバラバラで活動している感がないですか。そこが様々に——六日町を拠点にいろいろなことをこれから何か生み出していこうという機運の、様々なイベントや講演会や、例えば会議やミーティング、そして例えば事業発表とか。松井さんの基金のチャレンジ南魚沼だって、5人の今チャレンジャーが出てきている。今年の暮れにはまた5人生まれるのです。毎年5人ずつ増えていく。その皆さんの今考えていることの発表会、例えば選考会がそこで行われたり、そしてやっている事業の中間発表があったり、そして事業をまさに立ち上げてこういうふうに行っているということが事例発表されていったら、奮い立たない若者ばかりではないと私は思います。そういうことです。

そしてそこに、国際大学の皆さん——学生さんではないです。学生さんは勉強に来ているのですから。来てもらってもいいけれども。先生方がいっぱい来ています。そして、何回か言っていますが、国際大学の役員の皆さんは財界を代表する皆さん。そういった皆さんに呼びかけ、その方々直接ではなくても、その大学には様々なシンクタンクとか、様々な企業というのがあります。こういったものにまさに、我々としては努力次第でつながっていける地域であると、やはり市長をやっていてよく思う。

これがバラバラだったことを、これから何事かやっていくという気持ちがあります。私もはっきり言って時間が有限なので。なので、いろいろなことを急いでみたいなという思いがありますが、空回りもしていますけれども。しかし1つの大きなステップになるのが、六日町の活動拠点そして松井さんの大変思ってもみなかった大きな後ろから押してくれる意味の寄附金であると思っています。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 若者の所得を増やすことについて

松井さんが市においていただいで記念講演か何かをしていただいで、非常にコロナ禍でありますけれども、状況が整えば聞かせていただきたいなと思っております。

5 消防職員の冬季訓練事故について

それでは、最後の質問に移ります。消防職員の冬季訓練事故についてであります。今年の3月18日に発生した消防署員の冬山救助訓練での事故は、隊員の死亡という最悪の結果とな

ってしまいました。亡くなられた隊員に深い哀悼を捧げます。二度と同じ事故を起こしてはならない。消防署内では事故調査が行われ、時系列の状況報告が議会へも行われました。しかし、事故の再発防止に向けての取組が行われているはずであるが、議会への説明がいまだになされていない。そこで、消防職員の冬山救助訓練事故の再発防止に向けた取組はどのように行われているのか伺うものであります。

○副 議 長 市長。

○市 長 5 消防職員の冬季訓練事故について

寺口議員ご質問の5つ目の消防職員の冬季訓練事故について申し上げたいと思います。再発防止に向けた取組はどう行われているかということであります。

今年3月の山岳野営訓練中に亡くなられました勝又裕之さんは、救急救命士の資格を持ち、火災、救急、救助全ての現場に精通して、最前線で活躍していただいております。私からも改めてこの場を借りてご冥福をお祈りしたいと思います。

消防本部では、今回の事故発生を受けまして、直ちに事故調査検討委員会を設置し、事故の調査と今後の活動の在り方について検討してまいりました。調査結果につきましては、警察、消防そして民間の山岳救助隊で組織しております南魚沼地域山岳遭難防止対策協議会で報告し、委員の皆様方から様々な助言をいただいたと報告を受けております。

具体的な再発防止策としましては、宿泊を伴う訓練は基本的には実施しないこととしたということであります。さらに、山岳救助活動基準を一部改正して、夜間に活動が及ぶ事案につきましては、警察などの関係機関とより入念に協議し、出動の可否も含めて慎重に対応することとしたところであります。

このたびの事故を教訓として、深く胸に刻み、隊員の安全を第一に二度とこのような事故が発生しないよう、引き続き救助活動に取り組んでいってもらいたいと考えております。

以上です。

○副 議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 消防職員の冬季訓練事故について

非常に優秀な隊員であったと市長もおっしゃっていただきました。彼が消防署員になりたくて浪人しているときにも会いました。実は彼の父上とは郵便局長時代に一緒に塩沢町内一周駅伝を走った仲間であります。その顔を思うと残念で残念で……本当に残念でもう言うことがなかったです。

そういう隊員が亡くなったということは、いろいろな調査結果もあると思いますけれども、とにかく二次災害は出してはならない。これは救助に行く者の鉄則でありますね。絶対に二次災害は出さない。そういうことを徹底している消防職員であったはずです。ですので、南魚沼の山岳遭難防止対策協議会等々で話をされて決められたこと、非常に大切なことでもあります。

もう9月になりました。雪が降ってまいります。雪山で遭難事故があると、消防職員が出ない、あり得ない話です。彼らに頼るしかないのです。警察署員もいますけれども、警察署員

であっても消防職員に指導を仰ぐというのが本来でありましょう。とにかく冬山あるいは夏場の水難事故について、我々市民が本当に助けとなるのは消防職員しかいないのです。そういう若い者を失ったと。非常に残念でありました。

今、市長からそういう報告を受けました。受けましたけれども、こういうことはやはりきちんと文書にして、議会に示していただきたいかったです。消防署を今度はこういう体制でやりますと。今までだって厳しい訓練をしていたはずです。絶対にこういうような事故を起こさない。そういう体制で訓練をしていたはずです。ですけれども事故が起きてしまったわけです。

では、この再発防止はどうするか。非常に厳しい指摘があったりしてこれを直しましょうとあったはずです。そういったところは、やはり議会、市民の代表でありますから、議会に示していただきたいのです。こうやって消防職員全員で市民を守るのだと。そういうような決意を新たにして臨みますというところを、市民全体に私は示していただきたいのです。ですから、議会の報告もそうでありますし、市民の皆さんへの報告もそうでありますけれども、できればきちんとした文書で、市長名で私は出していただきたいなと思っておりますけれども、そのお考えについてはいかがでしょうか。

○副 議 長 市長。

○市 長 5 消防職員の冬季訓練事故について

様々な手続とか、まだ終わった感が私は最近まで本当に思えなかったのですが、公務災害等もきちんと進み、一定のこの事故に対する部分がようやく本当についてこの間のことでありますが、なってきたということで、残された遺族の方々もいらっしゃいます。様々なところも思いをはせて、そして同僚の皆さんのはっきり言って動揺とか、一緒に仕事をしている者を失ったつらさとか、様々な自責の念とかそういったものが和らぐには、やはり時間というものも必要でありましたし、と思っています。

そういう意味で今、議員がお話しされている形、どういう形態をとるか分かりませんし、まだここでこういったことを出しますとかそういったことは、そこまで聞かないでくださいという気持ちです。しかしながら、必要があればいろいろなものを勘案した中で、きちんとした二度とこういうことがないようにという決意を含めて、そういうことを考えてみたいと考えています。これも相談しながら、私だけの思いだけではなくて決めていきたいと思えます。

そして、崇高な職務遂行の中で命を落としてしまったことを、きちんと歴史にとどめなければいけないと考えております。

以上です。

○副 議 長 15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5 消防職員の冬季訓練事故について

今日も山岳救助ですか、出動したということでありますから、本当に若い隊員に市民の安全を守っていただくしかないのです。ですので、消防署自体がこういう事故を起こしたとい

うことは残念でしようがないですけれども、とにかく若い隊員たちも自分たちでつくった厳しい規則の中で訓練をして、事故を起こさないようにしてさらに、災害が発生した場合については救助に出かけていくという気持ちを新たにしていきたいと思います。

市長のおっしゃったことで十分伝わりました。本当に申し訳ないです。質問しながら泣くなどということは、私は想定はしていませんでした。本当に残念でしようがない。そういう思いであります。

質問を終わります。

○副 議 長 以上で、寺口友彦君の一般質問を終わります。

○副 議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。再開を 15 時 25 分といたします。

[午後 3 時 13 分]

○副 議 長 休憩を閉じ会議を再開し、一般質問を続行いたします。

[午後 3 時 25 分]

○副 議 長 質問順位 13 番、議席番号 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一般質問に入る前に、オリンピック・パラリンピック、県内の選手すばらしい活躍だったと思いますし、多くの感動も得ました。特にパラリンピック、阿賀野市の山田美幸さんですか、自分の子供と同じ年で非常に感動したところであります。また、うちの市におきましては、雪の利活用がコロナ禍でなければかなったわけですがけれども、その点については非常に残念だと思っております。一般質問に入らせていただきます。

市民サービスの向上について伺う

市民サービスの向上について伺います。1 点目であります。市外の学校、病院、施設に通う、対象者が 18 歳までの市民に交通費の助成を拡充してはいかがかということについて伺います。

いろいろな制度、補助制度等があるのは存じているつもりですし、例えばここから聾学校に通う子供たち、県のガソリン交通費の補助の中ではなかなか経済的負担があったという中では、平成 27 年、井口市政時代、南雲教育長に真剣に取り組んでいただきまして、市独自の交通費助成がなったということでもあります。そういった中で、本来であれば国県がここにはない医療や学校に行く場合は、補助をもっと経済的負担がないような形でやるべきだと私は思っていますけれども、なかなかそれができない。私は市で、市内の子供たちや市民を守るべきだと思っていますが市長の考えを伺うところでございます。

2 番目であります。昨日、16 番議員も質問いたしましたけれども、16 番議員さんは第 2 子ということで伺っていましたが、未満児保育の減免について伺っていきます。

昨日の中沢議員におかれましては第 2 子を無料にした場合は八千数百万円ということでありましたけれども、第 2 子をやれば、例えば第 3 子も一緒になるということは、1 億円以上、市には年間かかってくるのだらうと思います。これはまた第 1 子も入れると多分 1 億 5,000 万円ぐらい費用としては今納付されているお金を、市が負担していくのだらうと思います。

例えば裕福な市だった場合、子育て支援として市長の考え方としてこういう減免というか行うかどうか。市が行っている独自制度もあるのですけれども、そういう中で、果たしてそういう制度でいいのかどうか、市長が疑問に思う点がないかどうかお伺いしたいと思います。

やはり子育て支援をうちがやっていないわけではありません。うち独自の制度もいっぱいあって、すばらしい制度もありますけれども、そういった中でどういうふうを考えていくかと。やはり子育て支援をしているところは出生も上がったりもしますし、そういうことが反映できるということでもあります。今年度の決算の資料を見ますと、令和元年度より令和2年度のほうが、出生率というか出生が12人多かったということは、非常に喜ばしいことだなどと思っています。また、生まれた子供への支援ということで、市長も今年度から1子目、2子目、3子目ということで始めていますので、それに合わせて未満児の保育料の減免についてということで伺います。

3点目であります。共産党の中沢議員がチラシを出しましたけれども、外山副市長が菅総理の下、何かうちの医療を壊すみたいなような書き方があったり、病院には5億円、消防費がそれで下がるかとか何か、ちょっと私個人では理解できないようなことが書かれているので、私はそうではないと思います。

外山副市長就任以来、本当に私、市役所で見ているときは、お昼も会議をしています。お昼休みです。土日も本当にワクチンのことでいろいろ走り回ったり、いろいろな会議をしていると思います。ワクチン接種におきましては、先生のお連れの医師がこちらに来て本当に頑張っていたいただいて、南魚沼市がスムーズにワクチン接種ができていることも外山先生のおかげだと思っていますし、それは全体の医療従事者また職員も頑張っていると思いますが、そういった人材を送り込んでいただいたのは外山副市長だと思っています。それをああいうような書き方をするのは、私はいかがなものかと思えますけれども、いかがでしょうか市長、その点。本当に外山副市長がやってくれているものだと思います。

3点目の8月23日に医療のまちづくりプロジェクトチームが発足しましたが、今後の医療の再編の見通しについて伺います。今後の市民病院、ゆきぐに大和病院の運営方針の考え方を、清塚議員も聞いていますので要点だけを答弁いただければありがたいと思います。

2点目です。医師の確保ということで、清塚議員もお聞きになりましたけれども、市民病院、幹部の先生方、70歳を迎える方がもう3名いるということで、いつ退職されてもというように、私はずっといてほしいという気持ちはありますけれども、年の問題であったりということも、80歳で市民病院に残っていただくというのはちょっと現実的ではないのかなと思っています。

そういった中で、中堅どころの内科の医師が辞めるにあたりまして、自治医大の寄附講座を開いて2名の医師が来ていただきました。この方たちも契約というものがあまして、来年の9月には契約が切れるということもあります。そうした中で、今後どうやっていくのかということが課題になってくると思います。先ほど外山副市長も申しましたけれども、平成16年の医師改正法により医局が崩壊したということでもあります。医師の市場原理、都会から

出てこれなくなると。この結果、全国各地、市町村では、当市も含め改正前に比べて医師が不足し始めるということになってくると思います。そうしたことについて、今後どうするかということをお伺いします。

また、先ほども市長も言っていましたけれども、1市だけで一本釣りではなかなか医師を連れてこられるという現状はありません。私も県立六日町病院を市でやる時、友人の医師に6名ほど来ていただいて、木曜日の外来を半年以上、回したというようなことを——それは本当に一本釣りですけれども、たまたま友人が来てくれるということでやってくれました。今も市民病院の火曜日の外来、昭和大学から友人の医者が来ていただいていることも、本当に当市にとってはよかったなと思っていますけれども、なかなかやはり人材的には難しいのだろうと思っています。そうした中で、そういった確保をどうやっていくのかお聞きいたします。

3点目です。来年度に向けて、開設者として経営形態の抜本的な改革を考えているのか伺います。

4点目です。ゆきぐに大和病院と健友館の移転新築の調査事業の進捗状況について伺います。

5点目です。市内で新型コロナウイルスの感染症が増加したときに対策などを検討しているかということでもあります。新型コロナウイルス対策ということは、国県がやることは十分承知ですけれども、市民の安心・安全、命を守るということの観点の中で、爆発的にこの地域でも感染する可能性はあると思います。早い段階で抗体カクテルを打つことが重症化しづらい、命を守るということになるわけですけれども、そういった準備も私はしておくべきだと思っておりますけれども、市長の考え方を伺っておきます。

以上、壇上からの質問といたします。

○副 議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、塩谷議員のご質問に答えてまいります。

市民サービスの向上について伺う

まずは、市民サービスの向上についてということで1点目。市外の学校、病院、施設に通う対象者が18歳までの市民への交通費の助成の拡充について伺うということでもあります。これは恐らくは全体的な普通の学生さんのことを言っているのではなくて、やはり障がい者とかそういったことだと思っているので、ちょっとそういうことを思って答えてまいります。

市では、県立の特別支援学校に通学する児童生徒また幼児の保護者に対しまして、市の遠距離通学費等補助金交付要綱に基づいて、通学費の一部補助を行っています。令和2年度は幼稚部で1名、小学部2名、計3名です。そして令和3年度が現在申請手続を進めているところだということです。幼稚部2名、小学部1名と中学部2名というようなふう聞いております。

県の補助制度もあります。これは詳しくはもう議員、十分分かっていると思いますが、た

だ一般質問は一般の市民の皆さんも聞かれております。そしてラジオ放送等も行われますので、少しそういうことも加えてちょっと我慢をしていただきたいと思います。1キロメートル当たり9円から16円の交通費、車の排気量に応じてということですが、そして高速道路料金を保護者に補助していると。これに加えまして、市の制度のほうは、市の単価20円で交通費を算出した上で、県の補助金額との差額を補助しているという状況。また、県の補助制度では、片道60キロメートル未満の場合は高速道路料金が対象外となっておりますが、市の制度では60キロメートル未満でも補助対象としているということでもあります。このほか、寄宿舎に入舎している児童生徒についても、回数に上限は設けているということですが、自宅に帰ってくる際の交通費などについて同様の補助を行っているということでございます。

なお、世帯収入が高い場合には、補助額が2分の1になってしまうケースがあるということ。そして、ほかの就学援助事業と同様の所得判定を行っていきまして、合理的なものとするところ市は考えております。今後も児童生徒等の特性に合わせた、適切な教育が受けられる機会を確保するために、利用者のご要望を丁寧にお聞きしながら支援を実施していきたいということでございます。

リハビリなどのために市外医療機関に定期的に通院している就学前の乳幼児の場合、特別児童扶養手当の未受給などの要件はあるということですが、南魚沼市社会福祉協議会の療育を要する乳幼児家庭の交通費助成要綱に基づき、社会福祉協議会において公共交通機関の利用料金の2分の1の金額、最寄りの駅の在来線の料金だということですが、年間6万円を上限として助成しているということでもあります。ただし、令和2年度から令和3年度までは、最寄り駅の新幹線料金の助成になっているということです。

このほかにも身体障がい者手帳や療育手帳を所持している重度の障がいをお持ちの児童生徒の場合、対象車両1両を事前登録することによって、高速道路の料金が2分の1になる制度も、これはNEXCO東日本をはじめとする高速道路各社が実施しているということでもあります。

定期的にリハビリなどで通院しているゼロ歳から18歳の方で、市の保健課が把握している方は50名程度いらっしゃる。そのうち月1回以上の通院を必要としているのは数名でありまして、先ほどご説明した制度を活用していただいている方もおられるということです。

以上のように、通院に要する費用についても負担軽減を図るための制度がありまして、金額ではありませんが助成が行われているという現状状況です。通院などで個人負担が大きいといったご相談があれば個別に制度をご紹介させていただくとともに、引き続き通院などの各種補助制度が継続していけるよう関係機関と連携して、支援してまいりたいと考えております。

交通費の助成制度も重要ですが、当地域は降雪の時期、大変移動が困難になりますので、できる限り、できれば市内の医療機関の利用で完結できる地域づくりも併せて目指してまいりたいと考えております。やはり一番は制度はいろいろつくってありますが、思いとしては、よく子供の皆さんの制度とかというときもそうですけれども、生まれる場所を選ぶことはで

きません。そして、公的な施設、例えば病院とか今言っている施設等があるわけですが、これを全部造るわけには当然いきませんが、ある場所の方々と比べて遠距離なためにやはり不利益になるということは避けていかなければならない。

これはできればそういう意味では、国県こういったところの政策に私はなっしてほしいと思いますが、それを待っていてもならない場合には、市はできる限りのことを、できることをやっという姿勢をやはりずっと持ち続けることが大事だと思います。全てに答えられていないかもしれませんが、そういう気持ちで取り組んでいくことだと思っています。

2つ目のご質問のほうに移らせていただきますが、未満児の保育料の減免です。一般質問初日、昨日の中沢一博議員のほうにもお答えしているところですが、保育料金については国の幼児教育・保育の無償化によって、令和元年10月1日から3歳以上については、幼稚園児そして保育園児がともに無償化されているということでもあります。

今回は細かい数字は昨日のものとかぶりますのであまり答えないようにと思いますが、これにつきましてもお尋ねの内容は、そういう思いがないのかという話だと大きな意味では思っているのと言うと、できる限りやりたいと思いますが、昨日、中沢議員にもお答えしたのは、その料金のことだけではなくて、様々、保育環境とかいろいろある。その中で今順位をつけてやっている、取り組んでいることがある。その中に、昨日ご提案もあったわけで、そのことを否定するわけではありませんが、しかし、少しお待ちもいただきたいという回答をしていると思います。昨日からいろいろ考えていまして、どういったことができるのだろうなどということは常に考えておりますので、いろいろまた塩谷議員からもご指摘であります。ぜひ、いろいろ検討していってみたいというふうに思っていますが、今のところは中沢議員にお答えしたとおり、順序立てた内容で今進めているということもご理解いただきたいと思っています。

1つ例で言うと、いろいろな失言等で1回市長を辞められて、もう一回市長に返り咲かれた明石市の市長さんがいらっしゃいます。お会いしたことがあります、子育てに特化したいろいろなことをもう本当にバンバンとやっている市長さんです。一方でどこかいつも気になってやっているのを見たり、勉強させてもらったりすることもあるのですが、そこが本当に子供たちをいっぱい増やしているということも事実だと思っていますので、そういう観点から答弁させてもらいました。

3点目のところであります。医療のまちづくりのプロジェクトの件であります。市民病院、ゆきぐに大和病院の運営の方針の考え方がありますが、まさに今日、清塚議員ともうかなり議論しているところとかぶるところもありますが、全体で1つの病院として機能分担を明確にする必要があると考えています。市民病院については急性期病棟を確保した上で、一部を回復期リハビリ病棟へ転換するなど、経営の改善そして安定化に向けた取組が必要と考えています。これらの経営改善に向けた取組を行うことと、今後の運営体制について同時進行で検討していかなければならないと考えています。本業である医業収支で経営状況に対してしっかり判断して、改善点を探っていく必要があると考えます。残念であります、今までこ

の点が私どもは不足していたと思っております。

2つ目の医師の確保についてであります。これはまさに今困難なときを迎えております。そして、先ほど当市民病院の先生方の中で、年齢のことにお話が及びました。まさにそういうことが今ございます。いていただきたいことは分かりますが、それぞれの役目についてもやはり期限が切られていくということになります。これらにつきまして、一本釣りも今体制としてはできない。大きな組織の中で、安定的に配属、お医者さんを回していただく。ここが一番の肝だと思えます。これがどういう形であれのであれば、その道を探っていけばいいわけですが、私は先ほど午前中ですか、清塚さんにお答えしたとおり、このことは大変な困難な技であります。これは過去のことを我々今引き継げない状況がありますので、私としては指定管理等も視野に入れる中で、ぜひとも議論を進めて、スピード感を持って対応していかなければ、市民に対するサービスを止める事態が起きると考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の開設者としての経営形態の抜本的な改革であります。第一に安定した医療供給体制の構築、この1点につきます。

現状の体制では、毎年のように常勤医師の不足の問題を抱えています。安定した運営体制といえず、これは2024年の医師の働き方改革も目前にありまして、救急については大変困難が予想されています。常勤医の確保が今まで以上に重要になると思っております。

加えまして先ほど申し上げました、今の体制のままでやっていければいいですが、やれないと私は確信を持って思っています。なので、いろいろな議論を経て、新しいきちんとした市民にとってのサービスを、持続可能な形でできる体制を早くつくらなければいけないという思いで、取り組ませていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。対案があるのならば対案も示して、やはりいろいろな議論を深めるべきと考えております。

4番目の大和病院と健友館の移転新築の調査の進捗状況であります。6月25日に基本計画策定業務について、6月議会でいろいろご議論がありましたけれども、ご決定いただきました内容につきまして契約を行って業務を進めております。移転候補地等々につきましても現在、浦佐地区において3か所の候補地に絞りまして、様々な条件整理を行い、配置計画の妥当性なども確認した上で、それぞれの候補地の総合評価を進めながら、最終的に皆さんにお示しする状況に持っていきたいと考えております。

健友館施設については、今日も前の段階の答弁にもありましたけれども、市民病院の敷地または隣接地の2か所の候補地に絞って、それぞれ今評価を行っているという状況でありますのでよろしくお願い致します。検討を進めております。

最後のご質問の新型コロナウイルス感染者が増加したときの対策であります。これは新型コロナウイルスが発生した昨年春ぐらいたらずっと思ってきて、まさに今それが問題視されています。特に重篤者と軽微な形の感染者を一緒に入れることができないということから、今まさにこの話題がホットになっていますが、前から私どもは感じておりました。爆発的な感染が起きたときどうするか。県と協議するというふうに——もちろんあるのですけれども、

その前に我々としてはここにある資源として何が使えるかとかということで、昨年から検討しておりました。

いろいろな段階が考えられます。一概に言えませんが、私どもとしては市の医療施設でできる部分を例えば使っていくこと。加えまして、第三者的な視野を持っていなければ、違うところを借り上げるとか、そういうことも含めてこれは非常事態になれば、言葉の定義ではない非常事態的な状況になれば、私どもはいろいろやらなければならないという覚悟をしながら、それも踏まえて検討、協議をしていかなければならないと考えています。

以上です。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

1 点目の質問です。本当に市長が言ったように、この市で完結できるのであればそれに越したことはないと思います。ただやはり、はまぐみさんとか行くには、例えば横に家があってそういうお子さんができたときには、歩いて通える距離ですね。だけれども、うちの市からはやはり車に乗る、高速に乗る、電車になるか。やはり通う距離があります。保護者の経済的負担は、仕事もやはり数回、休んで行かなければいけないというようなこともあります。例えば一例をとってみますと聾学校に通う、そこに送っていく、そこでバイトをして子供が終わるのを待って連れて帰ってくる。これができないのです。これをやった瞬間に補助が使えなくなる。そこで働いたら補助が駄目だと。そういう制度になっている。そういう制度はやはり見直すべきだと思いますし、理にかなっていないではないですか。送っていったら、そういうことができるような制度に見直さなければいけない。

今ほど市長も言われました。就学前の社会福祉協議会でやっている 6 万円。昔これは上越線の往復程度のお金しか出なかった。今は市長が言われたように、大体新潟まで行くと 1 万 1,000 円ぐらい出ると伺っています。利用者もいます。でも、6 万円という制限があるのです。10 回行く人はもっとかかるではないですか。それがなぜ 6 万円なのか。

ただ、私が言っている今のこの制度は、これをやったからといって全てができるというふうに私は思っていないけれども、これは県内でも上越市さんが令和 3 年度、私が担当課に聞いたときは 370 万円で行っている事業だと。大体うちの 4 倍ぐらいの規模、上越市さんの人数的にはそうですけれども、うちに置き換えた場合、隣の芝がいいとか言っている話ではなくて、いいことはうちの市でもやりましょうということでもあります。

当事者の声はやはりそういういろいろな所へ行っているいろいろな方々と接していると、どここの市はすごいねと、うちの市でもすごいことをやってもらっています。それは平成 27 年に訴えて、当時、井口市長は 9 月に訴えたのを 4 月に遡って、さっき市長が言ったガソリンの制度をやっていただきました。それによって、多くの方が助かっています。今これをやることによって、そういうことの制限、制度があることは私も十分知っていますけれども、やはり一歩踏み込んでやっていくべきだと思います。

前回、梅沢議員がイヤーモールドのことを言いました。補助のことを言ったのですけれど

も、市長は当事者の声を聞いて充電器、充電池の補助のほうが当事者たちはいいということで、すぐ市長は多分動いてその補助をやっていたのだと思っています。そういったことを実行力のある市長だと思いますので、いかにこの市の皆さんをこういうことで守っているかというのが、私は思いがありますので市長の答弁を求めたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

先ほどの充電池というのかな、耳の方のものです。市長になってから塩谷議員も含めて、障がい者団体の皆さんが非常にいろいろ会を持ってきて、私と会える会をセッティングしてくださることが多くて、毎年そういう形で呼ばれてそこで本当にいろいろな話をできることを本当にうれしく思っています。その中でやはり出てきている声です。例えば、ちょっと外れますけれども、銭淵公園のところに多目的トイレをきちんと造ってもらいたい。これを一番言ったのは、障がい者の皆さんです。

加えていろいろな制度がありますが、さきの私の大先輩の井口市長の時代の話も今、触れられましたけれども、まさにいろいろなことをやって差し上げたい。今まではそれは徐々に改善してきた歴史だと思いますが、ここへ来て障がいとかバリアとかそれをパラリンピックを見て、昨日誰かのときにもちょっと話をしましたが、何かものが変わっていく、そういう潮流とか世の中の動きが始まりつつある。その中で一番やはり要るのは、バリアを外してそういう様々な障壁を越えていこうということだと思うので、これに向かって立ち向かっていかなければならないと思います。

いっぱい方法はありますが、やはり本当に皆さんからの声をきちんと聴く。またそういう機会を通じて、何を先にやるべきかとか、そういったことも含めて取り組んでまいりたいと考えています。なるべくやっていきたい方向であります。それとやはり場所によって不利益があってはならない。それは国県にも物を申したいわけですが、加えて当市としては非常に大きな地域課題であるとも思っているので、今日全部、答えは言えませんが、できる限りのまたいろいろな対応を考えてまいりたいと考えております。

○副 議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

本当に市長がおっしゃったとおり、生まれた場所を子供は選んでは来られない。いつも市長も言っています。国県が全部同じ施策であれば、各自治体でどうこうということはないのかもしれませんが、やはりそういった中で制度が各自治体でやはりあるのですね。いいことは私はまねをして、独自で伸びる施策は、人がまねするような施策は行うべきだなど思っています。上越市さんの例をここに出しましたけれども、非常にいい取組だということで、ここにはない学校や医療や施設に通っている人たちの声は、やはりそういう声が多いのです。そういうことも踏まえた上で、ぜひ、新年度予算に期待するべく検討をいただければと私は思っています。

次に移らせていただきます。未満児の減免についてということで、お金があれば市長もや

ってあげたいと。予算というか、潤沢であればいろいろなことを、またそればかりではないこともやりたいというような思いがあるのは分かるのです。市の行っている制度でいろいろな減免があります。その制度も分かってもいますし、階層によっていろいろな制度になっているということも分かっていますけれども、私は制度の中で、一番おかしいと思う制度は、第3子目の2割軽減を市が行っていること。前の井口市政の1回目の私が議員になったときの質問でもしたのですけれども、2人同時で5割、2人目が5割になりますね。では上の子がいると1.5です。割ると0.75です。3人いて上が小学校以上になると、3人目で80%払うのです。3人いるほうがどう考えても経済的負担が多いものだと思っています。

ただ、子育て支援は今、国的には非常に昔よりは制度がよくなった。3歳以上は無償化とか、非常によくなっているのは分かっていますけれども、私は市の制度の中でこの点に関してはやはり第3子目のほうが経済的に大変だったらゼロにしてもらえればいいです。でも、最低でも5割ではないかと。8割ではないだろうと。2割減免ではないだろうと私は思います。制度の中でそこだけは私は納得がいかない。市の制度の中でそこは思いますけれども、市長は今の話を聞いてどう思いますか。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

昨日の中沢議員とのやり取りの中で、あまりこの2割減ここはあまり触れなかったかな。

〔「2子目のことを言っていた。俺は3子目」と叫ぶ者あり〕

昨日、こういうやり取りでいいかどうかちょっと分かりませんが、やはり一般質問というのは自分もすごい緊張して、やはり新しい気づきも議員からはいただきます。そのときにはこういう回答しかできないということもいっぱいあるのだけれども、その後、夜起きていろいろ考えてみたりするのです。昨日、中沢さんの未満児の話もいろいろなふうに思いました。ほかの議員の皆さんもそれぞれありますけれども、そういう中で今ほど言ったことは、そういう疑問がある。なるほどと思っても聞こえています。

なので、やはりこれは今回、一般質問といえどもここで決定したりということはできませんし、しかし、よく我々の言葉ですが検討しますという言葉ぐらい——ごめんなさい。本当にやる気があるのかという言葉にも聞こえるかもしれませんが、しかしながらやはりこの部分、子供さんを多くしていきたい。そう思っている市の姿勢がある中で、どういうことができるかということを考えると、やはりいろいろ検討してみたいと本当に思います。

昨日の中沢さんの話もそのとおりです。やれることとやれないことがまだ一足飛びに行くかどうか分かりませんが、できる限りそういう姿勢を示していきたい。今回の今年のおめごちゃん祝い金のものだってこういうやり取りの中からやはり生まれていったと私は思っていますし、まさにそういうことを積み重ねていると思います。

しかしながらやはり、有限である財政でありますので、そして多くの市民がやはり理解ができる。そういうことでやっていかなければならないと思っていますが、これはやはりまたいろいろ検討を加えていきたいと思っています。9月議会にこういう提案がされてくるのが、私

としてはやはり順番としてはすごくいいなと今感じて聞いております。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

矛盾している点を質問しているわけですので、例えば同時入園ということは、年子をバタバタとつくりなないとなかなか同時入園というのは難しいのです。市長もお子さんがあるので分かると思いますけれども、上と下はかなり開いてくるものだと思うし、第3子目をつくっていただければ、第1子でも第2子でもうれしいですけれども、そうやって子供がいっぱいできてくるということは、市にとってもうれしいわけであります。同時入園というのは——本当にうちは双子で年子なので三つ子みたいなものなので、多分かなり市にはお世話になっている制度はあったと思うのですけれども、一般的にはやはり2年おきとか3年おきにすると、やはり学年がちょうどよくなるとか服が一緒になるとかというようなことが言われていますけれども、なかなかそういう同時入園というのは難しいと思うので、子供が何人いてもやはりそこのところの制度は、私は変えていくべきだろうなと思っています。

上の子があがって、第3子目が残ったらやはり今言った制度は——市長も今いろいろ夜寝られないとか、いろいろ考えればそうだということを言われて検討していくということなので、こういう制度をやはりどうしていくかというのは検討していくべきではないかと思っています。

次に移らせていただきます。医療のほうに移らせていただきますけれども、今回、市民がプロジェクトに入ったということは、非常に活気があるなと思っています。多分、市民の方は公設公営でも公設民営でも民設民営でも医療が守れたり医師が確保できれば、どういう在り方であってもいいというような思いがあるのです。そういったことはプロジェクトチームの中で、いろいろな声の中で、そういったことについての言葉があったかなかったかとか、今言ったことについて市長の考えを伺います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

今ほどの話です。プロジェクトチームの第1回目——当然なるべく出ようと思っていますし、出なければいけないと思っていますが、私も1回目は出て、趣旨も話していただいた後、皆さんの議論というか今回は流れを全部聞いていただく。そして今これを聞いてどういうふうに感じられるかというようなやり取りが多かったのですが、2つのプロジェクトにこれから分かれていくのですけれども1回目は合同でやったのです。だから全員が出ていた。医療機関からももちろん出ています。そして市長部局のほうからも出ています。加えて市民代表と位置づけられている皆さんも出ています。非常に多い人数だったのですけれども、この中で最後のほうはお一人お一人に全部、発言を求めてやるスタイルでありました。

既に市のウェブサイトのほうで、もうそれをご覧いただけますが、内容がどうだったかと。私は少しそこまでやはり思われるのかと思ったのは、大切な市民の医療サービスを堅持して病院を存続させていくためには、安定した医師の供給体制がまず必要。これがみんなの共通

認識。全員とっていい共通認識です。加えて、医師を供給できる法人、これはちょっと要約してはいますが、供給できる法人があるのであれば、例えば指定管理とかそういうことを否定するものではない。これがほとんど全てではない。ちょっとニュアンスが違う人もいましたが、8割以上の方がこういう回答をしています。私は少し驚いています。

今議員が言われたとおり市民の目線です。よく書き物などに市民の声をとか書かれますが、私もそこにちょっといつも違和感がある。市民の目から見て運営体制が気になる人というのは少ない。一番大事なのは、サービスがきちんと提供されていることです。

やはりまさに第1回目のプロジェクトチームからそういう声が上がった。加えて、市民代表と目される皆さんからだけではないのです。医療現場のほとんど全ての人がそう言ったのです。これはちょっと、今議場で今回いろいろなやり取りの中で、私が話しているということと少しずれているなどやはり私はちょっと思わざるを得なかった。これが率直な印象です。私は市民にとっての医療がどうあるべきかと。これがやはり一番大事であると思いますので、市民は賢明なやはり見方をするのではなからうかと、私としては期待するところがあります。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

本当に外山副市長のことを悪く書いている記事があるけれども、そうではないでしょう。市長と一緒に、この今の地域医療をどうやって守っていくかということを今検討しているわけなので、今市長が言われたように運営のところで気になるということは、多分、市民はあまりいないのだろうなと私は思っております。

なので、ここの医療をどうやって守るかということを今市長はやっているわけだから、なくすとか公設民営になるとか指定管理になるとかと言っていますけれども、実際今うちの地域の周り、魚沼基幹病院、湯沢病院、小出病院、みんな指定管理ではないですか。でも、それでしっかり医療を守っていないですか、守っていますね、あの病院でも。皆さんの病院でも守っていると私は思います。なので、いかにこの地域で医療を継続していくかということが非常に今の運営方針には大事なことになってくるので、その点をしっかりやっていきたい。

2 番目に移らせていただきます。本当に今言ったように、指定管理をやっけていかに医師を確保するかが大事だと思うのです。今ほど市長も言った医師の確保は面倒だと。そういうふうな中では、大きな傘にも入らなければいけないと今市長はちょっと言ったと思う。大きな傘というか、大きな団体の中にも入らなければいけないと。まさしくそういうことだと思うのです。

それがどこか分かりませんが、本当に大学病院とつながって医局が全部の科が出てくるなど言えば、最高かもしれません。いつも武雄市のことを私、言ってしまうのですが、市長も議員時代、一緒に視察に行っているのだから——本当に赤字だったところが税収で黒字1億円あがるって、差額が3億円になったということが言われていて、当時の樋渡市

長もすごくいろいろなことを答えてくれたと思うのですけれども、そういった中でうちも今そこに市民のために守るためにやっているわけではないですか。そのためにこういう動きがあるということ、やはり市長、もっとここは強く言うべきではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

まさしく何というか、傘の中に入るとかちょっと言葉が違って、ネットワークがなければ医師を確保することが極めて困難。そんなことはない、できますという人がいたら、対案を示してもらいたいです。そこを言わないで、市長という立場、開設者の立場として地域の市民の皆さん、遠くは町民の皆さんも含めてそういう圏域ですが、そういった皆さんを守れないと私は思うので、この中で道筋をどういうふうにするべきかということを行っています。

これはあまりずっと声を大にしてしゃべってきたわけではないですが、少なくとも去年の11月の市長選においては、地域の医療を守ることが自分としての1丁目1番地であるということで、医療の改革とかそういう医師不足の問題については、新型コロナウイルスの出現で非常に短い選挙期間になってしまいました。なってしまいましたけれども、私はそれをずっと訴えてきちんと出て、市民の多くの声を聞いて市長をやっているつもりであります。一番その中の目玉はやはり確信を持っていたことで、プロジェクトチームでもまさにそこを皆さんが同じことを考えていたという市民視線は、やはり医療現場もそうです。何といても持続可能な形として、経営形態とかそういうものではなくて、究極を言えばきちんとここにずっと医療を続けさせられる体制、それがあれば市民にとって不足はない。そういう1点であります。と私は究極思っています。

○副 議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

その経営形態がいろいろなるかもしれないという中で、でも職員の方々、本当に頑張っているわけです。医師も。なので、そういう形態は、給料を下げるとか待遇が悪くなるのかということでは絶対あってはいけないと私は思っていますし、今後どういう形態になるのか、今までどおりかもしれませんけれども、そういうことについて市長のお考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

今ほど前段申し上げてきた中で、決してこれまで公立病院としてやってきた。そういう形態が変わる。なので、10年前の議論のときに、いきなりのいろいろな変化については、非常に働く人たちにとっても大変なものがある。そういうことはもちろん分かっています。なので、議員時代に佐賀にも視察に行かせてもらって、非常に勉強になったなと思っているのは、樋渡市長からもいろいろな言葉がありました。いろいろな議論がある。あそこはもう強行にやったという感じに近い改革をやったと思いますけれども、それが果たして正解かというこ

とも含めて、そこを今日は言うつもりはありません。一番気になっているのはそこで働く皆さんの、そういう気持ちも当然やりながら改善、改革をしていかなければならないと思うので、そういう意味から思っています。

ただやはり、プロジェクトチームに出てきた医療現場の皆さん、看護師の皆さんも当然いらっしゃると思います。この皆さんからも、私たちはこの地域を守るためにここで仕事をしているという言葉聞いたときに、100%それが全部の答えではないかもしれませんが、しかしそういう気概に燃えてやっている人たちがいて、この地域の地域医療を守っていかなければならないという我々の至上命題があって、私は果たせない、クリアできないものはないと思います。変な形の後退とか、苦しむ人が出ては困るわけですが、そうでなければやはり一番は医師を確保しなければ何事においても駄目だと。この問題に対応していく、やっとなんかという議論が今できていると思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

④のほうに移らせていただきます。ゆきぐに大和病院の進捗状況ということで、健友館も踏まえてですけれども伺いました。市民の多くの方は、県立六日町病院が魚沼基幹病院に変わったと。ゆきぐに大和病院が市民病院に変わったと。要は県立六日町病院が魚沼基幹病院で大和に行って、ゆきぐに大和病院をなくして市民病院に、県立六日町病院があったところに来るのだろうとみんなが思っていたけれども、うちの市はみんな抱えているわけです。また、今対案、いろいろな案が出たわけですが、実際的に機能の集中という面では、本当にうちの市でまた何十億円もかけてゆきぐに大和病院の改築という部分に踏み込む案が出て、先の見通しがつけば私はいいと思うのですけれども、本当にそういうことがD案としてどういうすみ分けというのやはり考えるべきではないかと私は思うのですけれども、その点、市長の考えがあったらお聞かせいただきたいと思ひます。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

この点につきましては、医療のまちづくり検討委員会そしてタスクフォースを含めた医療対策推進本部、様々な議論を重ねる中で、塩谷議員がお話をされているそういう意見もあることは十分分かります。分かりますが、その積み上げの中でやはり機能分担の面、そして今言った単純に当時の県立六日町病院が例えば魚沼基幹病院に置き換わった。そして大和病院が市民病院に置き換わったというような、構図には私はなっていないと思ひます。いろいろな機能があります。そして役割があるので、これらを考えていくときに、やはりきちんと残していくべきだという話がありました。私もそのとおりだと思ひます。

やはり地域医療の偏りがあってもいけません。そういう意味では、今のままの体制ではなくて機能的な役割をもっと負担していこうということも含めてやりながら、加えて、将来的には社会的事情、需要がある場合、高齢者のそういったような施設化の問題にきちんとスイッチもしていける担保力も持ちながらやっていくこと。これが一番現実路線だと。私もいろ

いろな考えがありました、やはり皆さんよく議論されるなどと思って感心もしながら、そして一番の検討を加えてほしいという、言い出した張本人として、やはりいろいろな議論をされてこうやって進んでいくものだと思っています。まだまだ過渡期かと思いますが、そういう方向だと思っています。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

⑤に移らせていただきます。県との協議も進む、話さなければいけない場面が来るかもしれないということも、市長もおっしゃっていただきました。市民の方はやはり自宅療養というのは非常に不安になっている方が多いのではないかと。うちの市だけではなく、不安になっているのではないかと。例えばうちの抱える城内診療所とか医療機関でありますとね。民間であると、今使っていない老人施設、介護施設等もあるのですけれども、ちょっとそれは民間に私、聞いたことがあるのです。そうした場合、やはり自分のところの法人の方が濃厚接触になったりすれば、そういうところで療養するために使いたいという話がある法人の方は言われていました。

うちの市としては、やはり重症者、死者を出さない、市民を守る。そういうことの検討は、国のほうも先月 25 日に要綱とか法がちょっと改正されて、ちょっと幅が広がったと思うのですけれども、そういった中でいろいろなことを模索していくべきではないかと。抗体カクテル療法というのは、今日もテレビでやっていましたけれども 75%は効いていると。ちょうど昭和大学の打っているところが出たのですけれども、そういうようなこともあります。そういったような、そこに例えばお金をかけたとしても市民の方の安心・安全であれば、多分市民はそこに市がお金をかけても何も言わないのではないかと。よくやったなど、私は捉えるほうが多いかなとも思うのですけれども、市長のお考えをお聞かせください。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

昨日もほかの議員からのご質問に答えていきましたが、療養的なそういう宿泊施設の問題というのは、そう簡単な問題ではないと思います。ただ、この後、外山副市長にももう一度、昨日のことも踏まえ、今のご質問も踏まえた中で答えてもらいます。ただ市長職として地域のやはり様々な——それはいっぱい要綱とか条例とか様々な決まり事はある。しかし一番は、究極の状態になったときにどういう判断ができるか。これは超法規的と言うと私はそういうことを使ってはいけませんが、やはりいろいろな事態というのがあったときに何をやるかということが任されている立場だと思うのです。そのときに、爆発的な感染が広がって様々なところが手に負えない。

例えば今回も習い事のところからクラスターが発生した事案が一番恐怖されましたけれども、あのときも思うのは、そういう人たちの広がりがあるって、自宅療養者は多分、恐らくかなりの数がいたと思う。そのときにやはり家庭で過ごすつらさです。それはある。例えばそういうこともいろいろあるので、やはりこれはいろいろ考えておかなければならない。昨年

から実はありましたが、これは県とかそういう問題ではなくて、もしものときにはここにお願ひしよう。それを県にも進言して、ここを認めてもらおうと。市民病院の診療に行く先としても、分散しても困りますからそういったところは、私どもとしては黙っていますが想定しながら動いていた経緯があります。

今回また、今議員がお話のように爆発的なものになった場合には、本当にいろいろなことを考えていく。その前に、そのときにうろろしないように、いろいろなことを考えておかなければならないと思います。私は思っていますが、いろいろな見地から発言があると思いますので、外山副市長のほうから話をしてもらおうことにします。

○副 議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民サービスの向上について伺う

臨時の医療施設というのは、法律に基づいて県が采配することになっているのですが、それで適用の地域としては通常の医療施設でできないような、非常に感染者があふれているような状態です。緊急事態宣言地域であるとかまん延防止重点措置地区であるとかそういったところが対象なので、今のところ新潟県としては全体の病床数をさらに 200 床増やしたり、今ある病院の中で専門の酸素を吸える場所をつくったり、抗体カクテル療法の場所を、例えばこの地域であれば魚沼基幹病院につくるという形で、現行の施設を拡充強化する方向でやっていることはやっているのです。例えば今議員がご説明の抗体カクテル療法などは、今の考え方としてはまだあまり慣れていませんから、魚沼基幹病院に二、三日入院してもらってから自宅へ戻るといふ、あるいは宿泊療養施設に戻るといふ戦略になっています。

これがもう少し多くなれば、例えばみんなが慣れてくれば外来でもできるわけですから、市民病院とか大和病院とか城内診療所の外来でもできるかもしれませんし、今後、今市長が申し上げましたように、さらなる爆発的な感染を視野に入れて、市としてどういうふうな形で宿泊療養を提言できるのか。あるいは臨時医療施設的なものを、そう大きなことは提言できませんけれども、やれるのかということは一先懸念これから考えていく必要はあると思っています。ただ、今この段階でこういう施設を使うべきだということを、県に言う段階ではないけれども、今いろいろ検討しているということでございます。

○副 議 長 20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

本当に外来で今日も打っているというような——救急車で運ばれてすぐ打って 2 時間後には自宅に帰ったとあって、もうすごく元気な姿というか、ぼかしは入っていましたがけれどもテレビでやっていました。

やはり爆発してからでは遅いので、やはり検討を早めにして、どういったことを準備ができるのか。やはり魚沼基幹病院が今受け持つかもしれないですが、市民病院だと普通の患者さんと一緒ということはまずできないわけなので、そうしたときの——そうやって副市長がおっしゃるとおり、一般的になってくればいいのですけれども、まだまだ恐れられているわけで、そうした隔離をできるように、先にやはり準備しておくべきではないかという

のが私の持論ですけれども、もう一点その点について、お答えがあったらお聞かせいただきたい。検討すると言っているのでもいいのですけれども、やはりそこが爆発的になってからでは遅いのでお願いします。

○副 議 長 市長。

○市 長 市民サービスの向上について伺う

この後、必要があれば外山副市長にもという思いですが、そういうことも常に検討して、みんなでここにしたいと言っているところではないので言いにくいですが、もしものときにはここにお願いしようと。ここを使おうということは、私の中ではいろいろな細かい法規とかそういうことは分かりませんが、至極単純に考えて南魚沼市長であればここを使うように声をかけるべきだということは、常に想定しているつもりです。

○副 議 長 外山副市長。

○外山副市長 市民サービスの向上について伺う

その場合、ワクチン接種もそうですけれども、結局臨時の医療施設であっても、やはり管理者は必要であろうと。看護師は在宅の看護師さんに頑張ってもらうことが必要ですけれども、結局とどのつまりはやはり安定した医師の確保です。そういうことも泣き言を言っても始まりませんので、市民の命を守るためにあらゆるシミュレーションをしていきたいと思っております。

○副 議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 市民サービスの向上について伺う

ぜひ副市長、本当に一生懸命やっただけなので、副市長の家族は拍手はされても絶対、市民から石なんか投げられませんので。どんどんやっていていただきたいと思えます。

終わります。

○副 議 長 以上で、塩谷寿雄君の一般質問を終わります。

○副 議 長 一般質問の途中ですが、ここで休憩といたします。休憩後の再開を16時40分といたします。

[午後4時24分]

○副 議 長 休憩を閉じ会議を再開し、一般質問を続行いたします。

[午後4時40分]

○副 議 長 本日の会議時間は、質問順位14番までとしたいのであらかじめ延長いたします。

○副 議 長 質問順位14番、議席番号9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

部活動の外部指導員導入をということで、質問させていただきます。今年度より、中学校において新学習指導要領が実施されています。人生において最も多感な時期とも言える中学時代の部活動は、スポーツ分野であれ文化分野であれ、人間形成における重要な位置づけに

あると思います。これからの若者たちは、我々が想像もし得なかった環境の中を生きていくスキルを身につける必要があり、課外活動により知識及び技能の習得や思考力、判断力、表現力という学びに向かう3本柱の醸成に対する部活動の必要性がより明確にされました。

しかし、その部活動は少子化による団体競技の参加困難、教員の多忙化による指導不足そして新型コロナウイルスの感染拡大による大幅な活動制限など、その重要性とは正反対の状況になっています。このような状況を解決するため、外部指導員の活用がどうしても必要であると考えます。メリット・デメリット等をしっかりと把握した上で、行政として最大限の支援をするべきだと考えますが、市長の考えを聞きたいと思います。

まず、市内中学校の部活動の実態把握ということで、①部活動に参加している生徒の割合、②部活動に必要な保護者の負担、③部活動による教員の負担、④少子化に伴う各校の団体種目の現状と今後。

続いて外部指導員、外部委託の導入に対する考え方として、①外部指導員を積極的に採用していくのか。②その際の予算確保の見通しをお聞きします。

以上、演壇での発言を終わります。

○副 議 長 桑原圭美君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長。

○市 長 それでは、桑原議員のご質問に答えてまいります。

部活動の外部指導員導入を

部活動の外部指導員の導入をということで、大きく2つ挙げられておまして、市長の考えを問うと通告されておりますが、ずっと考えたのですけれども、やはりこの中身について教育長の答弁がふさわしいと。現場はよく分かっておられますし、と思いますので、大項目の1番の①から④まで、加えて(2)の①の部分につきましては教育長のほうから答弁してもらいたいと思います。その上で、市長の見解はということであれば、ごめんなさい——再度お尋ねいただければと思います。ただ、(2)の②番、その際の予算の確保の見通し、外部指導員の関係です。ここだけちょっと変則的で悪いのですけれども、私のほうから答弁をさせていただいた上で、教育長に説明してもらおうと思います。

その際の予算の確保の見通しです。外部指導員です。現在、部活指導員の配置は、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担するという補助事業を活用させていただいて、予算を確保している状況です。しかしながら、この補助事業は令和5年度までとされています。今後、地域移行となった場合の新たな補助制度などは、国から今のところまだ示されていない。ちょっと心配です。ということで、円滑に地域への移行を進めるためにも、必要な財源措置について国や県に要望してまいりたいと思います。その制度がなくなったからといって、前の状況に戻せるかという、こういう心配もあるわけでありますので、これは十分また検討もすることが必要かと思っております。

以上です。あとは、教育長から答弁してもらいます。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

それでは、部活動の外部指導員導入について、(1)の市内中学校の部活動の実態把握についてからお話いたします。

①の部活動に参加している生徒の割合です。令和3年度の中学校生徒数は1,429名で、そのうち運動部に参加している生徒は1,091名です。76.3%となります。文化部に参加している生徒は284名で、19.9%です。部活動の参加割合は96.2%に上ります。

②の部活動に必要な保護者の負担はについてでございます。運動部では、競技により必要な経費が大きく異なります。そのため、参考として陸上、バレーボール、バスケットボール、野球の平均額を調査したところ、部費が年間1万500円、用具代等が年間3万5,200円、総計で4万5,700円でした。

文化部では、塩沢中学校の吹奏楽部を調査したところ、部費が年間2万4,000円でした。

③部活動による教員の負担はに対してでございます。部活動は、大半が教員の時間外の指導となります。結果として日々の事務作業や次の日のための教材研究が後回しとなって、教員の長時間労働や多忙化の大きな要因となっています。また、週休日の部活動指導や大会引率などがございますが、そのため教員の休養や余暇のための時間を確保することができず、大きな負担となっているところであります。

教員自身が経験のない競技を指導する場合は、技術的な指導が困難なため、心理的にも大きなプレッシャーとなります。また、大会やコンクールでよい成績を収めることを強く求められますと、過度な練習を行ったり、また保護者から結果を強く期待されることによって、心と体の両面に大きな負担となると考えられます。

南魚沼市ではバランスの取れた部活動運営と指導を目指し、部活動ガイドラインを令和元年度より運用しており、土日の活動の制限を行うなど、学校全体で教員の負担軽減に取り組んでおります。

④少子化に伴う各校の団体種目の現状と今後についてでございます。中学校の生徒は平成24年度からの10年間で349名、およそ20%の減少となっています。今後も生徒数の減少が見込まれており、現状の団体競技の全てを各学校で維持していくことは、極めて難しいと思われれます。

今後、野球やサッカーなど、1チームの人数が多い種目については、複数の学校で合同チームを編成するなどの対応が必要となる可能性が高くなっております。近隣の郡市中学校体育連盟とも連携しながら、生徒が希望する競技に参加できる環境を整備してまいりたいと考えております。

(2)の外部指導員、外部委託の導入に対する考え方についてです。①外部指導員を積極的に採用していくのかについてです。部活動の外部指導員については、平成31年度より部活動指導員配置促進事業を活用し、市内4中学校に1校当たり1名から3名程度の指導員を派遣しております。外部指導員の専門的な技術指導により、今年度は陸上競技において、400メートルで全国大会出場などの事業の成果が出ていると感じております。

そのような中ですが、文部科学省は学校の働き方改革を進める中で、部活動指導の改革も進めております。令和5年度以降です。この令和5年度というところがとても大事な年度になります。休日の部活動の段階的な地域移行を実施していくとしています。外部指導員の配置により、教職員の多忙化解消、専門的な知識が必要となることへの教職員の負担軽減につながると考えておりますが、部活動の質的向上を図ることも見込まれていることから、今後も積極的に活用を図りたいと思います。ですが、先ほどの令和5年度の部活動の地域移行というところがございますので、十分に活用の方法を検討していく必要があると考えております。

なお、部活動指導は、本事業では外部委託は補助対象外になっておりますので、この事業での事業というのは難しいところです。市が単独で実施することは、財政的な持続性を考えますと現実的ではありませんので、外部委託については現在、検討しておりません。

私からは以上でございます。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

ご答弁いただきありがとうございます。では1個ずつ再質問しています。

まず、市内中学校の部活動の実態把握は今説明いただきました。それで、運動部・文化部ともに分けて説明していただきましてありがとうございます。参加が96.2%ということはほぼ全員が所属しているということなので、何らかの部活に所属して活動しているということが分かりました。

次、保護者の負担というところになりますと、なかなか中学生になるとお金がかかっているなという気がします。それで、文化部で塩沢中学校の吹奏楽部というところで私も経験がありますが、この2万4,000円というのを前期・後期で分けて払うのですけれども、部活の部費の徴収というのが非常に負担で、部活動を辞めていくという生徒が年に何人かいるのです。非常に胸が痛むような話ですけれども、そういったところを支援するようなメニューというのは教育委員会のほうであるのかどうかお聞きしたいと思います。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

部活動に必要な保護者の負担、先ほど申し上げましたとおりに部活動の種類によってかなり大きな差がございます。先ほどはスキー部を入れておりませんでしたので、スキー部となりますとまた様々な用具が必要になると思います。基本的に部活動に必要な経費のうち全体で使用するものについては、市の予算やまた学校で配当された予算等で購入して、整備を進めているところです。

今ご質問いただいたところは、個人負担の部分ですね。個人負担は、具体的な活動のために個人が使用するものでありますので、なかなかそれを市から負担を代わりにするところについては難しい面が考えられるところでもあります。そのように考えているところです。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

やはり部活を選択するとき、どれぐらい負担があるのかというのは、やはり保護者の方も生徒さんも考えて入部されると思います。そういった中で、ちょっと入ってからこういった負担が部に所属するだけで生じているという種類があるので、そこら辺は本当に個人が負担するものなので全部公費でということは私も考えていませんけれども、生徒の家庭環境とかそういうのに、やはり教員の方が配慮するような部分は必要ではないかと思っていますので、そこら辺はよく現場の先生に見ていただけるように指導していただければと思います。

次に、教員の負担についてに移ります。言わずもがなですが、多忙化の解消が課題になっているかと思っています。現場ではどのようなことが負担になるかというのは、先ほどお聞きをいたしました。後でも、後述しますが、全く担当している部活の経験がないという方が結構いらっしゃってそれがプレッシャーになっているのと、保護者の方はかなりプレッシャーかけられているという点がありまして、また授業とか特に3年生を指導している先生方はもう時間がないというようなことも、私も保護者の一人として見てまいりました。そういったところは、部活との両立というのはどのようにやっているのかというのは、教育委員会のほうから時間の配分とか指導とかはしているのでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

議員ご質問のとおり、部活動による教員の負担を軽減することについては、大変重要な問題であると思います。南魚沼市教育委員会としましては、部活動ガイドラインを提示し、少しでも部活動が次の授業や様々な教材の研究等に支障のないように取り組んでいるところです。なお、南魚沼市と申し上げましたけれども、南魚沼市と湯沢町と共同で部活動が教員の負担にならないようにガイドラインを制定しているところであります。

例えば、部活動の活動日、週2日以上は休みを取りましょう。土日のうち、少なくとも1日は部活動のない休みにしましょう。あるいは、部活動の時間です。平日は2時間をめどにしましょう。休日でも3時間にしましょうというように、郡市で共同の目安をつくって、それをしっかりと各学校で順守していくという取組をしているところです。具体的などころについては、各学校で校長先生を中心に多忙化が進まないように調整しながら活動を行っております。

以上でございます。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

多忙化の解消というのは非常に難しいとは思いますが、重要な部分でございますので、そこはやはり徹底していくべきなのかと思います。

次が、少子化によって団体競技がどうなっていくのかということですが、10年間で349人減少しましたと。合同チームを今後、検討していくということがあって、環境を整備していくという答弁だったので、中体連の大会というのは合同チーム、高校野球と

か非常によく出てきますけれども、中学校ではもうそういったことが可能なのでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

中体連——中学校体育連盟でございます。県の中学校体育連盟が今のご質問の状況を大分前から対応しようということで、枠組みをつくっているところであります。私が今把握している中では、6種目の部活動競技について合同チームが認められています。申し上げます。バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、バレーボール、ソフトボール、この6種目について合同チームを認めるとしているところであります。この地域にない部活もございしますが、以上の6種目でございます。

以上です。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

よく調べていただきましてありがとうございます。人気種目がかなり含まれていまして、子供たちはやはり部活を楽しみに入ってまいります。入学前に生徒の数を事前に把握ができますので、早めに合同チームの編成というのを対策が取り組めます。そこら辺は対応をして、子供たちが中学で合同チームであっても部活を楽しめるような環境づくりを検討していただきたいなと思います。

次、(2)番の質問に入ります。外部指導員、外部委託の導入に対する考え方ということで、外部委託のほうはご答弁いただきまして分かりました。質問の前に言葉の定義をちょっとしなければならぬなと思ひまして、私がこの質問を書いているときに、外部からの教員以外の方の指導ということで外部指導員という名前を使いましたが、平成29年4月1日から部活動指導員というふうに制度化をされておりまして、これが校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等が可能となったということでございますので、ここでは部活動指導員ということで質問をさせていただきます。

部活動指導員を積極的に採用していくのかという質問をいたしますが、日本体育協会の調査でスポーツ庁の公表の資料がございました。担当部活の競技経験が全くない教員というのが中学校で46%、高校が41%ということになりますと、担当している部活の半分はもう先生の経験が全くないということがここで証明がされました。先ほどの先生の負担というところに、技術的に指導に自信がないというところがここでも表れているわけですが、なかなか経験がない先生に指導される生徒も大変ですし、先生も大変であるというところから、部活動指導員の採用というのはどうしても今後、必要ではないかと考えるのですけれども、この点についてのお考えがありましたらお聞きします。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

ご質問の部活動指導員については、本当に大事な役割を担っていると考えております。現在は今年度8名の部活動指導員が各学校に配置され指導に当たっています。例えば野球部、

剣道部、先ほど申し上げた陸上部、またそのほかの活動です。大変専門的な指導をしてくださることと、生徒に大変分かりやすく具体的にアドバイスそれから具体的なモデルを示してくれるので、とてもありがたいと好評であります。南魚沼市としましては、ぜひともこの部活動指導員を増やすことによって、子供たちにとってよい部活動そして教員にとっても多忙化解消がバランスよく進むことを期待しているところでございます。

ですが1つ課題がございまして、部活動指導員になる方というのは、種目の専門性ととともに生徒に指導ができるということが条件になります。そういう人材をなかなか確保することが難しいというところでございます。増やしていきたいという願いとともに、その人材確保の難しさがございまして、徐々に拡大ができればと願っているところでございます。

以上です。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

8名も採用しているということと、生徒にも保護者にも好評であるということはすごくいいことですし、増やしていきたいというような答弁が聞けて本当によかったなと思います。また、一方その人材確保が——そういった専門的な知識、技術を持って指導に当たれる人を探すというのが非常に難しいということも、容易に想像ができます。今8名でも私、徐々に増やしていく考えであればもう十分だと思うのですけれども、本当にこういう人たちが地域の中に教員以外で学校の中で入って指導をしていただくということは大事であります。一昔前、そんなに昔ではないのですけれども、秋田県の能代工業というバスケットボールのチームが大好きだったのですけれども、こういった事例もあります。我が市と同じぐらいの自治体の規模で、全国から生徒が集まるような、もう田舎のチームでも奇跡が起こるし、地域もそれで活気づくというところもあるので、ぜひ、こういうところを、人材発掘も含めて取り組んでいただきたいと思うのです。

スポーツ庁の資料の中にこの部活動指導員の3パターンの活用方法が出ていたのです。1つは部活動指導員が完全に顧問をやるケースと、2つ目が部活動指導員と教員が両方顧問をやる。3番目が従来型で、部活動指導員が指導を行う。ただ、3番目は従来どおりですので引率等はできないという規制がありますが、今、南魚沼市に8人配置されている方々というのは、どのケースに当たるのでしょうか。

○副 議 長 教育長。

○教 育 長 部活動の外部指導員導入を

今のスポーツ庁の3パターンの中で言いますと、どちらかと言いますと2番目の顧問という形はとりませんが、実際に大会引率等が可能でございますので、そういう面では大変積極的に主体的に関わっていただいている方が多いとお答えしたいと思います。

部活動指導員のことについて、もう少し私のほうで補足したいと思いますがよろしいでしょうか。この部活動指導員を増やしていきたいという願いはあると申し上げましたが、同時に令和5年度から土日の部活動の地域移行というものが全国一斉で予定されています。これ

は段階的な移行になります。令和5年度から準備ができたところから土日の部活動については、地域の活動として行うということでもあります。ですので、今までは学校に部活動指導員から来ていただいて指導していただくという形でありましたけれども、これからは子供たちが地域のところに出て部活動をするという形に大きく変わります。ここがまだ十分な準備あるいは周知が全国的には進められておりませんので、まだ見えないところがございます。

つい先日、県の担当者からの説明会があったところでございますが、詳細はこれから段階的に準備をしていきます。そうしますと、土日の指導については地域が主体となります。平日の活動については学校が主体となって行いますということで、これから部活動の形が大分変わってくるという、そういう過渡期に入ることとございます。大変大きな変化の中でございますので、本日ご質問いただいた部活動指導員については、大変これから注目していくところとございますので、今後ともご指導を、また注視していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○副 議 長 9番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

令和5年度から土日の部活動が地域に移行するということは、今からよく準備をしたり、想定していかないと、立ち遅れるといたしますか、ほかの地域との差が出ないとは思いますが、部活を楽しみにしている生徒たちは非常にちょっと混乱もしかねないので——活用によってはすごくよくなると思います。地域の方と一緒に部活動をやっていくというのはいいことだと思いますので、令和5年に向けてよく検討していただきたいと思います。

最後の質問に移りますが、ここからは市長に問うてみたいと思います。予算確保の点ですけれども、いろいろな資料を読みますと、部活動指導員の採用というのはやはり謝礼金とか仕事との両立、また勝利至上主義に陥る人間形成に支障が出たりとか、安全管理等が課題として挙げられているそうですが、予算がやはり一番課題になってくるのかと。令和5年あたりが過渡期かというように思いますが、市長自身のお考えとしては、部活動指導員というのをどのように活用したり、どのような考えで臨んでいくかお考えがありましたらお聞きしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 部活動の外部指導員導入を

今のはちょっとあまり自分でよく深くまだ組み立ててないというか、申し訳ありません。ちょっと完全な答えにはなりません、今教育長の話の逆によく聞いていて、大変なことになるなという思いがしました。もう準備を始めないとちょっといけないのではないかと思います。当地域、サッカーはもう先に進んでいるような気がします。クラブチームとか、そういう形態ということがもっと広がりをしていくのではないかと。その辺と部活動の合わせ技になっていくのかという気がして、これはちょっとまだ私、答弁が不十分だと思いますので、これからはぜひともいろいろ一緒の気持ちでちょっといろいろ議論をしていきたいと本当に思います。ちょっとまだそこまでの答弁しかできません。申し訳ありません。

○副 議 長 9 番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 部活動の外部指導員導入を

市長の答弁にもありましたけれども、令和5年ということになるとちょっと早いですし、対策をちゃんと取らないとというのは、今、初めて聞いたのですけれども、令和5年というのはすぐ来ますねという感じがします。

ちょっとコロナ禍で大変残念ではあったのですが、市内中学校で野球をかなり頑張ったチームもありますし、塩沢小学校の体育館でやっているミニバスが中止になりそうですけれども、県大会で優勝できそうな子供たちがそろったという話があります。また、市外ですけれども、堀之内中学校が今、吹奏楽の強豪になっていまして、毎年、県で金賞を取るのですけれども、これは小学校時代から外部の方が指導していくという土壌ができたということがあって、非常に外部指導員がうまく活用されております。

中学校の先生にお聞きしたのですが、不登校の生徒さんが立ち直るきっかけで一番多いのは部活動で、学校に来られるようになったというケースがあるそうです。また、この事業はよい人材が市長がずっと言っている南魚沼に戻ってくる可能性が、指導者として採用されれば可能性があるのではないかと期待できる部分もありますので、ぜひ、部活動指導員というものを積極的にPRもしたり、令和5年に向けて取組をつくっていただきたいと思います。この辺、人材の確保とか、よい人材が南魚沼に戻って来られるような取組に対しての市長の思いというのを最後、聞いて終わりにしたいと思います。

○副 議 長 市長。

○市 長 部活動の外部指導員導入を

いろいろお話を聞かせてもらいました。この部活のことではなくても、前から自分もよく話しているように、そういう帰って来られる仕組みづくりとか、それが地域にとってもよくて、この中に部活動とか外部指導員とかこういったところというのは、昔からこういう議論はありましたけれども、今ほど必要に迫られてきているのではないなという思いがしました。いろいろ検討していかなければ、子供たちのことでもありますのでという思いです。

以上でございます。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○副 議 長 以上で、桑原圭美君の一般質問を終わります。

○副 議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

○副 議 長 本日はこれで延会いたします。

次の本会議は明日9月8日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでした。

〔午後5時19分〕